

名勝 九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園
整備基本計画

令和6年3月
佐賀県





目次

例言

第1章 沿革と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 計画策定の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 検討体制と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 関連計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 名勝九年庵庭園の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

1. 指定地の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 指定地の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 広域関連施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3章 名勝九年庵庭園の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

1. 保存整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
2. 活用整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
3. 管理運営の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第4章 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

1. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
2. 整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第5章 基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

1. 基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
2. 方針別の基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第6章 整備計画 56

- 1. 保存整備に関する整備計画 56
- 2. 活用整備に関する整備計画 63
- 3. 管理運営に関する整備計画 74

第7章 事業計画 79

- 1. 年次計画 79
- 2. 整備に係る手続きについて 83

例 言

- 1 本書は、佐賀県神埼市に所在する名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園の整備基本計画（以下、「本計画」という。）である。
- 2 本計画の策定事業は、令和4年（2022）度より佐賀県 MIGAKI チーム及び文化課文化財保護・活用室が主体となり実施している。
- 3 本計画の策定にあたり、名勝「九年庵庭園」整備基本計画策定委員会から指導・助言を得ている（詳細は本計画「第1章 沿革と目的 4. 検討体制と経過」参照）。また、文化庁文化財第二課の指導と助言も受けている。
- 4 本計画の策定にあたっては、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年（2019）3月4日、文化庁）及び「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」（平成27年（2015）3月、文化庁文化財部記念物課）を参考に内容を検討している。
- 5 図の出典及び所蔵は、その図を掲載している頁に記載している。記載のないものは本事業で作成したものである。
- 6 本計画の策定に係る業務は、佐賀県地域交流部文化・観光局から、株式会社都市環境研究所九州事務所に委託している。

第1章 沿革と目的

1. 計画策定の沿革

九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園（以下、「九年庵」という。）は、佐賀県神埼市神埼町にあり、仁比山神社の参道沿いに所在する。城原川支流に開く小谷間の開口部付近にあり、建築と庭園を中心として三方を森林が取り囲み、これらが一体となって固有の景観を呈している。明治期の実業家伊丹氏の別邸として明治初年の神仏分離令により廃寺となった仁比山護国寺の塔頭であった不動院と地藏院の跡地に築かれ、その後、倉田氏の手が加わって、現在、佐賀県（以下、「本県」という。）の所有となっている。

山岳信仰の拠点であった仁比山神社は、脊振山系の地形や地勢を克服し、水利を巧みに取り入れ、個性的な門前空間を形成している。このため、仁比山神社の周辺には、九年庵をはじめ、護国寺時代の仁王門や伊東玄朴旧宅、これらの敷地割や水路を画す石垣石積などの文化財が数多く所在しており、豊かな自然環境とともに歴史文化的な景観を構成している。

このように九年庵は、仁比山護国寺の歴史を継承し、明治期の特色を持つ建築と庭園がともに保存され、かつ周囲の自然環境と一体となって維持されており、庭園史上のみならず庭園を主体とした文化史上の優れた価値が認められ、平成7年（1995）2月21日に国の名勝として指定されている。

現在、春と秋の年2回に一般公開を実施しており、季節ごとに異なる趣を呈する庭園に雁行した草葺屋根が佇む風景は多くの来訪者を魅了している。

一方、経年による建造物の劣化や樹木の繁茂など、名勝を構成する要素への影響が見られるほか、活用を想定した耐震、防災等の整備の必要性も高まっている。

そこで、令和5年（2023）3月に九年庵の本質的価値とそれを構成する要素及び現状の課題を整理し、保存、活用、防災、整備及び運営体制について、取組を推進するための方向性や方法を示している『名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園保存活用計画』（以下、「保存活用計画」という。）を策定し、その後、保存活用計画に基づき、今後着実な整備を推進するために、本計画を策定することとする。

2. 計画策定の目的

本計画は、文化財としての適切な保存と活用を図り、次世代への確実な継承を行うため、保存活用計画を踏まえ、現状の保全状況や活用方法、運営管理方法における課題を具体的に整理するとともに、課題解決のために必要となる整備内容や優先順位を示すことを目的として策定するものである。

3. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、以下の通り、九年庵の名勝指定範囲全体及び近接する県有駐車場及び東屋・トイレの所在する広場の範囲とする。

所在地：佐賀県神崎市神埼町の字仁比山 1696、1694 の一部、1680、1683

面積：12,753 m²（指定地内 11,470 m²、駐車場 428 m²、東屋・トイレ 855 m²）

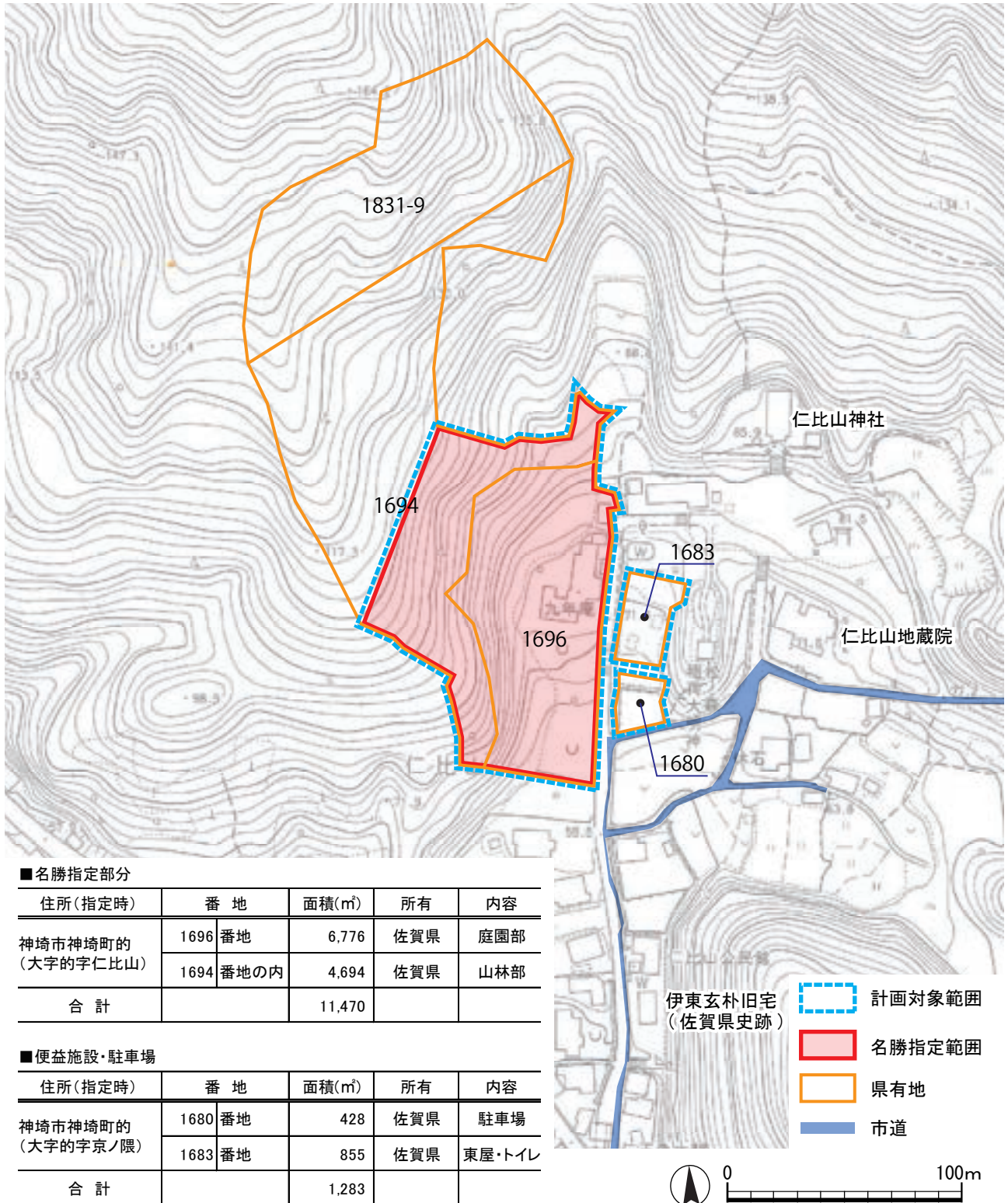


図1-3-1 名勝指定範囲・県有地・計画対象範囲位置図

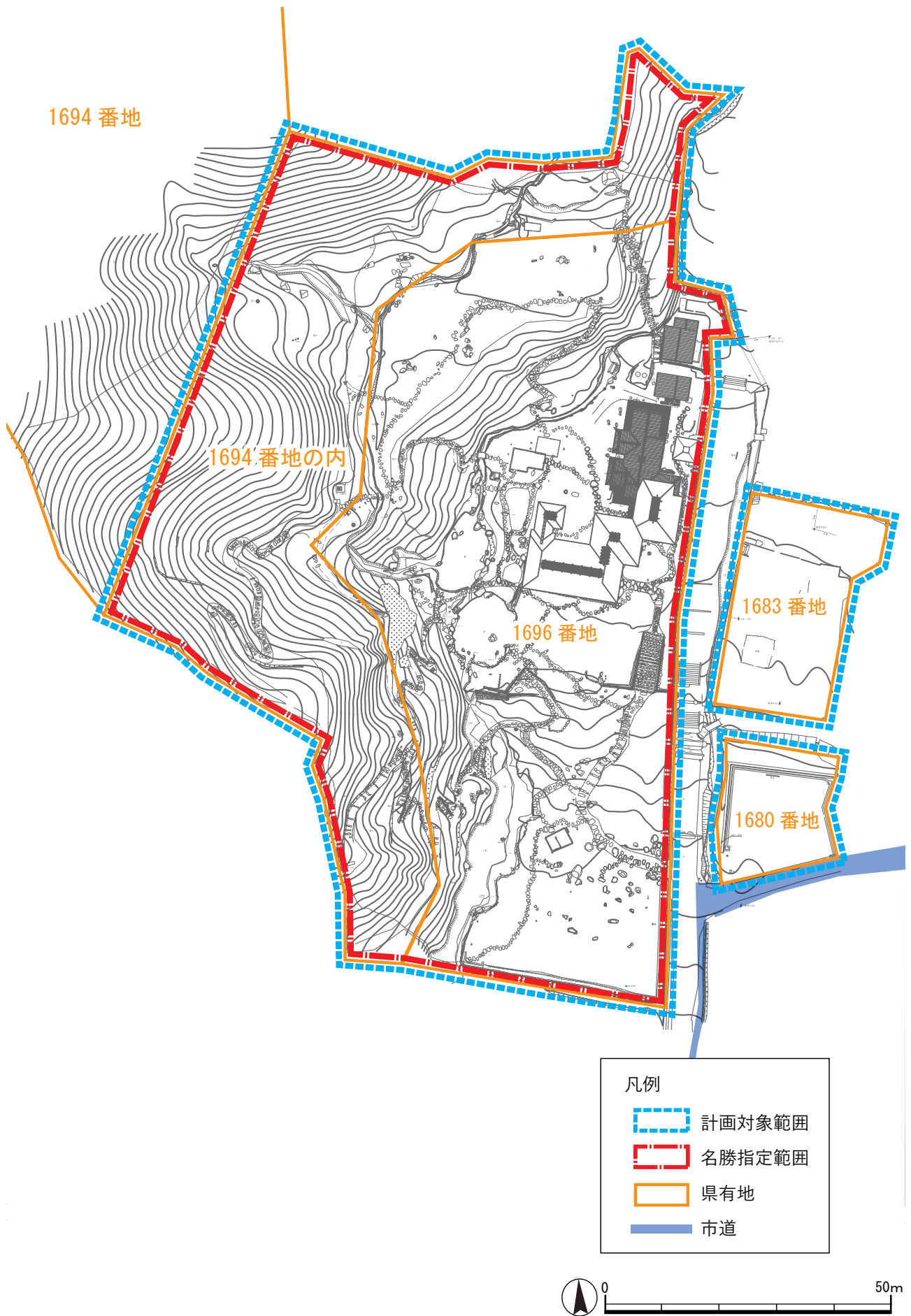


図1-3-2 計画の対象範囲 (拡大)

4. 検討体制と経過

(1) 検討体制

本計画は、佐賀県 MIGAKI チーム及び文化課文化財保護・活用室を事務局とし、学識経験者から構成される「名勝「九年庵庭園」整備基本計画策定委員会」を設置して、計画に対する指導・助言を得るとともに、オブザーバーとして文化庁文化財第二課の指導・助言を踏まえて作成した。

表1-4-1 名勝「九年庵庭園」整備基本計画策定委員会委員一覧

役割	氏名	所属	分野
委員	仲 隆裕	京都芸術大学教授	庭園
	永松 義博	南九州大学名誉教授	造園
	伊東 龍一	熊本大学名誉教授	建築
	松下 秀紀	佐賀県観光連盟 誘客推進部 部長	観光
オブザーバー	青木 達司	文化庁文化財第二課 調査官	
事務局	佐賀県 MIGAKI チーム、文化課文化財保護・活用室		

(2) 検討経過

本計画は、保存活用計画に引き続いて、以下の経過で検討を行った。

表1-4-2 検討経過

実施日	会議名	主な協議内容	
令和3年 (2021)	11月10日(水)	名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会委員による現地指導	<ul style="list-style-type: none"> 対象地視察 課題及び整備の視点
	11月15日(月)		
	11月16日(火)		
令和4年 (2022)	3月2日(水)	第1回名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 今年度調査の概要と結果報告 今後のスケジュール
	9月17日(土)	徳村造園による現地指導	<ul style="list-style-type: none"> 庭園の現状と課題 整備、維持管理の方法
	10月7日(金)	名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会委員による現地指導	<ul style="list-style-type: none"> 保存管理計画
	10月17日(月)	第2回名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 今年度の調査報告 保存管理計画、活用計画
	12月12日(月)	第3回名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 保存活用計画全体 整備基本計画の構成
令和5年 (2023)	6月5日(月)	文化庁への進捗報告と意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 整備基本計画の策定について
	7月5日(水)	有識者へのヒアリング及び先進地視察	<ul style="list-style-type: none"> 活用方法について
	7月23日(日)	有識者による現地指導と意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 活用方法について
	8月25日(金)	神崎市へのヒアリングと意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 活用方法について
	9月2日(土)	先進地視察	<ul style="list-style-type: none"> 活用方法について
令和6年 (2024)	9月3日(日)	先進地視察 有識者との意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 活用方法、管理運営について
	10月2日(月)	第1回名勝「九年庵庭園」整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 課題、方針について 保存整備について
	10月29日(日)	有識者による現地指導と意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 活用方法、管理運営について
令和6年 (2024)	12月25日(月)	委員への意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 整備基本計画全体について
	12月28日(木)		
	1月9日(火)		
	1月11日(木)		
1月31日(水)	第2回名勝「九年庵庭園」整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 整備基本計画全体について 	
3月(予定)	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 整備基本計画全体について 	

5. 関連計画との関係

(1) 佐賀県施策方針 2023

(計画期間：令和5年(2023)から令和8年(2026))

「佐賀県施策方針 2023」(以下、「施策方針」という。)は、佐賀県の目指す将来(10年後)の姿を見据え、その実現に必要な4年間の県の方策を示したものである。

施策方針は、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念とし、その実現のために8つの未来の姿を描き、すべての基軸に人を置き、施策推進していくことを掲げている。未来の姿の一つには「創ろう！スポーツ新時代の創出 佐賀らしい文化の創造」を掲げ、文化的・歴史的資産が大切に継承されるとともに、人々が多彩な文化芸術活動に触れ、佐賀の地から新たな文化が創造されていくことを目指している。また、「輝こう！いきいきと自発の地域づくり 唯一無二の地」を掲げ、人々が地域の歴史や文化、自然、豊かな食、伝統など、唯一無二の素晴らしさに気づき、大きな誇りを感じるとともに、自発的な地域づくりが進んでいることや、佐賀が持つ本物の価値がデザインやコラボの手法で広く情報発信され、そこに惹かれた人々が世界中から佐賀県を訪れることを目指している。

(2) 佐賀県文化財保存活用大綱

佐賀県文化財保存活用大綱は、文化財保護法に基づき策定する計画で、本県の文化財保存活用に関する基本的な方針を示すとともに、県内市町が文化財保存活用地域計画を作成する際の指針となるものである。

文化財の保存・活用の課題として(1)県内文化財の総合的な調査・研究、(2)適切な周期による修理・整備、(3)耐震化の推進や防災・防犯設備の充実、(4)文化財継承の担い手やヘリテージマネージャーの育成、地域住民レベルの底力の育成、(5)新たな用途への活用、(6)分かりやすく効果的な情報発信の6項目を挙げており、これを踏まえ、目指すべき将来像と保存・活用の方針として、県民自らが文化財の素晴らしさを再発見・再認識する(知る)こと、これにより誇りや愛着が芽生え、それらの適切な保存(守る)を図ること、それらの素晴らしさが伝わるように活用(活かす)していくこと、そして国内外からの注目が集まり、それによって誇りや愛着が更に深まり継承(つなぐ)されていくことを掲げ、知る・守る・活かす・つなぐの好循環を生むことを目指している。

また、市町への支援の方針や、防災・災害発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制について記載している。

(3) 第4期佐賀県環境基本計画～森川海へつながる佐賀の豊かな環境を未来へ～

(計画期間：令和3年(2021)度から令和8年(2026)度)

「第4期佐賀県環境基本計画～森川海へつながる佐賀の豊かな環境を未来へ～」(以下、「環境基本計画」という。)は、佐賀県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画として策定したものである。

環境基本計画において、10年程度先を展望した目指す姿のひとつに「身近な自然や歴史的な町並み等の豊かな環境と調和した地域になっています」を掲げている。また、目指す姿の実現に向けた施策の展開方向のひとつに「環境負荷の少ない地域づくり」を設定し、「豊かで潤いのある地域づくり」に向けて、歴史的・文化的資産を保存するとともに、景観資源や地域のシンボリックな資源として活用を図ることを示している。

(4) 佐賀県美しい景観づくり基本計画（平成19年（2007）3月策定、令和3年（2021）3月改訂）

佐賀県美しい景観づくり基本計画（以下、「景観づくり基本計画」という）は、佐賀県美しい景観づくり条例第7条に基づく基本計画であり、平成17年（2005）3月に策定した「佐賀県美しい景観づくり基本方針」に基づき、県全体の景観づくりの基本施策と推進スケジュールを示した計画である。

景観づくり基本計画において、景観づくりの基本方向として以下の4つを設定している。

- ①美しく豊かな自然や地形と調和した景観づくり
- ②歴史、文化の継承と創造による景観づくり
- ③快適な都市や農山漁村の景観づくり
- ④地域コミュニティの更なる形成に通ずる景観づくり

また、景観づくり推進事業のひとつに「22世紀に残す佐賀県遺産」の認定と支援を掲げている。九年庵の近くに位置する仁比山神社の仁王門は佐賀県遺産に認定されている。

(5) 佐賀県の都市計画に関する基本方針（平成17年（2005）4月策定）

「佐賀県の都市計画に関する基本方針」は、県全体の都市計画の基本方針を示すもので、県を5地域に区分した「地域マスタープラン（地域別の都市計画マスタープラン）」について、策定の考え方、広域的な都市計画の基本方針及び県が決定する個別の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」についての基本的な考え方を示している。

県土づくりの基本理念のひとつに「地域の特性を活かした個性と魅力ある都市づくり」を掲げ、歴史的環境の保全・活用、景観形成を位置づけている。

さらに、地域づくりの目標として、神崎市を含む中部地域においては、佐賀県の中核都市圏として、広域的拠点性を高めるとともに、自然的環境や田園環境の保全、拠点間をつなぐ都市軸と河川の水系を中心にした自然環境軸から構成される将来地域構造の形成を目指している。

(6) 神崎市都市計画マスタープラン（平成24年（2012）3月策定）

本県が定める中部地域マスタープランに即して神崎市が策定した都市計画マスタープランであり、神崎市全体の都市の将来像やその実現に向けた方針を定めた計画である。

神崎市都市計画マスタープランでは、地域別構想を定めており、吉野ヶ里歴史公園から九年庵、水車の里、日の隈公園に至るエリアでは、田園景観と調和した歴史文化レクリエーション地区として面的に優れた景観地区の形成に向けた検討の推進を行うこととしている。

(7) 神崎市歴史文化遺産を活かしたまちづくり基本計画（平成22年（2010）2月策定）

「神崎市歴史文化遺産を活かしたまちづくり基本計画」は、神崎市内の歴史文化遺産をまちづくりの重要な資源とし、その価値を市民が再認識することで郷土に対する誇りと愛着を持つ人づくりと、歴史遺産と一体となった豊かな環境、景観を守り育てる地域づくりを行い、人が行き交う活力ある神崎を目指して神崎市が策定した計画である。

まちづくりの基盤となる歴史文化遺産群エリアを設定しており、そのひとつが九年庵を含む「歴史と自然が息づく仁比山～水利の歴史がはじまる地～」となっている。

さらに、まちづくり活動の基盤となる14のストーリーを設定しており、「神崎を体感する眺望」のひとつに九年庵からの眺望が位置づけられている。

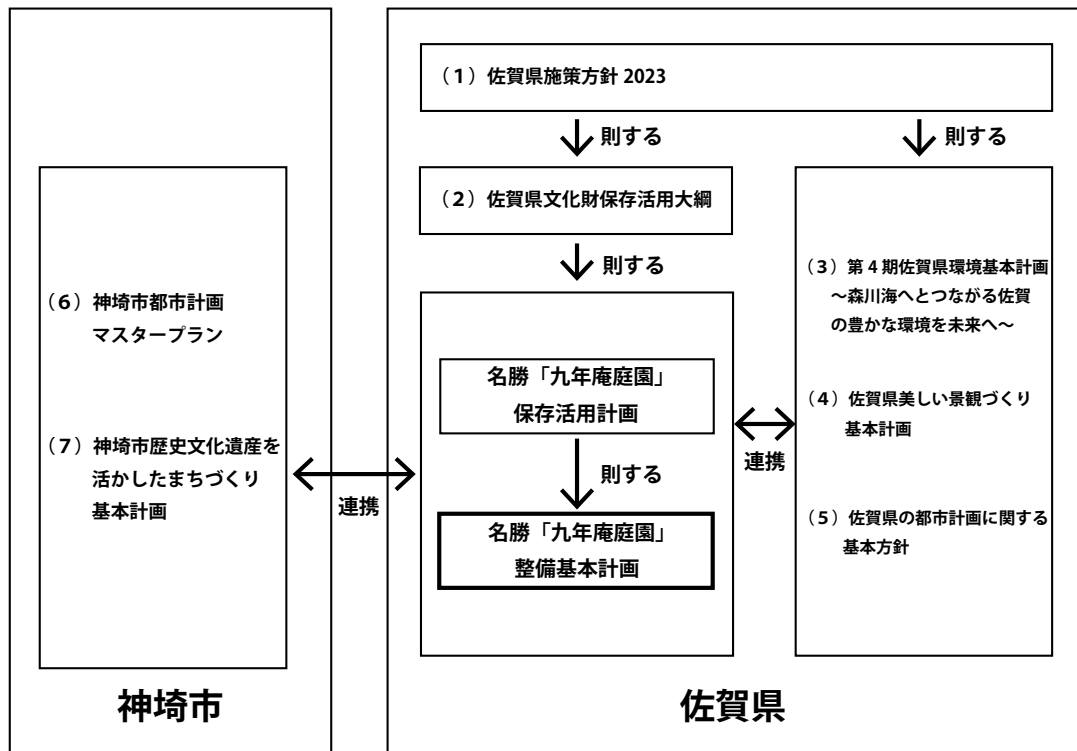


図1-5-1 関連計画との関係性

第2章 名勝九年庵庭園の概要

1. 指定地の状況

指定地の状況を以下に示す。

文化財種別	名勝
文化財名称	九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園
所在地	佐賀県神埼市神埼町の字仁比山
地域	1694番のうち実測4694.205㎡、1696番
指定面積	11,470㎡
指定年月日	平成5年（1993）11月19日（答申） 平成7年（1995）2月21日（指定）
所有・管理	佐賀県（令和3年（2021）度に森林整備課から文化課文化財保護室に移管、令和4年（2022）度に文化課に移管、令和6年（2024）1月にMIGAKIチームに移管）
指定説明	九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園は、石垣と石段で南北二段に区切られた旧寺院塔頭の敷地を利用し、上下段に書院、茶室、池庭、平庭を巧みに配している庭園で、庭園史上のみならず庭園を主体とした文化史上極めて価値が高いものである。
指定理由	佐賀平野の東部に位置する神埼町の北端、脊振山にかかる谷間の小高い台地に、「仁比山神社」がある。元は天台宗「仁比山護国寺」である。明治初期の神仏分離令により寺院は廃され、神社境内は維持されたものの、寺院境内は荒廃の一途をたどった。

時期は明確ではないが、佐賀県の大実業家にして後に貴族院議員もつとめた伊丹彌太郎は、旧寺院の塔頭「不動院」跡を中心とする土地を購入し、明治25年、ここに別荘（書院）を建築した。続いて、同33年から41年にかけて、約9年を費やして庭園と茶室「九年庵」を築造した。

その後、久留米の人で、後の「月星ゴム」の創始者、倉田泰蔵の所有・管理するところとなったが、昭和58年以降、佐賀県の所有となり維持管理が行われている。

石垣と石段で南北二段に区切られた旧塔頭の敷地は約6,700平方メートルの広さを持ち、北と西は山と急崖に囲まれ、東は神社参道に石垣および生垣を挟んで接している。南は筑後平野へ向かって広く開けている。

旧塔頭の敷地を見事に利用し、上下二段に書院、茶室、池庭、平庭を巧みに配している。上の段には、南北にやや雁行型の書院を設けている。一部に改変の跡があるが明治期の数寄屋建築として多くの特色を有している。書院の西側には南北に連なる二段の池庭を設けている。北池に近く茶室「九年庵」を設けたが、現在は扁額と材料は保存されているものの、基礎と井戸を残すのみである。

下の段には、上の段の池から落ちる水を、西の山裾の流れとし、全体に、低い庭石を配した「平庭」を設けている。中央に四阿を設けているが、現在は跡のみを残す。

このように、上下どちらの段でも静謐な庭の四季と典雅な茶事を楽しみ、眼下はらかな筑後平野と有明海の眺望をほしいままにできる。

庭園は、久留米が生んだ名作庭家、誓行寺住職・阿理成の手になるものであり、近年惜しくも消滅した熊本市の「東雲楼庭園」とともに彼の代表作である。久留米市を中心に残された彼の作庭からみて、奇を衒うことを極力排し、石、樹木、水の自然のよさを存分に発揮させるという作庭精神が十分にうかがわれる庭園である。

古い寺院の歴史の跡を継承し、明治時代の特色をもつ庭園と建築が共に保存されており、かつ周囲の自然環境・自然景観も一体となってよく維持されており、庭園史上のみならず庭園を主体とした文化史上きわめて価値が高い。

（月刊文化財12月号平成5年No.363より）

2. 指定地の概要

(1) 本質的価値

九年庵の本質的価値について、保存活用計画に以下の通り示している。

1) 近世寺院の敷地を生かした自然主義の庭園である

九年庵は、佐賀平野の東部に位置する神埼町の北端、脊振山谷合の丘陵裾野という地形を生かし、背後の山林と敷地の高低差を利用した庭園と建築が違和感なく自然に配置された立体的な回遊式庭園である。庭園は虫害を契機として松からモミジへと主体が変わっていき、現在の環境となったもので、春は苔類の明るさ、夏は眩しいまでの木々の緑と水系の清涼感、秋はモミジの紅葉と静けさ、冬は南方に広がる有明海と雲仙普賢岳を借景とした落ち着きを看取でき、日常の喧騒から離れ自然のゆとりを感じながら静謐な庭の四季と典雅な茶事を楽しむことができる。

九年庵の土地は、天平元年（729）に聖武天皇の勅願によって行基が草創したとされ、往時には三十六の坊が存在した天台宗・仁比山護国寺跡で、庭園の敷地は、江戸時代前期の築造と考えられる高さ3mを越える石垣を境に南北二段に区切られた古い寺院の敷地を継承するもので、上段部分が明治初期に廃寺となった塔頭不動院の跡地、下段部分が廃寺となった吉祥院跡地に移転して現存する地蔵院の跡地にあたる。

九年庵は、佐賀の大実業家であった伊丹文右衛門（天保7年カ～明治26年）が明治24年（1891）に塔頭不動院跡地を入手し、明治25年5月に別荘を建築したことに始まる。続いて文右衛門の子である伊丹彌太郎（慶応2年～昭和8年）が明治33年（1900）から9年を費やして庭園を築造したものである。庭園は、東雲楼庭園（熊本市）も手掛けた名作庭家として知られ、久留米の誓行寺住職であった阿理成ほとりじょうによる数少ない作例として貴重である。阿はその作風を自ら「自然流」と称し、林間をわずかに切り開き、その中に茶室を建てる茶庭の趣を表現することを理想としており、九年庵においても既存の地形や樹木を存分に生かした自然主義の庭園として、奇を銜うことを極力排して石・樹木・水の自然の良さを充分に発揮させるといふ作庭精神が見事に実現されている。

南北二段に区切られた庭園では、主屋、門、茶室、池庭、平庭が調和しながら独自の風情を形成し、その北側と西側は雑木林の山林に囲まれ、東側は石垣と生垣に沿って仁比山神社の参道に接し、南側は筑後平野と有明海に向かって開けた豊かな眺望が広がる。また、周囲には自然豊かな仁比山神社の境内地をはじめ、参道沿いにある仁王門や伊東玄朴旧宅といった有形の文化財に加えて、仁比山神社の御田舞という無形の文化財が形成する文化的環境に周囲の山林や田園からなる自然景観が一体となった歴史的風致に富んだ環境にある。

2) 北部九州の発展に尽力した大実業家たちが磨き上げた近代庭園である

九年庵を築造した伊丹家は、佐賀藩主鍋島家の御用達を務めていた家柄で、近代には佐賀財閥御三家と呼ばれた佐賀の大実業家である。伊丹彌太郎は、実業家で地域のリーダー的存在であった父・文右衛門の跡を受けて明治20年代から金融業をはじめ鉄道事業や水産業、インフラ整備に尽力しており、庭園の南方眼下に広がる筑後平野にはその功績である九州鉄道佐賀支線（現九州旅客鉄道長崎本線）や大川若津港も目にする事ができる。

伊丹氏が創業に尽力した広滝水力発電所の開業（明治41年（1908））にあたっては、接待のために芸妓を集めて客人をもてなす祝賀会が豪華に開催され、大正6年（1917）5月には、佐賀へ帰郷した大隈重信を九年庵に招いて歓迎会を催すなど、別荘としてのみならず著名人や客人をもてなす社交の場として九年庵を利用し、数々の商談もまとまったといわれる。

大正9年（1920）、彌太郎は地蔵院の跡地となる下の段を入手し、九年庵の改造を行っている。大正7年（1918）に貴族院議員に選出されたことも契機となっか、客人を迎えるための空間が充実していっ

たとみられ、九年庵庭園の名称の由来となった茶室「九年庵」もこの際に建築されたと考えられる。主屋の佛間にはすでに茶室の機能が備っていたが、主屋西側の平庭に独立した茶室を設けたことで、待合からの動線に背後の山林を取り込みつつ井戸や流れ手水などを備えた茶庭の空間が充実し、主屋から料理を配膳するなどして客人をもてなし、茶事を楽しんだ近代数寄者としての伊丹氏の志向の一面を窺い知ることができる。この改造後には新築祝いが開かれ、九年庵の後の所有者となる倉田泰蔵を含め、県内外の名士が多数招待されている。

倉田泰蔵（明治20年～昭和53年）は、大正7年（1918）に「つちやたび合名会社」の社長に就任し、後に月星ゴム株式会社を創始した久留米の実業家である。倉田氏は、昭和35年（1960）2月に九年庵を入手後、昭和37年（1962）5月にかけて庭園の造作と家屋の一部を新築する改修を行っている。

この改修にあたっては、当時、奈良国立文化財研究所建造物室長であった森 蘊^{もりおさむ}博士と京都の植清徳村造園（徳村五三郎）が監修を務めており、奈良文化財研究所には昭和35年頃の九年庵の様子を伝える写真をはじめ、庭園の植栽や飛石の配置など、改修前の主屋の状況を伝える図面等の資料が残され、伊丹氏から倉田氏へ受け継がれる九年庵の様相を窺い知ることができる。主屋の増改築では、茅葺部分からなる接客空間には手を加えずに主屋北側の接客に供する台所や風呂場等の近代化と拡充が図られ、庭園では視界の広がり意識して客間南側の飛石の配置を整えるなど、茶庭の空間に磨きをかける改修が行われ、山林の斜面遊歩道にはコンクリート製の擬木の手摺や腰掛を整備するなど、近代庭園として高低差や眺望を活かした回遊性のある土地利用も意識されている。これらは当時の月星ゴム株式会社の事業拡大の時期と呼応するものとして、多くの来訪者を迎えるための意図が窺われるものであり、実際に料理人を雇うなどして客人をもてなし、多数の商談が行われていたことも伝えられている。

3) 数寄屋造の建築が見事に調和している庭屋一如の庭園である

庭園の上の段に建つ主屋は、三棟の茅葺屋根から構成され、これらが周囲の景色を視覚的に取り込むよう雁行型に連なって庭園と山林の風景と見事に溶け込んでいる。土庇^{どびさし}を用いず量感ある入母屋屋根を載せる客間は、客人をもてなすための主座敷で、南側と西側を大きく開放として庭を取り込むよう計画されており、特に表玄関から次の間、客間へと続く接客の空間は、主屋の中で最も力が注がれている部分であり、庭園と建築が一体のものとして融合する「庭屋一如^{ていおくいちによ}」の趣が見事に表現されている。

建築は数寄屋造の意匠からなり、客間と次の間には四方柱^{しほうまき}の榿^{つが}の柱、面皮付^{めんかわつき}の檜^{ひのき}の長押、桜や辛夷^{なげし}を自然のままに用いた垂木等、厳選された上質な材料が用いられ、内壁は大きな藁^{わら}を現す仕上げを施して「わび・さび」を表現し、天井は佐賀錦を模したという割竹の網代天井^{あじろ}、建具は華奢な雪見障子^{こしいた}の腰板部分を網代とするなど、造作や意匠にも配慮され洗練されている。また、表玄関の北側に位置する佛間は、付書院や三角の板床^{まらまど}、円窓付の床脇を備える座敷であるが、天井や内法は低く抑えられ、掛^{かけ}込^{こみ}天井や蒲^{がま}蓆^{むしろ}天井を用いて畳には炬^つを切り、縁側には躰^{つくばい}踞^{すい}や水琴窟^{すいもんくつ}を備えるなど茶室の設えを有しており、濡縁^{ぬれえん}南端から南東側へ延びる斜壁が庭の景色を取り込む視界に配慮した意匠として特筆される。

外観は、外壁を黄土色の中塗仕上げとして腰壁には杉皮や割竹を張り、壁面^{れんじ}には連子窓や下地窓を設け、濡縁は丸竹を用いて樽縁^{くれえん}とし、深い軒を支える側柱には細い円柱を用いて建物全体に軽快さを与えるなど、建物を構成する外観の素材や色彩に統一された意匠的配慮が読み取れ、主屋南側に雁行する茅葺屋根とその北側の赤褐色^{ゆうやくがわら}の釉薬瓦とがよく調和して周囲の自然景観に見事に馴染んでいる。

主屋は、伊丹氏時代の1920年と倉田氏時代の1962年に一部改変が行われているものの、建築当初の主体部には大きな変更が行われず良好に受け継がれており、近代数寄者によって築かれ、磨き上げられた県内でも類をみないほど充実した数寄屋建築として貴重である。

客間から飛石で続く主屋北西側には1920年に建築され、1955年に解体された茶室「九年庵」跡があり、現在は待合跡を含む礎石と井戸、躰^{つくばい}踞^{すい}が残され、富岡鉄斎の書による扁額や建築部材等は保管を行っている。また、主屋の東側上手、神社参道に接して建つ東門は、茅葺の寄棟屋根を

載せる数寄屋造の良質の四脚門で、庭園の玄関口として参道沿いの歴史的風致の向上に大きな役割を果たしている。

庭園の下段には、上段の池泉から落ちる水を西側の山裾の流れとして全体に低い庭石を配した平庭があり、中央部には東屋を設けていたが、現在はその跡のみを残している。また、南東側の敷地境には、参道沿いに連なる石垣と生垣の途中に円柱の親柱の両側に袖垣そでがきをもつ一間一戸の屏中門へいちゅうもんが建ち、庭園への下手側の出入口として有用な装置となっている。

(2) 構成要素

九年庵の構成要素は保存活用計画において、以下の通り抽出している。

表2-2-1 指定地内の構成要素の整理

要素の分類			地区区分							
			山林	庭園・建築						
			ア) 山林地区	イ) 主屋・主屋南地区	ウ) 茶室跡・主屋西地区	エ) 池周り地区	オ) 水路周り地区	カ) 石階段下地区	キ) 主屋北地区	
指定地内の要素	A	本質的価値を構成する要素	地形・地割	石垣	石垣、石階段、平庭、前庭	露地	石垣、池庭	斜面地	石垣、平庭、斜面地	石垣
		石組、景石、敷石、石造物	飛石 1~15、灯籠、滝石組、層塔、供養塔	飛石・敷石 1~7、手水、灯籠、沓脱石、水琴窟	飛石・捨石、井筒、蹲踞、灯籠、手水、流れ手水	飛石 1~16、手水、沓脱石、灯籠、滝石組、池泉式護岸石組、景石	飛石 1~11、灯籠、円形加工石、滝石組	飛石 1~7、灯籠、景石	飛石 1~4、灯籠	
		水系	水路	—	水路	池(上池、下池)、滝	水路、滝	—	水路	
		植栽	シイ、カシ等	高木類(モミジ等)、低木類(ツツジ等)、地被類(コケ等)	高木類(モミジ等)、イヌマキ、低木類(ツツジ等)、地被類(コケ等)	高木類(モミジ等)、低木類(ツツジ等)、地被類(コケ等)	高木類(モミジ等)、低木類(ツツジ等)、地被類(コケ等)	高木類(モミジ等)、低木類(ツツジ等)、地被類(コケ等)	高木類(モミジ等)、低木類(ツツジ等)、地被類(コケ等)	
		構造物	手すり、ベンチ	—	石橋	—	—	—	石橋、井戸	
		建造物	—	客間棟、佛間棟、居間棟、表玄関	茶室跡、待合跡、茶室部材(扁額を含む)	—	—	東屋跡	炊事場棟、物置、東門、	
		その他	散策路	園路	園路	園路	園路	園路	園路	
	B	Aと密接に関わる要素	建造物	—	—	—	—	屏中門	ポイラー室	
		設置物	給水管	不動院扁額(詳細調査中)	—	—	—	—	給水管、貯水タンク	
	C	A、Bを支える要素	設置物	イノシシ防護柵	侵入防止柵、看板	侵入防止柵、看板	侵入防止柵、看板	侵入防止柵	侵入防止柵、太陽光発電機、看板	侵入防止柵、看板

表2-2-2 指定地外の構成要素の整理

要素の分類			周辺	
指定地外の要素	D	本質的価値に密接に関わる周辺の要素	水系	池、水路
		植栽	高木類、低木類、草本類、地被類	
		その他	参道、鳥居	
	E	その他の周辺の要素	建造物	便所、休憩所
		その他	駐車場	

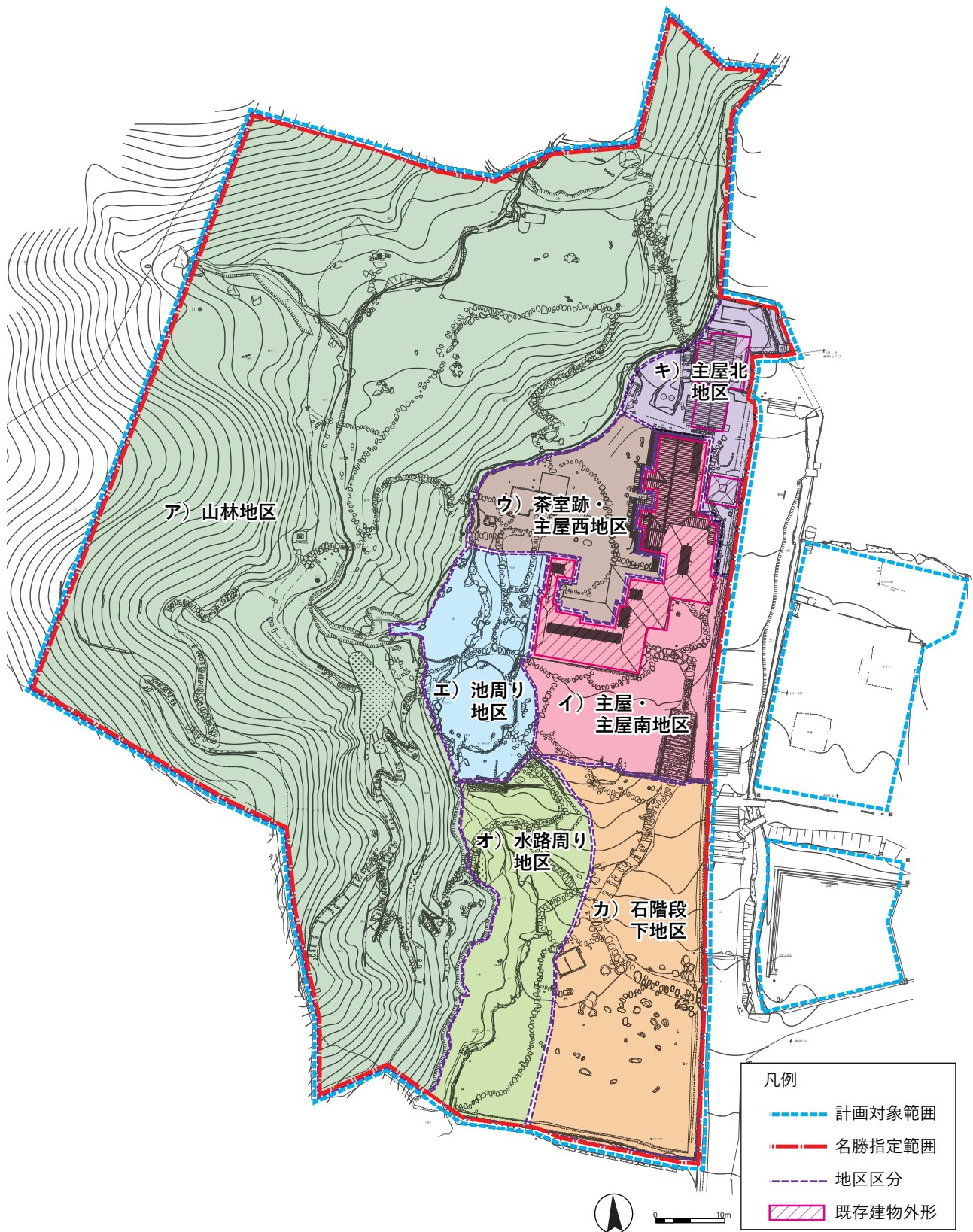


図2-2-1 地区区分

(3) 九年庵建築の概要

九年庵を構成する建築の概要は以下の通りである。

表2-2-3 九年庵建築の概要

名称	延床面積 [m ²]	棟高 [m]	階数	屋根	主な構成室
主屋	272.8	-	地上2階	-	-
客間棟	52.54	6.622	地上2階	草葺	客間、次の間、四畳、表玄関、南二畳
佛間棟	40.73	6.755	地上1階	草葺	佛間、北二畳
居間棟	(1階) 63.47 (2階) 26.13	6.561	地上1階	草葺	居間、北居間、内玄関、内玄関間
炊事場棟	84.54	3.861	地上1階	棧瓦葺	四畳の間、炊事場、風呂1・2、三畳、土間、便所2・3、化粧室
便所棟	5.39	2.984	地上1階	草葺	便所1
ボイラー室	12.43	-	地上1階	棧瓦葺	風呂
物置	31.49	-	地上1階	棧瓦葺	物置
東門	-	-	-	草葺	-
茶室跡・待合跡	29.84	-	基壇のみ	-	-



図2-2-2 主屋客間棟



図2-2-3 佛間棟



図2-2-4 居間棟



図2-2-5 炊事場棟



図2-2-6 便所棟



図2-2-7 ボイラー室



図2-2-8 物置



図2-2-9 東門



図2-2-10 茶室跡・待合跡

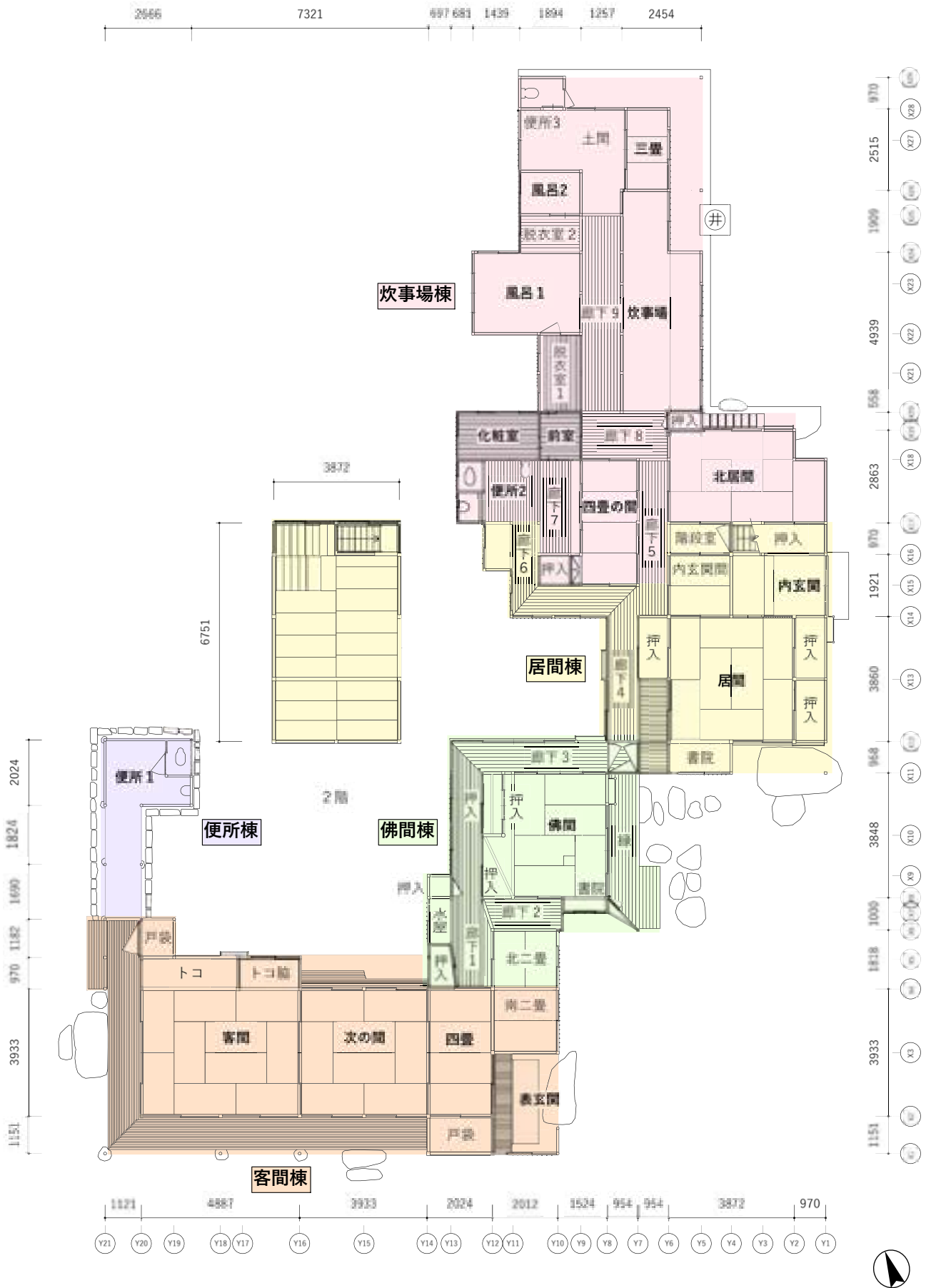


図2-2-11 主屋平面図

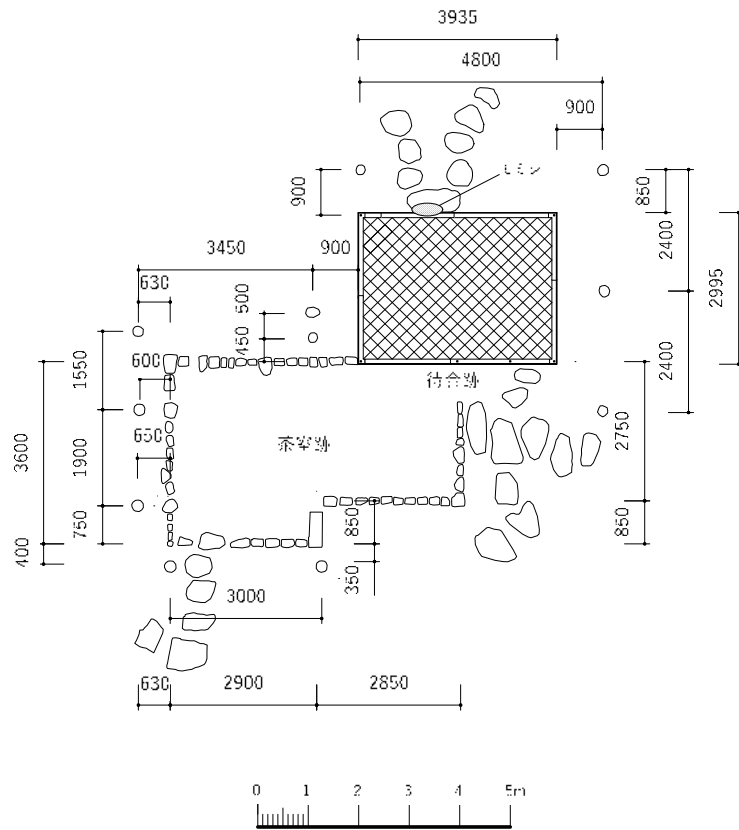


図2-2-12 茶室跡・待合跡平面図

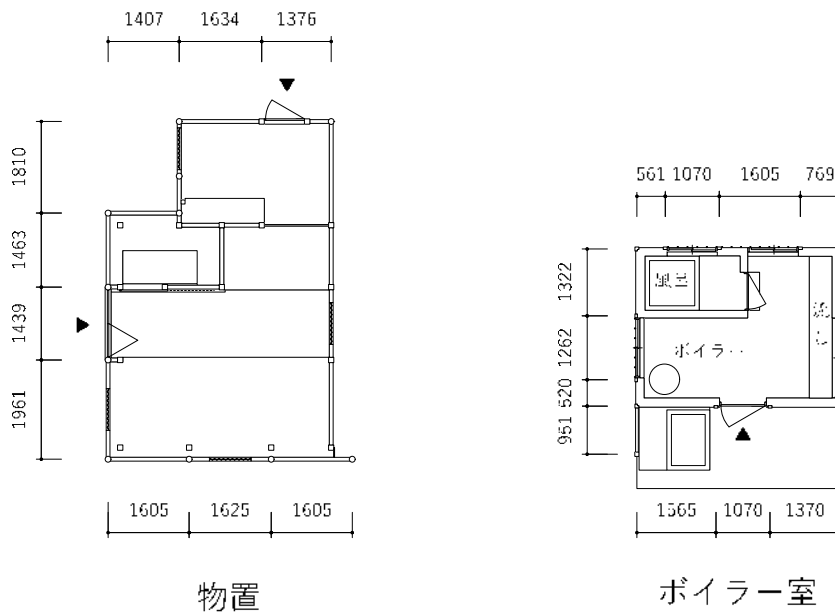


図2-2-13 物置・ボイラー室平面図

3. 広域関連施設

九年庵周辺に所在する文化財及び文化施設等は以下のとおりである。

○仁比山神社

九年庵の北に隣接する神社である。境内には神崎市指定天然記念物のクスノキが存在する。13年に1度開催される大祭で奉納される仁比山神社の御田舞は約1,200年も続く伝統行事で昭和34年（1959）には佐賀県重要無形民俗文化財にも指定される。

参道入口には仁比山神社の仁王門が存在する。この仁王門はかつて仁比山護国寺の山門であったと位置づけられており、江戸時代に修理が施されている。門に向かって右に阿形、左に吽形の仁王像が置かれている。この仁王像は県内では最も古く大きなもので、市の重要文化財に指定されている。



図2-3-1 仁比山神社
(クスノキは市指定天然記念物)

○伊東玄朴旧宅

仁比山神社参道東側に位置する。医者・蘭学者の伊東玄朴が21歳までの4年間過ごした住宅である。現在の建物は文政4年（1821）に建て替えたもので、267坪の敷地内にあり、立坪は22坪、寄棟草葺屋根を持つ。本県の史跡に指定されている。



図2-3-2 伊東玄朴旧宅（県史跡）

○仁比山公園キャンプ村

九年庵の南に約800m、城原川の対岸に位置する公園である。公園内には、バーベキューやキャンプに利用できるレンタルスペースが整備されている。桜や紅葉の名所である。



図2-3-3 仁比山公園キャンプ村

○水車の里

九年庵から南に約1kmの位置にある。明治30年（1897）仁比山地区一帯にあった大水車群を再現したものである。水車5基と水車小屋2棟が復元され、製粉と精米が出来るようになっている。「水車の里」南側には、この地区の水車の歴史などを展示した観光施設「遊学館」が整備されている。



図2-3-4 水車の里

○おしとり白角折神社

九年庵から南に約1km、城原川が山間部から平野部に流れ出る位置に鎮座し、神崎市内の櫛田宮、高志神社とともに神崎荘の三所大明神として崇敬されている。境内には、推定樹齢1000年、樹高22mのクスノキがあり、本県の天然記念物に指定されている。



図2-3-5 白角折神社
(クスノキは県指定天然記念物)

○広滝第一発電所

九年庵から北に約 1.5km の位置にある九州電力の水力発電所である。現役で稼働する煉瓦造りの水力発電所としては九州最古級である。

県内財界の実力者牟田万次郎や伊丹弥太郎らが資本金 30 万円を広滝水力電気株式会社を創設したのが始まりで、建設においては、原材料の運搬や構築技術の上で数多くの困難を伴ったといわれる。送電が開始された明治 41 年（1908）10 月 1 日、佐賀市と神崎市合わせて 2,060 戸、灯数 8,188 個の電燈が一斉に輝き人々を歓喜させたといわれる。城原川から取水した水を導き、その勢いで水車を回して発電する仕組みであり、当時としては最新式の施設で、明治期の電力普及に大きく貢献した。現在でもタービン 3 基で 2,150kw の発電が行われている。



図 2-3-6 広滝第一発電所

○伊勢塚古墳

九年庵から約 2km の位置にある前方後円墳で、本県の史跡に指定されている。墳丘全体に円筒埴輪がめぐらされ、後円部から人物埴輪も出土しており、墳丘の一部に葺石もみられる。

築造時期は 6 世紀後半頃と考えられる。後円部のほぼ中央に、巨大な花崗岩を用いた県下最大級規模の横穴式石室が築かれている。



図 2-3-7 伊勢塚古墳（県史跡）

○帯隈山神籠石

九年庵から約 3.8km の位置にある帯隈山に築かれた古代山城の跡と伝わる。全長は約 2,400m に達し、切石を並べた列石線は北側山頂部から下って南側山すそを廻り、馬のてい鉄のような形になっており、石は花崗岩で、高さ 60cm の直方体に切りそろえられている。昭和 16 年（1941）に発見されたもので、古代文化を知る上で極めて重要な遺跡である。国の史跡に指定されている。



図 2-3-8 帯隈山神籠石（国史跡）

○吉野ヶ里遺跡

九年庵から約 4km の位置にあり、神崎市と吉野ヶ里町にまたがる吉野ヶ里丘陵の南部に位置する。弥生時代を代表する大規模な環濠集落で国の特別史跡に指定されている。発掘された墳丘墓の甕棺墓の中には銅剣やガラス管玉などが発見されたものもあり、一般の墓地との違いがみられる。また、この吉野ヶ里遺跡の保存と、当時の施設の復元や出土資料の展示などを通じて弥生時代を体感できる場を創出し、国内及び世界への情報発信の拠点とすることを目的に、国と県が一体となった歴史公園として開園している。



図 2-3-9 吉野ヶ里遺跡
（特別史跡）

○横武城跡（横武クリーク公園）

九年庵から約6.2kmの位置にある室町時代の豪族横岳氏（横武氏）の城館である。現在は6haに及ぶクリークを生かした公園として整備されている。公園の一角には「くど造り」と呼ばれる家屋を復元した「葦^{あしべ}辺の館」が建っている。



図2-3-10 横武城跡
（横武クリーク公園）

○姉川城跡

九年庵から南に約7kmの位置にある国の史跡で、南北朝期にこの地に土着した菊池氏の分族を称する姉川氏の戦国末期までの居城である。環濠を周囲に巡らせ、佐賀平野に残るクリーク帯に築かれた城跡の中でも最大級の規模を誇り、中世領主の館などの情景を具体的にとどめているとして高く評価されている。また、後の佐賀城は、この姉川城を参考にして築城されたものと言われている。



図2-3-11 姉川城跡
（国史跡）

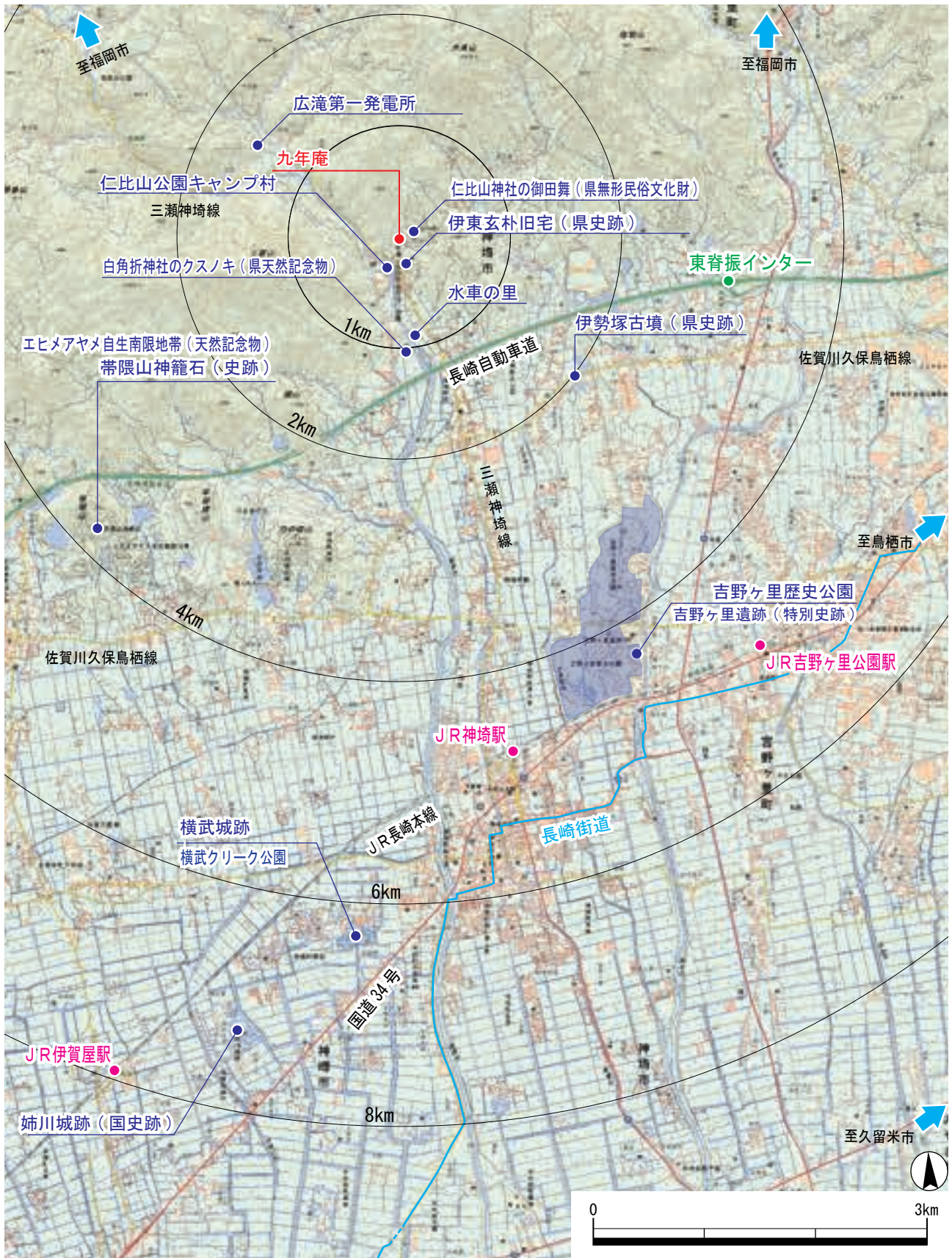


図2-3-12 九年庵周辺の関連施設の位置 (国土地理院電子地形図25000を加工して作成)

第3章 名勝九年庵庭園の課題

ここでは、保存活用計画で示した課題を踏まえ、第2章で示した九年庵庭園の概要を勘案し、整備に関する現状と課題を整理する。

1. 保存整備の現状と課題

(1) 山林における土砂等の堆積

山林の平場は、飛石の配置が見られるが、土砂や落ち葉が堆積しており、本来の姿が不明瞭になっている。より堆積が進行する前に旧状を調査し、本来の姿を顕在化することが必要である。

また、園路にも土砂や落ち葉が堆積している。今後の活用を見据え、山林内の歩きやすさ、安全性に配慮した整備が求められる。



図3-1-1 飛石の配置が不明瞭



図3-1-2 倒木や落ち葉が堆積した園路

(2) 飛石、石垣、石階段の埋没

庭園内には各所に飛石が配置されているが、苔や雑草の付着、踏圧、樹木の根上がり、地盤面上昇などにより、不揃いになっている箇所や埋没している箇所がある。庭園本来の姿がわかりにくくなっていることに加え、活用面においても、躓きやすさ、滑りやすさなどにつながると考えられることから、改善が必要である。

また、庭園と山林をつなぐ石段は傾斜していたり、土砂が堆積していたりして、歩きにくくなっている。今後、活用が想定される箇所では、石段の修復や土砂の撤去等の対応が必要である。

庭園と山林の間を通る水路に架かる石橋は、比較的劣化が少ないが、やや浮きや傾きが見られる箇所がある。経過を観察しながら、今後の活用も踏まえ、必要に応じて、対応することが望まれる。

庭園の石垣ははらみ出しによる危険な箇所や、苔の付着により、本来の姿が見えにくくなっている箇所があり、適切な修復が必要である。

(3) 石造物の損傷等

山林や庭園の各所に灯籠、供養塔などの石造物があるが、この中には破損しているものや、全体のバランスが歪んでいるもの、傾いているもの、配置が本来と異なると想定されるもの、著しく苔や雑草が付着しているものなどが存在し、調査及び補修が望まれる。

庭園に存在する井戸は機能不全となっており、機能回復の検討が求められる。

名勝指定当初から失われていた蹲踞の手水鉢や水琴窟については、旧状等について調査考察を行った上で、機能回復も視野に入れた検討を行うことが望まれる。



図3-1-3 苔の付着、不陸、埋没がみられる飛石



図3-1-4 苔や雑草が付着し不明瞭になっている飛石



図3-1-5 土砂等堆積、傾斜が生じている石階段



図3-1-6 苔が付着した石垣



図3-1-7 欠損がみられる石灯笼



図3-1-8 苔や雑草が付着した流れ手水と灯笼



図3-1-9
苔に覆われ、全体のバランスが歪んでいる灯笼



図3-1-10 倒木により破損した山灯笼



図3-1-11
燈障りの木（サカキ）の成長により傾斜した灯笼



図3-1-12
苔や雑草に覆われ輪郭が不明瞭になっている井筒

(4) 水系不全

山林や庭園に水路が配されているが、水路内に落ち葉や土砂等が堆積しているため、流れが生じにくく、また水が氾濫しやすくなっている。氾濫によって周囲の庭園や建物を毀損する影響も考えられるため、早急な対応が必要である。あわせて、水路内に雑草が繁茂することで、石組が不明瞭になり、流れも感じにくく、景観を阻害している。

池も同様であり、落ち葉や土砂等が堆積しているため、流れが生じにくくなっている。漏水も見られ、庭園下段との間に本来見られるはずの滝が喪失している。景観面だけでなく、水路の流れに影響するため、氾濫等が生じないよう、水路と一体的に流れを回復する早急な対応が必要がある。また、池内外の土砂や苔、雑草などにより、池護岸の石組の姿がわからなくなっているとともに、山林と庭園の間にある滝石組も苔や雑草により不明瞭になっている。

倉田氏時代には山林及び庭園に貯水タンクが整備され、現在も遺構が残るが、機能不全になっている。



図3-1-13 石組が不明瞭になっている水路



図3-1-14 落ち葉や土砂が堆積した水路



図3-1-15 氾濫しやすくなっている水路



図3-1-16 雑草が繁茂し流れが感じられなくなっている水路



図3-1-17
落ち葉や土砂が堆積した池、護岸の石組が不明瞭



図3-1-18 機能不全になっている貯水タンク
(庭園)



図3-1-19 不明瞭となっている滝石組

(5) 植栽による景観の変化

山林及び庭園の樹木は衰弱しているものも多く、倒木や腐朽による倒木危険木や、園路上に傾斜している樹木も見られる。倒木や倒木の危険性のある樹木を放置すると周囲を毀損する恐れがあるほか、利活用を図る上でも危険であるため、早急な対応が必要である。

一方、経年により、高木や低木が過大に成長し、眺望や本来の景観を遮っているところがある。また大木化し、周囲への影響が懸念される高木もある。過大に成長した樹木が周囲の石造物や建築を毀損している箇所では被害の拡大を防ぐため、早急な対応が必要である。その他の箇所でも本来の眺望や景観を回復する整備が求められる。



図3-1-20 腐朽による倒木危険木（シイノキ）



図3-1-21 倒木



図3-1-22 園路石段上に傾斜した樹木



図3-1-23 眺望を遮っている樹木



図3-1-24 ベンチの老朽化、眺望を遮る樹木



図3-1-25 雑草の繁茂、低木の過成長

(6) 主屋の劣化・耐震対策

主屋の客間棟から居間棟は比較的保存状態が良好であるが、雨漏りや軸部の腐朽、損傷箇所は適切な修繕が必要である。床板や畳、土壁、建具は、経過観察を行いながら、腐朽損傷の進展が見られる場合には対応することが望まれる。

一方、炊事場棟は湿潤な環境であることから、床板、壁面、軸部など、全体として腐朽損傷が著しいため、早期の対応が必要である。

令和3年(2021)に主屋の耐震診断を実施した結果、主屋全体の耐震性能は、X方向(東西方向)、Y方向(南北方向)ともに、稀に発生する地震動、極めて稀に発生する地震動に対して設計上のクライテリアを満足しておらず、大きな損傷が生じる可能性が高く、極めて稀に発生する地震動時においては倒壊の危険性があるとされた。主屋は各棟が複雑な形状で繋がっているため、各棟ごと(客間棟、佛間棟、居間棟、炊事場棟、外部棟)に耐震診断を実施したところ、炊事場棟以外は全て、設計上のクライテリアを満足しておらず、大きな損傷が生じる可能性が高く、極めて稀に発生する地震動時においては倒壊の危険性があるという結果であった。各棟は、建築年代と間取りの特徴から耐震要素の量に大きな違いがみられ、建物全体としての耐震要素の配置バランスに悪影響を与えており、地震時に南側の部分に変形が生じる恐れがあるとされた。中でも九年庵の建設初期段階からの建物である、客間棟、佛間棟の耐震性能が低く、耐震補強が必要と考えられるほか、建物の耐震要素の配置バランス、偏心等を考慮した耐震対策が必要である。今後の検討にあたっては、保存活用計画との整合性を図りながら、価値を損なうことが無いよう、十分に行うことが必要である。



図3-1-26 雨漏りによる染み



図3-1-27 屋根(雨漏りを生じやすい谷部分)



図3-1-28 破損がみられる床板



図3-1-29 染みがみられる土壁

(7) 物置の劣化

物置は、昭和37年に森氏が監修した庭園再整備計画段階の図面に「物置」として記載があり、伊丹氏時代をうかがわせる名勝の構成要素である。現在、茶室部材等が保管されているが、全体的に腐朽が著しく、早期の対応が必要である。

(8) 茶室・待合の上部構造の消失

九年庵の扁額が掲げられたと伝わる大正9年建築の茶室と待合は倉田氏所有になる以前(昭和30年頃)に解体され、現在は基壇のみが残されている。そのため、茶室、待合の当初の姿は不明であるが、解体された上部構造部材は物置に保管されており、現存する茶室部材の調査が求められる。また、保管されている部材の劣化・損傷が悪化しないよう対応が必要である。

また、待合跡に樹木が干渉し、基壇を損傷させているため、対応が必要である。

(9) 屏中門の劣化

屏中門は春と秋の一般公開時のメインエントランスとなっているが、門全体が老朽化しており、部分的に破損も見られるとともに、屏中門に掲げられた看板の題字が色あせており、わかりにくくなっていることから、その更新が求められる。

倉田氏による整備以前から同位置に門があったことは史料から確認できるものの、当初の姿はわかっておらず、継続した調査考察が望まれる。



図3-1-30 物置の腐朽



図3-1-31 樹木が干渉している茶室・待合跡



図3-1-32 老朽化により部分的に破損、看板の題字の色褪せ

(10) 東屋上部構造の消失

庭園の上段と下段に東屋跡の基壇が残っているが、上部構造が消失している。基壇も落ち葉や雑草、苔等により埋没しており、基壇石列が不明瞭で存在がわかりにくくなっている。

また、当初の姿を伝える史料等も見つかっていないため、継続した調査考察が必要である。



図3-1-33 東屋跡基壇



図3-1-34 東屋の基壇のみ残存、基壇石列も不明瞭

(11) ベンチ・手すりの老朽化

山林の最南部にコンクリート製のベンチが置かれている。遠く筑後平野や雲仙普賢岳なども望めた視点場があり、眺めを楽しんでいた様子を偲ばせる要素であるが、苔に覆われた状態になっている。

山林の散策路に沿って、コンクリート製の手すりも配されているが、老朽化により、爆裂している箇所や、苔や雑草で覆われた箇所もある。倉田氏時代の様子を伝える要素でもあることから、文化財的価値に関する調査及び考察を行った上で保存と活用の在り方の検討が望まれる。



図3-1-35 山林にあるベンチ



図3-1-36 山林散策路沿いの手すり



昭和48年(1973)



令和4年(2022)現在

図3-1-37 写真比較による変化(樹木の成長、飛石の苔の付着)



昭和48年(1973)



令和4年(2022)現在

図3-1-38 写真比較による変化(池に土砂が堆積、飛石の苔付着、樹木の成長)



昭和48年(1973)



令和4年(2022)現在

図3-1-39 写真比較による変化(樹木の成長、飛石の苔の付着)

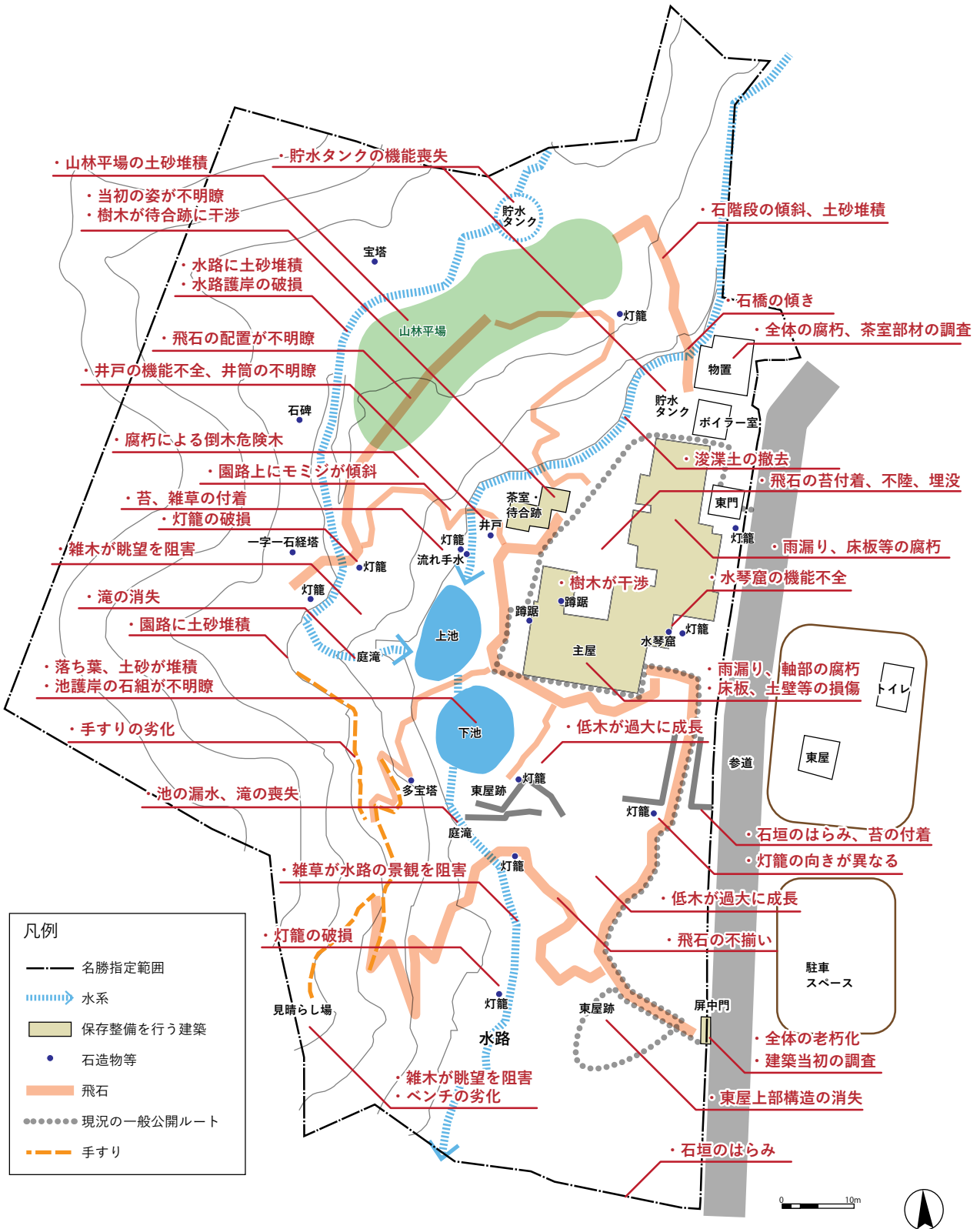


図3-1-40 保存整備の課題整理

2. 活用整備の現状と課題

(1) 公開活用に関する現状と課題

●公開活用の現状

- ・春（4月末～5月）と秋（11月中旬～下旬）の年2回、庭園の一般公開を行っている。公開範囲は庭園部分であり、建物は外側からの見学のみ可能となっている。山林への立入は行っていない。
- ・令和5年度の来訪者数は、春の一般公開で1,951人、秋の一般公開で35,053人であった。令和5年秋の一般公開時に行ったウェブアンケート調査結果では、合計457人の来訪者から回答が得られた。
- ・来訪者の5割は福岡県から、2割ほどは最北の北海道も含め全国各地から来訪がある。例年、全体の約2割～4割を団体ツアー客が占めており、新緑及び紅葉シーズンの九年庵の魅力は全国的に広まっている。
- ・一方で、県内からの来訪は全体の約2割であり、短期間に人が集中するため、混雑を避けて来訪を控える地元の声も見受けられる。
- ・また、平成27年度から来場者数は毎年減少傾向にあり、中でも団体客数は54.8ポイント減少している。
- ・年齢別にみると、50代が最も多く、50代以上が来訪者の半数以上を占めている。また、30代～40代の来訪者も多く、幅広い年齢層の人々が訪れている。一方で、10代以下が最も少なく、10代～20代の層が九年庵への関心を高める機会等の創出が求められる。
- ・満足度は高評価が8割を超えている。
- ・九年庵をどのように利用したいかという問いには、お茶会、音楽会、句会、能、カルタ大会、観月会等の文化芸術を体感できる場や、食事会やカフェなどの飲食、結婚式や写真撮影会の場といった意見が多く、建物を活用する要望が高いことがわかる。
- ・九年庵について知っていることについての質問では、「どれも知らなかった」が46%と最も多い結果となった。最も知られているのは名前の由来で38%にとどまっている。九年庵の歴史や関わった人物、建築的な見どころなどについて、多くの人々に知られていない。
- ・その他申請に基づく取材等には対応しているが、庭園保護のため、大型や大量の機材搬入を伴う活動、三脚を使う写真撮影等は禁止している。

●公開活用の課題

- ・現行の活用では、近世寺院を継承した立体的な空間特性をもつ敷地に、明治期の数寄屋建築、山裾の流れを取り入れた池庭・平庭、庭園と建物の眺望を楽しめる園路を持つ山林が、周囲の自然環境や景観と一体となって巧みに調和した立体的な回遊式庭園であるという九年庵の本質的価値が伝わっていない。
- ・個人客や若年層など、紅葉、文化財、建築、庭園に興味を有しない層へのアプローチが求められる。
- ・建築内の公開活用のニーズに応えるため設備等の整備が必要であるが、電気設備は経年劣化しており、漏電の危険性があり、利用できる状態ではない。建築の修理とあわせた更新・整備が必要である。
- ・より多くの方に開かれた場としていくために、バリアフリーへの対応や来訪者のピークシフトを図る対策も考慮する必要がある。
- ・隣接する道は仁比山神社の参道（私道）であり、参詣者に配慮した活用のあり方も考慮する必要がある。



図3-2-1 秋の一般公開参道の様子
(令和4年(2022))



図3-2-2 秋の一般公開の様子
園路 (令和4年(2022))

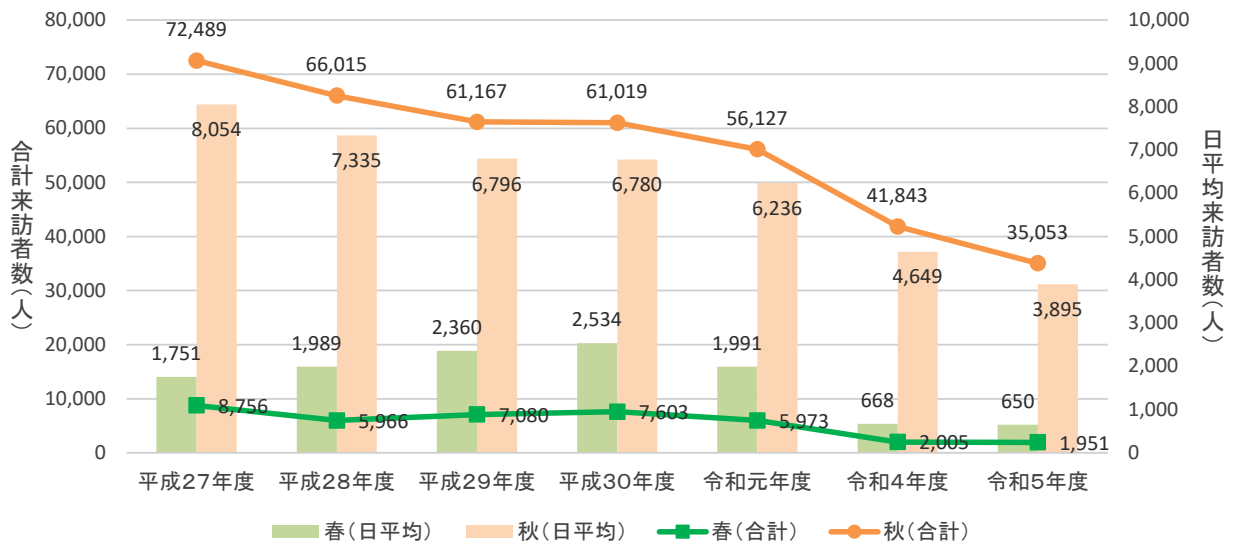


図3-2-3 九年庵一般公開時の来訪者数の推移

※令和2年(2020)度、令和3年(2021)度は新型コロナウイルス感染症流行のため公開中止

※春の一般公開は平成27年(2015)度は5月2日から6日の5日間、平成28年(2016)度以降は5月3日から5日の3日間であった

※秋の一般公開は平成27年(2015)度から令和5年度(2023)まで毎年11月15日から23日までの9日間であった

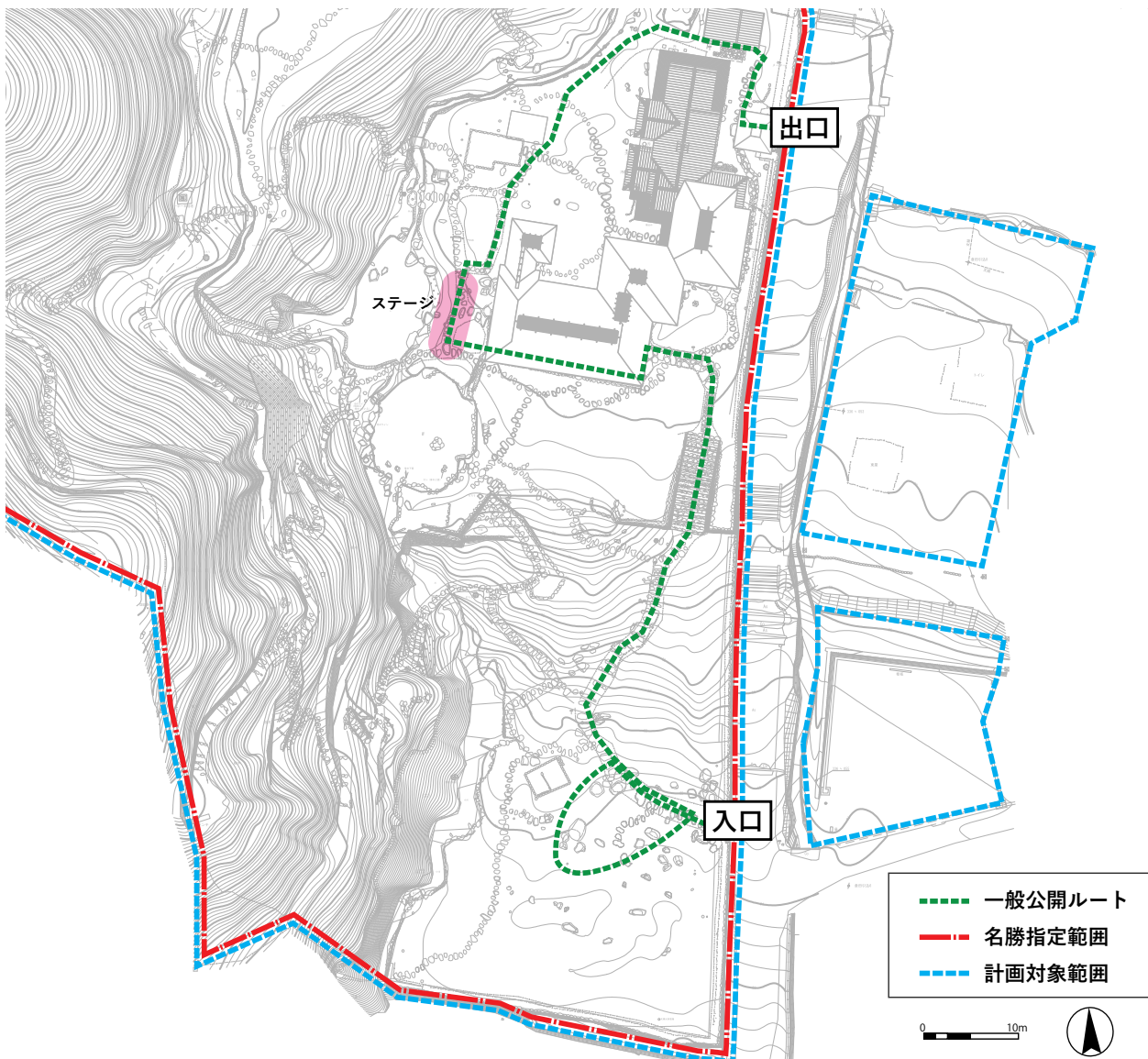


図3-2-4 一般公開ルート

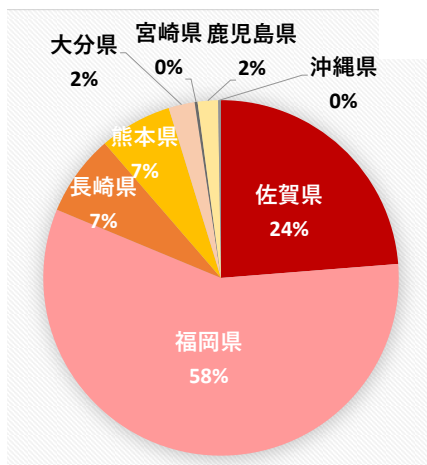


図3-2-5 来訪者の居住地（九州・沖縄）（令和5年度アンケート調査）

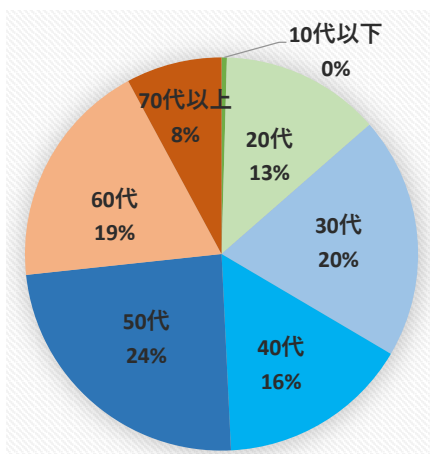


図3-2-6 来訪者の年齢（令和5年度アンケート調査）

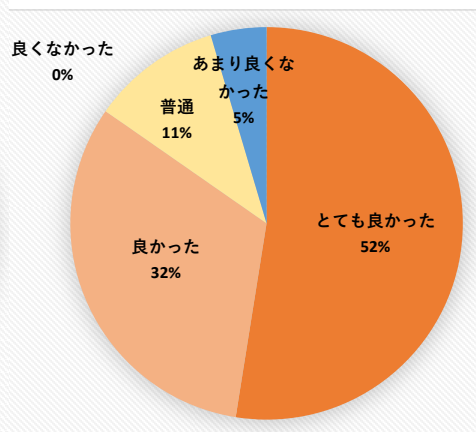


図3-2-7 満足度（令和5年度アンケート調査）

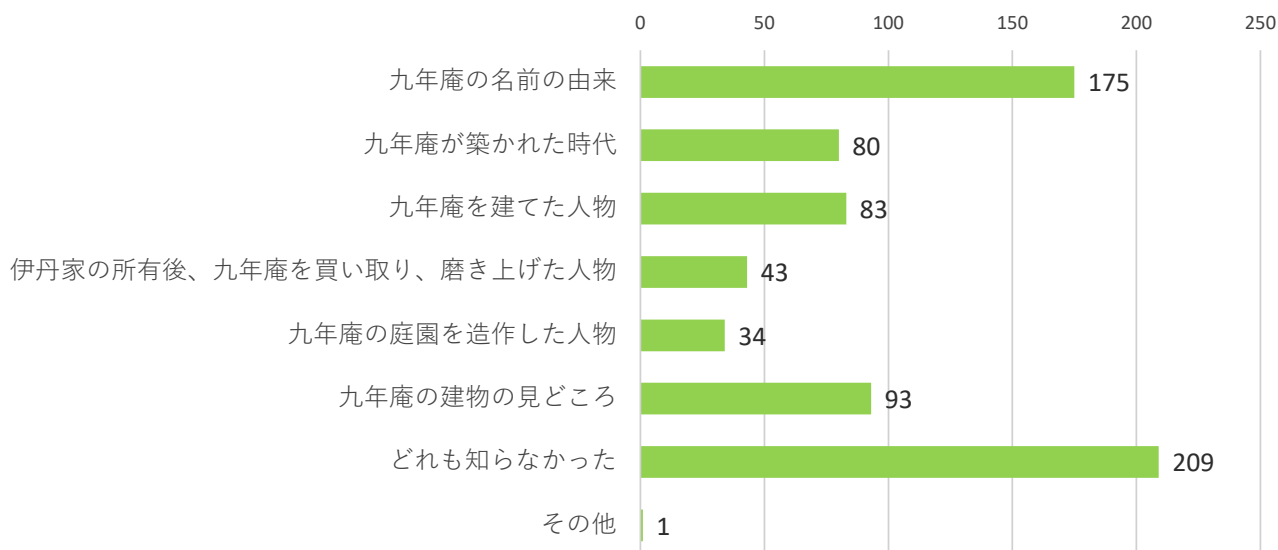


図3-2-8 九年庵について知っていること（令和5年度アンケート調査）

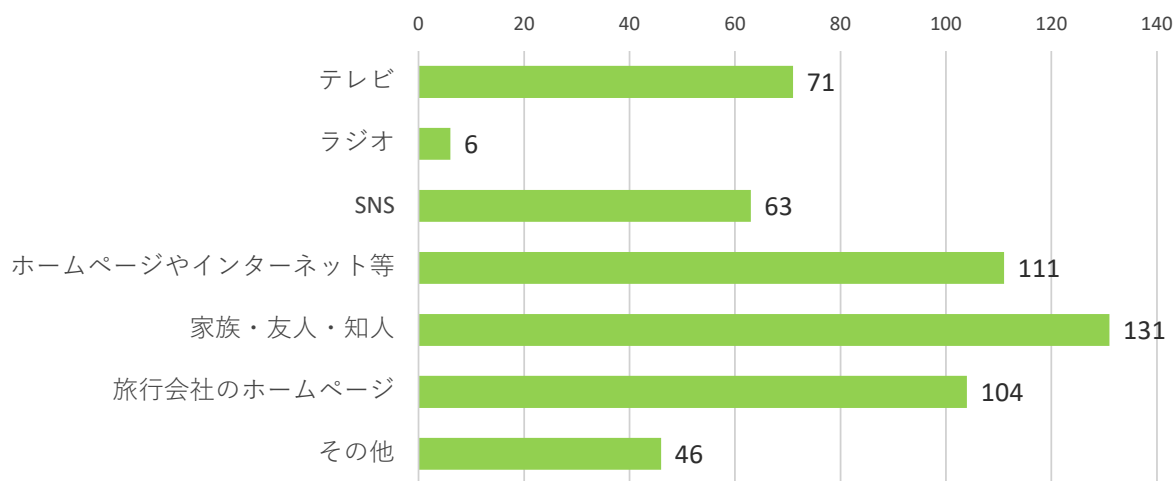


図3-2-9 情報手段（令和5年度アンケート調査）

(2) 案内・解説・展示に関する現状と課題

●侵入防止柵の損傷

- ・秋の一般公開では来訪者多数のため、足場の悪い場所には仮設の遊歩道を設置しているものの、苔や地盤を傷つけないよう配慮が必要である。また、仮設の来訪者動線として園路脇に竹柵を設置しているが、早期に劣化し、毎年交換する必要があることに加え、庭園内の高低差がある石階段など足場が悪い箇所由来訪者が手すりとして使うことが多く、地面から抜けやすいために事故につながるリスクがある。下段庭園は特に高低差のある石階段が続き、雨天時には足場が滑りやすく危険であることから対策が必要である。

●案内・解説板の不足

- ・本来の園路や散策路の動線は飛石の埋没、雑草の繁茂、土砂の堆積、倒木等により、立入が困難な箇所があり、現行の来訪者動線はそうした箇所を除いて来訪者の安全性と苔等の保護に配慮し設けられている。公開エリアや来訪者動線を再検討する上では、引き続き苔等庭園の保護と来訪者の安全性を両立できる園路の設定、来訪者への周知を促す案内板の更新や整備が必要である。
- ・現在、一般公開の主な出入口としている屏中門が来訪者にとってわかりやすい門構えとなっていない。名勝の景観に配慮しつつ、わかりやすい案内板の整備が必要である。
- ・指定地内には庭園保護のための注意事項についての看板があるが、名勝の価値等の解説板は設置されていない。
- ・周辺にある多数の文化財や文化施設との連携した取組が不足している。周辺の各種文化財と連携し、回遊を促す案内・解説・展示に取り組むことが必要である。

●情報発信

- ・新緑・紅葉の魅力はこれまでの広報や口コミ等から広く知られているものの、九年庵の歴史的なストーリーやモミジ以外の魅力についての情報発信が不足している。来訪者が理解を深めることのできる仕組みが必要であり、ガイドなど対人も含めた来訪者とのコミュニケーションを高めることが重要である。
- ・アンケート調査から一般公開を知ったきっかけとなる情報手段は、ホームページやインターネットニュース等、家族・友人・知人からの紹介が多くなっている。一方、九年庵の専用ホームページはなく、神崎市や神崎市観光協会等のホームページに九年庵に関する情報が掲載されている状況であり、インターネットやSNS等を活用した情報発信の強化が必要である。

●史資料の公開展示

- ・茶室「九年庵」の扁額や「不動院」の扁額、古写真や史資料が確認されているが、来訪者が目にする事ができる状態となっておらず、資料等を活用した展示を行うことも望まれる。



図3-2-10 立ち入り禁止サイン



図3-2-11 注意看板

(3) 便益管理施設に関する現状と課題

●トイレ機能の強化

- ・敷地内に利用できるトイレ、給排水設備がない。特に給排水管は九年庵の敷地前まで整備されておらず、浄化槽整備、埋設管接続工事等の検討が必要であるが、九年庵の敷地が接する道は私道であり、調整が必要である。今後の公開活用に応じて、敷地内外のトイレ、給排水設備の整備を検討することが求められる。

●管理・倉庫スペースの確保

- ・長期公開や管理者・ガイド等の常駐が想定される活用段階に対応するには、受付、案内カウンター、管理用事務スペースがない。また、維持管理のための倉庫スペースも十分でないため、今後の活用に応じて、管理スペースや倉庫スペースの確保が求められる。

●防火・防犯・獣害対策

- ・現存する建物はすべて木造であり、東門や主屋の主要部は草葺屋根であることから燃焼性が高く、周囲への延焼の危険性も高い。予防的な対応や初期消火のしやすさに配慮した消防設備の設置が必要である。また、今後の利活用を考える上でも、火災リスクを前提として検討することが望ましい。
- ・防犯面では、敷地内周囲を生垣等により囲んでおり、敷地内へのアクセスは、屏中門、東門及び北側裏口とし、いずれも非公開時は施錠している。しかし、侵入監視装置や防犯カメラ等の設置はなく、非公開時に屋外侵入者があった際、警備会社や管理者に連絡がいくシステムが構築されていない。また、近隣住民や参拝者がいるため気づいてもらえる状況ではあるが、火災があった場合に知らせる警報装置がなく、現在の体制では、初期消火までに時間がかかることが見込まれる。今後の公開活用に応じ、不特定多数の人が出入りする場合は、防犯設備を充実するとともに、警備会社や近隣住民と連携した体制構築が求められる。
- ・盗難に係る明確な事故履歴は残っていないものの、倉田氏取得以前に石造物等が失われていることも推察されることから、盗難等の可能性が考えられる。石造物や扁額について、レプリカを作成したものはなく、すべて現物を現地に設置しており、盗難の危険性もある。また、カルテ等による記録も十分ではなく、盗難があった場合にも発見が遅れる危険性がある。事前の記録作成やレプリカの作製、見回り体制を整えることなどの対応が求められる。
- ・獣害対応として、名勝指定範囲の境界部にはイノシシ防護柵を設置している。しかし、石組の毀損、苔の掘り返し、建物内への侵入等の獣害もみられる。イノシシ防護柵やその他侵入可能な隙間が生じないように、修理更新や整備が求められる。
- ・毀損が見つかった場合には、速やかな復旧も求められる。早期発見、対応を可能とする体制を整えることも必要である。



図3-2-12 指定地外のトイレ



図3-2-13 イノシシ防護柵

●**駐車スペースの充実**

- ・指定地外東側には常設駐車場があるが、砂利敷で駐車マスがわかりにくくなっている。今後の公開活用に応じて、駐車スペースのあり方も検討することが求められる。

●**施工性の確保**

- ・庭園には接道がなく、園内にも大きな通路がないため、重機等の搬出入には制限がある。庭園の維持管理や各種整備を行うにあたっては、近隣住民等と協議調整のうえ、車両動線等施工性の確保が必要である。
- ・指定地内においても文化財としての価値を毀損することがないように、資材等の搬入に際し、養生等の対応が必要である。



図3-2-14 指定地外の駐車場



図3-2-15 指定地内園路の養生



図3-2-16 庭園までの道（仁比山神社参道）

3. 管理運営の現状と課題

(1) 運営に関する現状と課題

- ・庭園の維持管理及び建物の毀損箇所の補修については、毎年、県の財源により実施しており、活用できる予算にも限りがある。九年庵の価値を継続的に高め、後世に継承していくためには、施設運営が経済的な負担とならないよう現行の活用方法及び管理運営体制を見直し、指定管理制度など官民連携を見据えた持続的な体制の構築を図る必要がある。
- ・秋の一般公開は昭和63年（1988）当初から県、神崎市及び神崎市観光協会の共催で実施しており、以下のとおり役割を分担して取り組んでいる。

佐賀県：総合調整及び庭園内整理等

神崎市、神崎市観光協会：本部テント運営、交通対策、駐車場整備等庭園外整理、園内遊歩道設営
特に秋の一般公開期間に庭園内に設ける遊歩道の設営は、庭園を傷つけないための細心の配慮が求められることや、設営に係る人件費、材料費といった負担が大きい。実施主体の負担軽減を図りながら、今後も充実した公開活用を可能とするため、関係機関と連携して、体制や役割分担、実施方法の見直しを検討することが必要である。

- ・一般公開に係る実施要項やその他の申し込みによる公開（公務視察、学術視察等）を含む公開取扱要領を作成しているが、今後の利活用に合った要領の見直しや更新を行うとともに、関係者間で共有しやすいよう、わかりやすさに配慮した整理が求められる。

(2) 専門的な知識、技術に関する現状と課題

- ・修理や整備工事の立合い等は、専門的な監理、監督者の配置が求められる。
- ・庭園内の植生の剪定や樹木診断等の庭園維持管理については、1年ごとに業務委託を行っている。しかし、ノウハウの蓄積及び共有がしにくいことから、複数年での委託とするなど、今後は庭園保護の観点上、適切な技術や人材を備えた維持管理体制を継続的に確保する仕組みが求められる。

(3) 地域、各種団体との連携に関する現状と課題

- ・管理人を含め広く、十分な情報共有が図られておらず、歴史や地域について詳しい人物も少なくなっている。後継者や担い手の育成やガイダンス施設の整備等、九年庵の歴史や魅力を後世に伝え続けていく体制の整備が求められる。
- ・災害など非常時の対応について、地域や関係機関と共有することが必要であり、地域と連携した見回り活動や防災訓練の実施が求められる。

以上、1.～3.について、本質的価値を構成する要素の劣化・損傷の程度を基準にして緊急度を設定したものを表3-3-1に示す。

緊急度の設定の考え方は以下の通りである。

I 短期的課題	・本質的価値を構成する要素について、名勝指定時を基準として、劣化、損傷等の状況が著しいもの ・現時点で機能不全が著しいもの
II 中期的課題	・本質的価値を構成する要素について、名勝指定時を基準として、劣化、損傷等の状況が中程度であるもの ・現時点で機能不全の状況が中程度であるもの
III 長期的課題	・本質的価値を構成する要素について、名勝指定時を基準として、大きな変化は見られないが、名勝指定時にすでに当初の姿が失われていたもの ・将来的に機能の回復が望まれるもの

表3-3-1 課題一覧

※ A：本質的価値を構成する要素、B：Aと密接に関わる要素、

C：A、Bを支える要素、D：価値に密接に関わる周辺の要素、E：その他の周辺の要素

課題	関係する要素の分類 ※	課題	エリア	緊急度
----	-------------	----	-----	-----

1. 保存整備の現状と課題

(1) 山林における土砂等の堆積				
A	地形・地割	・園路への土砂が堆積	山林	I 短期
A	飛石	・飛石の配置等が不明瞭	山林	II 中期
(2) 飛石、石垣、石階段の埋没				
A	飛石、敷石	・庭園飛石への苔の付着、踏圧、樹木の根上がり、地盤面の上昇などによる不揃いや埋没	山林、庭園	I 短期
A	その他（散策路）	・石段の傾斜、土砂の堆積	山林、庭園	I 短期
A	構造物（石橋）	・石橋の浮き、傾き	庭園	II 中期
A	地形・地割（石垣）	・石垣のはらみ、苔の付着	庭園	I 短期
(3) 石造物の損傷等				
A	石組、石造物	・灯笼の破損、倒壊	山林、庭園	I 短期
		・灯笼、沓脱石、流れ手水等への苔の付着	庭園	II 中期
		・井戸の機能不全	庭園	II 中期
		・手水鉢・水琴窟の消失	庭園	III 長期
(4) 水系不全				
A	水系（水路）	・水路への土砂等の堆積、護岸の破損	山林、庭園	I 短期
		・雑草が水路（流れ）の景観を阻害	山林、庭園	II 中期
A	水系（池）	・池への土砂等の堆積	庭園	I 短期
		・池の漏水、滝の喪失	庭園	I 短期
		・池護岸の石組が不明瞭	庭園	II 中期
A	水系（滝）	・滝石組が不明瞭	庭園	II 中期
B	設置物（貯水タンク）	・貯水タンクの機能不全（庭園）、喪失（山林）	山林、庭園	II 中期
(5) 植栽による景観の変化				
A	植栽（高木類、低木類）	・樹木の衰退	山林、庭園	I 短期
		・樹木の腐朽による倒木の危険性、園路への樹木傾斜	山林、庭園	II 中期
A	植栽（高木類）	・高木大木化による周囲への影響	庭園	I 短期

第3章 名勝九年庵庭園の課題

課題	関係する要素の分類 ※	課題	エリア	緊急度	
	A 植栽 (低木類)	・低木が過大に成長	庭園	I 短期	
(6) 主屋の劣化・耐震対策					
A	客間棟	基礎	・石場建であり湿気・雨水侵入・虫害が影響	建築	II 中期
		床面	・樽縁の丸竹の損傷	建築	I 短期
			・畳の腐朽	建築	I 短期
		壁面	・土壁の損傷・雨漏り・獣害による染み	建築	I 短期
			・杉皮腰壁の腐朽・損傷	建築	I 短期
		建具	・障子戸腰板の腐朽	建築	II 中期
			・建具の欠損・改変	建築	II 中期
		天井	・雨漏りによる網代天井の腐朽	建築	I 短期
			・蓆天井の老朽化	建築	I 短期
			・棹縁天井の老朽化	建築	I 短期
		屋根	・草葺の老朽化・損傷	建築	I 短期
			・軒廻り部材の損傷	建築	I 短期
		軸部	・客間南側柱の座屈	建築	I 短期
			・柱頭・柱脚の腐朽	建築	I 短期
		耐震	・地震力・風圧力に対する耐震性能の不足	建築	I 短期
		その他	・防災設備が未整備	建築	I 短期
			・電気設備の老朽化	建築	I 短期
		A	佛間棟	基礎	・石場建であり湿気・雨水侵入・虫害が影響
床面	・床板の腐朽・損傷			建築	I 短期
	・畳の腐朽			建築	I 短期
壁面	・土壁の損傷・雨漏れによる染み			建築	I 短期
	・割竹腰壁・杉皮腰壁の腐朽			建築	I 短期
	・獣害による外壁の損傷			建築	I 短期
建具	・障子戸の損傷			建築	II 中期
	・網代張りの損傷			建築	II 中期
天井	・雨漏りによる腐朽			建築	I 短期
屋根	・草葺の老朽化・損傷			建築	I 短期
	・軒廻り部材の損傷			建築	I 短期
軸部	・柱脚の損傷			建築	I 短期
	・床組の腐朽			建築	I 短期
耐震	・地震力に対する耐震性能の不足			建築	I 短期
その他	・水屋の給排水機能が未整備			建築	I 短期
	・防災設備が未整備			建築	I 短期
	・電気設備の老朽化			建築	I 短期

課題	関係する要素の分類 ※		課題	エリア	緊急度	
A	居間棟	基礎	・石場建であり湿気・雨水侵入・虫害が大きく影響	建築	Ⅱ 中期	
		床面	・床板の腐朽・損傷	建築	Ⅰ 短期	
			・畳の腐朽	建築	Ⅰ 短期	
		壁面	・土壁の損傷・雨漏れによる染み	建築	Ⅰ 短期	
			・割竹腰壁・杉皮腰壁の腐朽	建築	Ⅰ 短期	
		建具	・木部の腐朽・損傷	建築	Ⅱ 中期	
			・障子紙の改変	建築	Ⅱ 中期	
		天井	・雨漏りによる腐朽	建築	Ⅰ 短期	
		屋根	・草葺の老朽化・損傷 ・瓦葺部分の雨水処理	建築	Ⅰ 短期	
		軸部	・柱脚の損傷	建築	Ⅰ 短期	
	・床組の腐朽		建築	Ⅰ 短期		
	耐震	・地震力に対する耐震性能の不足	建築	Ⅰ 短期		
	その他	・トイレ・洗面の老朽化・機能不全	建築	Ⅰ 短期		
		・防災設備が未整備	建築	Ⅰ 短期		
		・電気設備の老朽化	建築	Ⅰ 短期		
	A	炊事場棟	基礎	・石場建であり湿気・雨水侵入・蟻害が大きく影響 ・雨水が土間に侵入	建築	Ⅰ 短期
			床面	・床板の腐朽	建築	Ⅰ 短期
				・畳の腐朽	建築	Ⅰ 短期
			壁面	・土壁の損傷・雨漏れによる染み	建築	Ⅰ 短期
				・杉皮腰壁の腐朽・損傷	建築	Ⅰ 短期
			建具	・障子戸腰板の腐朽	建築	Ⅰ 短期
				・建具の欠損・改変	建築	Ⅰ 短期
			天井	・雨漏りによる腐朽	建築	Ⅰ 短期
			屋根	・草葺と瓦葺取合部の雨漏り ・瓦葺部分の雨水処理	建築	Ⅰ 短期
			軸部	・柱脚の腐朽	建築	Ⅰ 短期
	耐震	・地震力に対する耐震性能の不足	建築	Ⅰ 短期		
	その他	・炊事場・風呂・トイレの機能不全	建築	Ⅰ 短期		
		・防災設備が未整備	建築	Ⅰ 短期		
		・電気設備の老朽化	建築	Ⅰ 短期		
	A	便所棟	壁面	・土壁の損傷	建築	Ⅱ 中期
・杉皮腰壁の腐朽				建築	Ⅱ 中期	
天井			・雨漏れ等による腐朽	建築	Ⅱ 中期	
屋根			・草葺の老朽化・損傷	建築	Ⅱ 中期	
軸部			・柱脚の腐朽	建築	Ⅱ 中期	
耐震	・地震力に対する耐震性能の不足	建築	Ⅰ 短期			
(7) 物置の劣化						
A	建造物（物置）	・物置全体の腐朽	建築	Ⅰ 短期		
(8) 茶室・待合上部構造の消失						
A	建造物（茶室跡、待合跡）	・茶室、待合の当初の姿が不明瞭	建築	Ⅲ 長期		
		・茶室部材の保管	建築	Ⅰ 短期		
		・樹木が待合跡に干渉	建築	Ⅰ 短期		

第3章 名勝九年庵庭園の課題

課題	関係する要素の分類 ※	課題	エリア	緊急度
(9) 屏中門の劣化				
B	建造物（屏中門）	・門全体の老朽化 ・看板題字の色あせ	庭園	Ⅱ 中期
		・屏中門の建築当初の調査	庭園	Ⅱ 中期
(10) 東屋上部構造の消失				
A	建造物（東屋）	・東屋上部構造の消失 ・現存する基壇が不明瞭 ・当初の姿が不明瞭	庭園	Ⅲ 長期
(11) ベンチ・手すりの老朽化				
A	構造物（ベンチ、手すり）	ベンチ・手すりの老朽化	山林	Ⅱ 中期

2. 活用整備の現状と課題

(1) 公開活用に関する現状と課題				
—	—	・庭園とともに建物内や山林の活用促進	全体	Ⅱ 中期
—	—	・来訪者のピークシフトを図る対策		
—	—	・バリアフリーへの対応		
A	建造物（主屋）	・主屋内部の公開活用の推進	建築	Ⅱ 中期
(2) 案内・解説・展示に関する現状と課題				
C	設置物（侵入防止柵）	・園路の侵入防止柵の損傷	庭園	Ⅰ 短期
C	設置物（看板）	・案内・解説板の不足	全体	Ⅰ 短期
—	—	・情報発信の不足	全体	Ⅰ 短期
B	設置物（不動院扁額）	・史資料の公開展示	全体	Ⅱ 中期
(3) 便益管理施設に関する現状と課題				
A	建造物（主屋）	・トイレ機能の強化	庭園、建築	Ⅱ 中期
B	建造物（ボイラー室）			
E	建造物（便所）			
A	建造物（物置）	・管理、倉庫スペースの確保	建築	Ⅱ 中期
C	設置物（イノシシ防護柵）	・防火・防犯・獣害対策	全体	Ⅱ 中期
E	駐車場	・駐車スペースの強化	指定地外	Ⅱ 中期
—	—	・施工性の確保	全体	Ⅰ 短期

3. 管理運営の現状と課題

—	—	・運営に関する現状と課題	—	Ⅲ 長期
—	—	・専門的な知識、技術に関する現状と課題	—	Ⅰ 短期
—	—	・地域、各種団体に関する現状と課題	—	Ⅱ 中期

第4章 基本方針

1. 基本的な考え方

九年庵の整備について、保存活用計画には以下の通りの方向性を示している。

価値の顕在化に向けて保存するための整備

樹木の衰弱や倒木あるいは繁茂による眺望や景観の変化、水系の機能不全、石組等の破損、建造物の腐朽など、本質的価値を構成する要素について、価値の維持や安全面に関わる課題が随所に生じていることから、早期に価値と健全性の回復を図り、名勝本来の価値の顕在化に向けた保存整備を推進していく。各構成要素は歴史の連続性と重層性を適切に評価するとともに、名勝全体の空間性のなかで取扱いを判断していく。

また、茶室、待合や東屋、水琴窟など失われた要素も存在することから、継続した調査に取り組み、復元も含め、中長期的な検討を行っていく。

文化観光の拠点として活用するための整備

伊丹氏による築造以降、多くの人々をもてなしてきた歴史を有する九年庵であるが、近年は庭園や建物の保存状況等を考慮し、公開機会を年2回に限定し、また建物内への立ち入りを禁止するなど、活用の機会や内容を制限してきた。

今後、文化財としての価値を堅実に維持しながら、より活用の機会や自由度を増やしていくために、利用動線（主動線、副動線）や管理動線の計画的な確保や誘導といった案内・解説・展示に必要な施設、便益施設やインフラ設備、管理用スペース等の便益管理施設の整備といった文化観光の拠点としての活用整備を推進していく。整備の推進にあたっては、来訪者が一度に大勢訪れる時期を避け、少人数が利用する際に庭園本来の園路を散策できるようにするなど、保存に対応しながら、本質的価値の理解を深められるよう検討する。

あわせて、調査研究結果等の情報発信の推進も目指す。（保存活用計画の）第7章で記載した段階的な活用の推進に対し、整備の推進にあたっては、手戻りのないよう最終段階の活用方法を想定しながら、整備範囲や工程、期間を考慮して実施していく。

保存と活用を支えるための防災整備

近年各地で地震、火災、風水害といった自然災害による被害や、放火、盗難、落書きといった犯罪被害に見舞われる事例が生じていることから、九年庵の価値の維持と利用者の安全性のため、人と文化財を守り保存と活用を支える防災設備・施設の整備を推進していく。

建物については、随所に腐朽がみられるとともに耐震・耐風面の課題も生じていることから、建物本来の構造的特性を適切に評価し、健全性の回復とあわせて早期に耐震・耐風補強に取り組んでいく。また、木造、草葺屋根の建物であり、燃焼性が高いと考えられるため、防火対策についても重点的に推進する。

さらに、敷地が広大であり、かつ開放的な建物であることから不審者の侵入にも注意が必要であるため、防犯対策についても実施していく。

（保存活用計画より）

第4章 基本方針

保存活用計画を踏まえ、九年庵の整備にあたっては、保存のための修復・整備、利活用のための整備、保存と活用を支える等の整備を連携して推進することを基本的な考え方とする。

これにより、本質的価値を良好に維持、継承するとともに、多くの人々が名勝の本質的価値及び九年庵周辺も含めた地域の歴史背景について理解を深めることのできる環境を整え、磨きをかけることで、持続的な価値の継承及び文化観光の拠点につなげていくことを目指す。

あわせて、各種整備の実施に必要な情報を得るための調査を通じて、本質的価値の向上や歴史背景の考察を深めることも目指していく。

2. 整備の基本方針

ここでは、九年庵の課題や整備にあたっての基本的な考え方を踏まえ、九年庵の保存整備、活用整備、管理運営の各方針を以下に設定する。

(1) 保存整備の方針

保存整備については、山林、庭園、建築のそれぞれについて方針を設定する。

1) 山林

指定地の境界に位置し、常緑樹を主体とした樹林地となっている山林には、散策路や視点場も残るが、散策路の石段や手すりの劣化や倒木により利用の安全性が懸念される箇所や、樹木が繁茂し眺望を阻害している箇所もある。また、石組や石造物、水路といった構成要素も存在するが、破損等により健全性が損なわれ、本来の姿が不明瞭になっているものがある。

山林では、建築や庭園の背景となる緑を保全回復する整備に取り組むとともに、活用面や防災面を考え、散策路や視点場、水系の回復を図っていく。山林部斜面の回遊園路の設置、山林部平場への飛石配置などにより、庭園・建築との一体的な整備が完成した時期を「倉田期」と考え、倉田期の姿が概ね維持されていた平成7年（1995）の名勝指定までの状態を修復整備の指標とする。

2) 庭園

不動院・地藏院跡を中心とする庭園は、石垣によって上下2段で構成される。石組や石造物のほか、池や滝、水路からなる水系といった様々な構成要素が存在するが、破損等により健全性が損なわれ、本来の姿が不明瞭になっているものがある。また、モミジを主体とした様々な植栽が配されているが、過大に成長し、眺望を遮るなど景観が変化している。

庭園では、調査や復旧を通して、庭園の各種構成要素について健全性の回復に取り組む。また、古写真等の史料を踏まえ、空間、景色の回復、保全を図っていく。明治33年（1900）の伊丹家による作庭着手から大正9年（1920）の茶室「九年庵」建築を経て昭和初期までを「伊丹期」、昭和35年（1960）以降の倉田家による改修着手から昭和57年（1982）の佐賀県による土地取得前までを「倉田期」とし、このうち、近現代庭園としての姿が整った「倉田期」を九年庵庭園の修復整備で目指す基本的な姿と捉え、その姿が概ね維持されていた平成7年（1995）の名勝指定までの状態を修復整備の指標とする。

3) 建築

数寄屋造の意匠が随所に施される主屋をはじめ、物置、ボイラー室、茶室・待合跡、東門といった建築は、佐賀県の実業家伊丹氏の築造にはじまり、倉田氏の増改築や本県の改修といった各時代が移り変わるなかでも、大きな骨格は変わることなく継承してきたものである。しかし、経年による劣化や水はけの悪い立地環境のため、各所に腐朽や損傷が生じている。

主屋については、棟ごとに建築時期が異なることを踏まえ、歴史の重層性を適切に評価しながら、本質的価値と景観との調和を熟考の上、修理を通して価値の保存と向上に取り組むとともに、健全性を確保の上、耐震補強にも取り組んでいく。主屋以外の建築については保存と活用のバランスに配慮して整備を進める。茶室・待合跡については、復元に向けた調査の推進を検討する。

明治25年（1892）の伊丹氏による別荘建築から倉田氏の所有となった昭和35年までを「伊丹期」、昭和35年（1960）からの倉田氏による改修から佐賀県の所有となった昭和57年（1982）までを「倉田期」とし、このうち、近代和風建築としての姿が整った「倉田期」を九年庵建物（主屋）の修復整備で目指す基本的な姿と捉え、その姿がほぼ維持されていた平成7年（1995）の名勝指定時の状態を修復整備の指標とする。

(2) 活用整備の方針

九年庵の価値をより多くの人々に伝えていくために、公開期間の拡大や、これまで公開していなかった山林、建築についても公開機会を設けるなど、価値の周知を図る機会の充実を目指す。また、これまで関心を寄せることのなかった人々にも親しみをもってもらえるような活用を推進する。取組の推進にあたっては、養生期間の確保、収容人数のコントロール等、本質的価値の保存に十分配慮する。

あわせて、公開活用に必要となる案内・解説・展示に必要な施設や便益管理施設の整備を推進する。

活用整備の推進にあたっては、九年庵の本質的価値の保存を第一としつつ、見学環境の安全性やバリアフリーにも十分配慮する。

(3) 管理運営の方針

これまでの維持管理頻度では山林、庭園、建築の変化に追いつかず、経年により植栽の過大な成長、土砂等の蓄積、建造物の損傷などに影響が出てきている。

今後は、九年庵の本質的価値の保存に向けて、専門知識や技術を踏まえて継続的に維持管理を行うことのできる体制の構築を目指す。また、公開活用の充実に伴い、施設運営の負担が大きくなるよう、持続可能な運営体制を構築する。

管理運営体制の構築にあたっては、本県、神崎市、神崎市観光協会、地域住民、その他関係機関等を連携するとともに、指定管理制度など民間連携も視野に入れた検討を行う。

第5章 基本計画

1. 基本計画

九年庵では、本質的価値の保存を第一に、山林、庭園、建築の一体的な保存活用及び広域連携による保存活用を推進するため、以下の通り、主要視点場と視線、拠点、動線を設定する。

(1) 主要視点場と視線の設定

各要素の構成、配置などから、かつて九年庵を観賞する際の視点として利用されてきたと考えられる位置に「主要視点場」を設定し、視点場から主な鑑賞対象となる方向に「視線」を設定する。

主要視点場からの景観を意識して保存整備に取り組むとともに、主要視点場にアクセスして観賞することができるよう活用整備を推進する。

(2) 拠点の設定

九年庵にとって欠くことのできない要素であり、かつ、まとまった空間が確保されている場について、今後、面的な利活用を図る場として「拠点」を設定する。拠点は主屋及び山林平場に加え、主要視点場のうち、屋外にあって、観賞の場として滞在利用されてきたと考えられる茶室・待合跡、東屋跡、山林の見晴らし場について設定する。

拠点は、人々が集い、様々な利活用を図る場として捉え、保存整備及び活用整備を一体的かつ戦略的に推進する。

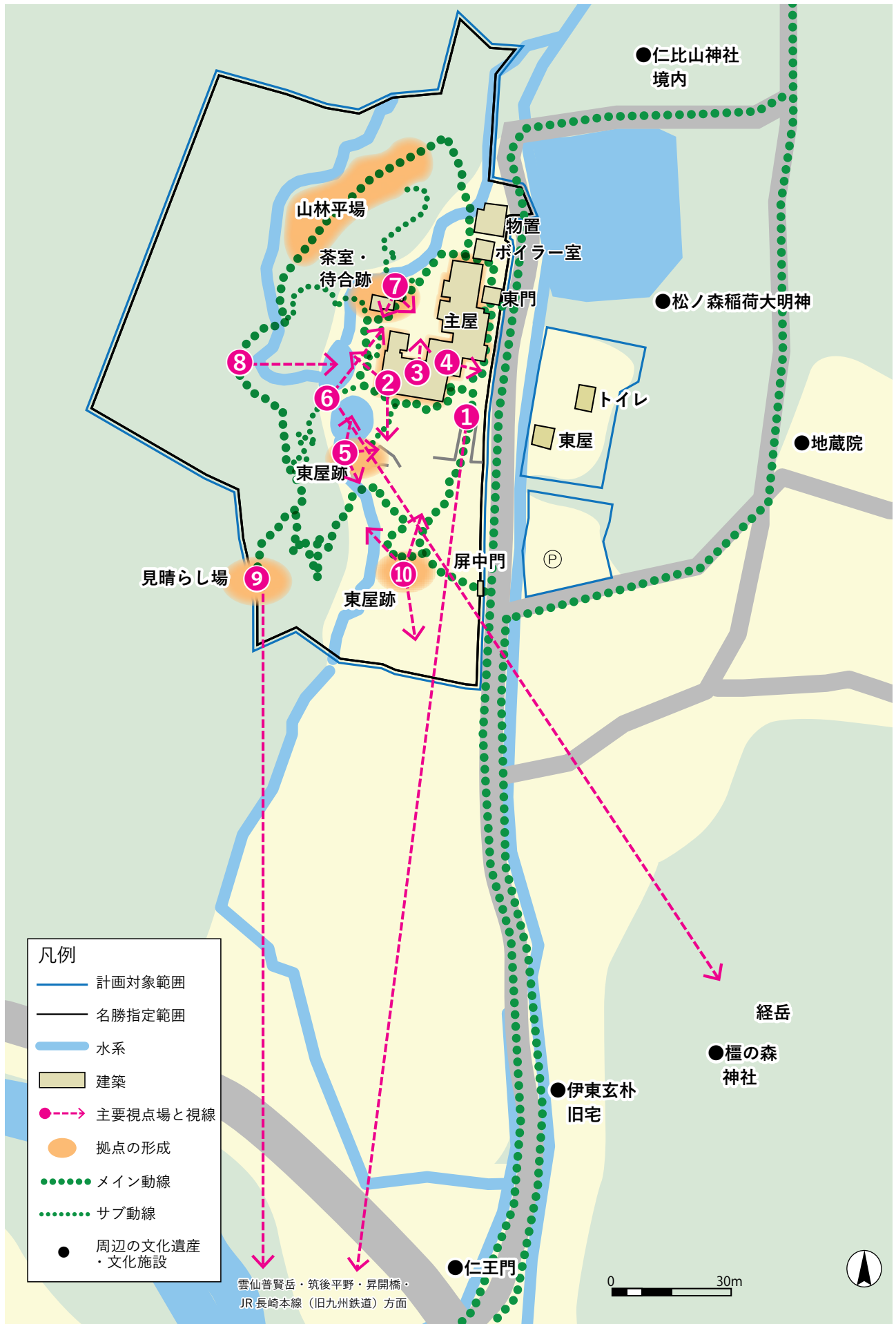
(3) 動線の設定

周辺の文化遺産・文化施設との連携を意識して来訪者の「動線」を設定する。指定地内では、飛石・敷石や石階段、散策路などを基本として、主要視点場及び拠点を結ぶ位置に動線を設定する。

メインとなる動線（以下、「メイン動線」という。）は東門から主屋の周囲を通り、物置脇の石階段から山林へと向かう。山林平場から散策路に沿って南下し、見晴らし場へ至り、最も南の石階段より庭園へ下り、東屋跡に向かうルートとしている。メイン動線上では、本質的価値の保存を前提としつつ、来訪者の歩行の安全性にも配慮した保存整備及び活用整備を推進する。

また、メイン動線間や拠点同士を結ぶ位置にサブ動線を設定する。サブ動線上では、立ち入り期間や人数の抑制など、庭園保護に最大限配慮したうえで、来訪者の立ち入りを可能とする保存整備と活用整備を推進する。

一方、動線を設定していない範囲では、基本的に来訪者の立ち入りを想定しないものとし、庭園保護を優先した保存整備と管理用の活用整備に取り組む。



凡例	
	計画対象範囲
	名勝指定範囲
	水系
	建築
	主要視点場と視線
	拠点の形成
	メイン動線
	サブ動線
	周辺の文化遺産・文化施設

図5-1-1 基本計画図

2. 方針別の基本計画

(1) 保存整備に関する基本計画

1) 山林平場の調査・復元

落ち葉や土砂が堆積し、本来の姿が不明瞭になっている山林平場について、旧状の調査及び復元に取り組む。整備にあたっては、庭園や建築の背景となることから、鑑賞性や安全性に十分配慮する。

2) 飛石、石垣、石階段の補修

踏圧による不陸が生じている飛石やはらみなどが生じている石垣、破損、ズレ、沈下などが生じている石段について、安全性に配慮し、補修や修理等に取り組む。

3) 石造物等の調査・補修

本質的価値の保存のため、歴史性等の調査を実施し、破損、傾きが生じている石造物等について修復等に取り組む。本来の位置、配置と異なることが明らかな場合は、本質的価値を踏まえ、必要に応じて元の位置、配置への据え直し等に取り組む。

また、盗難防止のため、必要に応じてレプリカを作製し、現物と置き換えを行うことも検討する。

4) 水系の回復

苔、雑草、堆積土砂、倒木等により、水の流れが生じにくく、また大雨の際に氾濫しやすくなっており、加えて、景観としてもせせらぎを感じにくくなっていることから、水の流れを回復し、せせらぎが感じられるようにするため、堆積物の除去や底面、護岸等の修復を行うとともに、安定的に流れを確保するため水源機能の整備を行う。水路の浚渫により、建築の床下への雨水流入を防止することで、建築の劣化を抑制することにもつなげる。

5) 植栽による景観の回復

植栽が過大に成長し、景観を阻害している箇所や石造物等と干渉している箇所、倒木及び倒木危険木が見られる箇所があることから、本来の景観の回復を図るため、樹木の剪定、植え直し、倒木撤去を行う。整備にあたっては、特に主要視点場からの景観を意識するとともに、日照等の植栽の育成環境への影響に十分配慮する。

なお、衰退がみられる植栽の健全性を回復するための診断、苔の除去、薬剤散布といった措置や、経過に応じた剪定は保存活用計画に基づき、通常の維持管理として行うものとする。

6) 主屋の修理・整備

客間棟・佛間棟・居間棟は比較的良好な保存状態であることから、経過観察を行いつつ、老朽・損傷箇所の部分的な補修・取替や、活用に配慮して必要な機能の整備等を行っていく。

客間棟は、客人をもてなすための主座敷である客間・次の間を有し、四方柱の梶の柱や面皮付の檜の長押、佐賀錦を模した割竹の網代天井など、数寄屋造の造作や意匠に力が注がれている。特に、客間南西側は池と庭園を望む開放的な視点場として最上級の空間である。池庭の視点場として、近代の数寄屋造建築の特性の保存を基本とし、庭園と一体として価値を創出する上質な接客空間として活用するための整備に取り組む。

佛間棟は、付書院や三角の板床、円窓付の床脇を備える座敷に水屋を備える。天井や内法を低く抑え、掛込天井や蒲葦天井を用い、畳には炉を切る茶室の設えも有している。前庭は、縁側に蹲踞や水琴窟が並び、こじんまりとした静謐な空間である。濡縁南端から南東側へ伸びる斜壁は庭を最大限に取り込むよう

視界に配慮されている。前庭と一体化した数寄屋造建築の保存を基本とし、客間とは異なる茶室の設えを生かした座敷空間の整備に取り組む。

居間棟は、内玄関をもつ東側の居間部分を内向きの空間、便所や化粧室に繋がる西側部分を接客の空間として構成され、神社参道に近接して唯一2階を有する建物である。面皮付の柱や網代天井など、山林側の庭を背景に数寄屋造で構成された西側部分と、数寄屋造の意匠を取り入れつつ落ち着いたある居間部分の中廊下で区分されている。2階は草葺の小屋組を現す14畳の部屋で、北側に窓が開く。大正9年と昭和37年に一部改変が行われているが、主な変更は四畳の間と北居間の旧土間部分であり、歴史の重層性を活かした内向きの空間と数寄屋造の意匠を取り入れた接客空間の特性に配慮した整備に取り組む。

炊事場棟は、昭和37年に倉田氏により増築された棟である。伊丹氏から倉田氏への利用の変遷が窺える部分で、炊事場や風呂など、利活用に供する機能的な装置があり、また、基礎床組の腐朽や損傷が著しいため、優先的に修理するとともに、利活用の拡充を図る空間としての整備に取り組む。

便所棟は、客間棟の北側に繋がる草葺屋根の廊下と外便所からなる。改変がなされておらず、客間の意匠と統一された数寄屋造建築として庭園と一体化し、景観的特性を高めている。大規模な整備は行わず、継続的な補修を実施しつつ、本質的価値の保存に取り組む。

7) 物置の修理・整備

物置は昭和37年に森氏が監修した庭園再整備計画段階の図面に「物置」として記載されており、炊事場棟・ポイラー室より古い建築である。劣化が著しいことから、名勝の本質的価値を考慮した保存整備に取り組む。

8) 茶室・待合跡の調査・復元

茶室は、伊丹氏時代の明治9年に建てられた。背後の山林を取り込む遊歩的動線も備え、井戸や流れ手水等を備えた茶庭と一体化した建築で、九年庵庭園の名称の由来でもある「九年庵」の扁額や構成部材が現存する。主屋と庭園、山林を繋ぎ、九年庵の本質的価値の向上と活用の充実を図る復元整備について検討を行う。

9) 屏中門の修理・整備

来訪者の主な出入口となっている屏中門について、劣化や破損箇所の補修や更新に取り組む。

倉田氏による整備以前から同位置に門があったことは史料から確認できるものの、当初の姿はわかっていないため、継続した調査考察を行う。

必要に応じて調査結果に基づき、復元または整備の検討を行う。

10) 東屋跡の調査・整備

本来の姿が不明瞭になっている東屋跡については、旧状の調査や基壇の補修に取り組むとともに、利活用を考慮した整備を検討する。

11) ベンチ・手すりの修理

山林散策路の南端に設置されているベンチについて、調査・考察を行った上で、継続的に活用できるよう、安全性に配慮し、補修を行う。

山林の散策路沿いの手すりは、調査・考察を行った上で、補修を行うとともに、歩行者等の安全性を確保するための整備に取り組む。現在、手すりが設置されていない箇所、今後の活用の安全上必要な箇所については、既存の手すりとの連続性に配慮して、追加的な整備を行う。

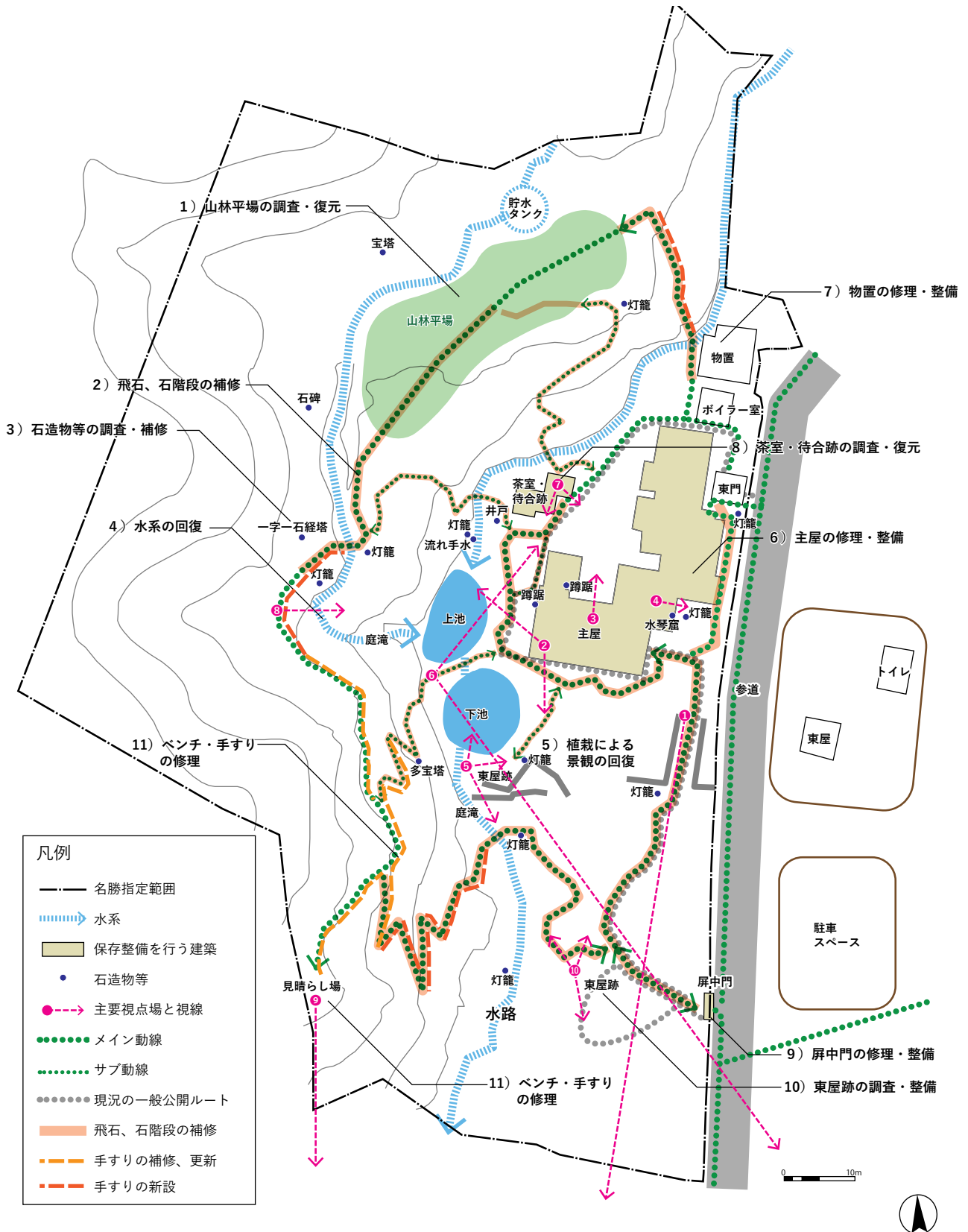


図5-2-1 保存整備に関する基本計画

(2) 活用整備に関する基本計画

1) 公開活用の進展

①公開活用の方法

庭園については、動線を整理し、庭園保護と散策等による活用の両立を目指す。

建築については、主屋や物置、ボイラー室など全体として保存と活用のバランスに配慮した整備を目指す。主屋は客人をもてなす空間として利用されてきた歴史背景を踏まえ、上質な体験が得られる空間としての利活用を想定し、必要となる機能の整備を推進する。物置やボイラー室についても活用を支える機能の充実を図る場として整備を推進する。

山林については、傾斜地から庭園や建築を眺めることができるよう、散策路への立ち入りを可能とすることを検討する。一部平場としてまとまった空間が広がる箇所においては、九年庵の価値に触れながら、多様なアクティビティへの活用など、親しみやすい屋外広場空間の創出も想定する。

②主屋の公開活用に向けた整備

主屋はこれまで外部からの見学を基本として公開してきたが、今後は内部への立ち入りも想定した活用を推進する。これに伴い、必要となる給排水設備、電気設備の整備を行う。火災防止のため、なるべく電気を使用するなどの最大限の配慮が必要である。

<通知 文化財の防火防犯の徹底について 平成 21 年 3 月 25 日 20 庁財第 8005 号>

1. 日頃から、地元警察、消防など関係機関との連携を密にし、必要に応じて地域住民等の協力を得るなど、防火、防犯体制の強化に努めること。
2. 文化財の所有者、管理者に対し、文化財の周辺に木材等の可燃物類を置かないように管理を徹底すること。
3. 建造物の周辺状況や管理体制等に応じ、防火、防犯設備の設置の推進に努めること。
4. 文化財保存施設及び展示施設のセンサー、警報装置などの防犯機器が施設の管理状況に適合したものであるかを確認し、防犯対策の強化に努めること。
5. 火災発生時の初期対応（通報、初期消火等）を確実に実施できるように、防災設備の再点検や初期対応の体制を確認するとともに、防災訓練の実施を徹底すること。

2) 案内・解説・展示に必要な施設整備

①園路沿いの侵入防止柵の整備

現在、園路脇に竹柵を設置しているものの、劣化が早いなどの課題があることから、園路脇の侵入防止柵の改修を検討する。

②案内・解説板の整備

一般公開の主出入口としている屏中門において、名勝の景観に配慮しつつ、入口としてわかりやすいサインの整備を行う。また、本質的価値の保存に配慮しつつ、ネットワークに沿った誘導サインの更新を行う。山林、庭園、建築内もしくは指定地外の各所に九年庵の価値や歴史を伝える解説板の設置を検討する。設置にあたっては、主要視点場等からの景観に配慮する。

③情報発信の充実

九年庵の歴史的なストーリーや様々な魅力についての情報を伝えるツールの充実に取り組む。パンフレットのほか、インターネットやSNS等を活用したオンラインでの情報発信の強化も検討する。

④展示物の充実

茶室「九年庵」の扁額や「不動院」の扁額、古写真や史資料などを活用し、来訪者が理解を深めることができる展示物の作成、配置を行う。

3) 便益管理施設の整備

①トイレ整備

指定地内外を含めて一体的にトイレの整備を行う。指定地敷地前までの給排水管が未整備であることから、下水道整備または浄化槽整備、埋設管接続工事もあわせて行う。

②管理・倉庫スペースの整備

物置は劣化が著しいことから、必要な修理・整備を行い、管理者やガイド等の管理スペース及び維持管理のための倉庫スペース等として活用する。必要に応じて平成2年(1990)の調査時にあった東側の下屋を復原し、茶室部材置き場を確保することも検討する。

受付、案内カウンターについては、来訪者のわかりやすさに配慮し、主屋内に設置を検討する。

③防火・防犯設備の整備

今後の活用に応じて、予防のための措置や初期消火のしやすさに配慮した消防設備を整備する。

防犯性向上のため、侵入監視装置や防犯カメラ等の防犯設備の整備を行う。また、石造物、展示物等の盗難リスクに備え、予め記録作成を行う。

獣害対応として、イノシシ防護柵の更新、整備等に取り組む。

④駐車スペースの整備

指定地外の駐車スペースについて、舗装や駐車ますの更新を検討する。また、周辺敷地の借地等を含め、活用に伴い不足する駐車スペースの確保に取り組む。

⑤管理用動線の整備

工事及び維持管理用の車両動線を確保するための動線計画を検討する。



図5-2-2 活用整備に関する基本計画

(3) 管理運営に関する基本計画

1) 運営主体

施設運営が経済的な負担とならないよう、指定管理制度など官民連携も見据えた持続的な体制整備に取り組む。

一般公開にあたっては、サービス等向上の観点から本県、神崎市、神崎市観光協会との連携体制、役割分担、実施方法についても適宜検討を行う。公開に係る実施要項について、今後の活用方法に応じて更新を行う。

2) 専門家・有識者・関係機関との連携

整備工事や定期的な維持管理にあたって、九年庵の本質的価値の保存の観点から適切な技術、人材を確保できる維持管理体制を継続的に確保する仕組みを検討する。

3) 地域・各種団体との連携・協力

地域や九年庵の歴史や魅力を後世に伝えるため、学校との連携など名勝庭園の維持・継承の担い手となる人材の育成に取り組む。

また、地域と連携した見回りや防災訓練を行うなど、地域や関係機関と連携した防災防犯体制の整備に取り組む。

第6章 整備計画

1. 保存整備に関する整備計画

1) 山林平場の調査・復元

平場に二次的に蓄積した土砂の除去を行う。また、平場については、旧状を調査の上、必要に応じて地質改良、地盤調整を行う。

2) 飛石、石垣、石階段の補修

健全性の回復及び活用に配慮し、踏圧による不陸が著しい箇所の補修・調整を行う。

石段、飛石の破損、ズレ、沈下などが生じている箇所については、補正、再設置による修理を行う。

健全性の回復を図るため、地盤面が上昇している箇所については、地盤面の^{すき}鋤取り、不陸調整等を行う。また、必要に応じて地盤面上昇の原因となる排水不良の改善も行う。

3) 石造物等の調査・補修

本質的価値の保存のため、歴史性等の調査を推進する。

資料等により当初の姿が明らかな灯籠は、破損箇所を修復し、現地に据え直す。本来の位置、配置と異なる箇所や傾きが生じている箇所については、据え付け直し・調整を行う。欠損が大きく、かつ資料等により当初の姿を確認することが困難な灯籠は、地震、強風等の災害による倒壊リスク軽減を前提に現状維持を基本とした修復を行う。

滝石組については、雑草、苔などにより、本来の姿がわからなくなっていることから、健全性の回復を図るため、雑草、苔の除去を行い、旧状を調査の上、然るべき位置、配置に修理する。

手水鉢が紛失している手水には、資料や事例等から旧状を調査の上、手水鉢の新設を検討する。

水琴窟は周辺のモルタルを削り取り、構造調査を行った上で清掃修理を行う。また旧状を調査の上、外観復元または水回りの復旧・整備を含めた機能復元を検討する。

4) 水系の回復

苔、雑草、堆積土砂、倒木等により、水の流れが生じにくく、また大雨の際に氾濫しやすくなっており、加えて、景観としてもせせらぎを感じにくくなっていることから、水の流れを回復し、せせらぎが感じられるようにするため、苔、雑草、堆積土砂、倒木等の除去を行う。

水路は底面の漏水防止措置、護岸石積の崩れや石が抜けた箇所の修復を行う。

庭池及び水路の安定的な水質、水量の維持が可能な水源の確保及び山林での活用、消防水利としての利用のため、現存する貯水槽について調査を行い、再利用を検討すると共に、劣化により利用が困難な場合は、修理または新設を行うことで水源の機能回復を図る。現在、水路の引き込み口となっている社務所との間を流れる川からの取水方法について改善を行い、庭園内の水流確保と増水時の防災の両立を図る。

護岸石積の調査を行い、漏水の原因となる石の抜け、破損等がみられる箇所については補修を行う。

安定的な水質、水量を維持するため、山林地区に設置した貯水槽からの引き込み流路を確保する。

上段池、下段池共に底面からの漏水が見られるほか、池に落ち葉や土砂が堆積し、流れが生じにくくなっていることから、健全性の回復を図るため、落ち葉や堆積土砂の撤去、清掃を行った後、底地の構造調査を実施し、サンプル作成、トレンチ等試験の実施を検討の上、補修する。本来の池の縁の石組が見えるよう、苔や雑草の除去、必要に応じて石組の据え直し等の再整備を行う。

5) 植栽による景観の回復

●高木類

健全性の回復及び活用、防災に配慮し、倒木及び倒木危険木の撤去を行う。傾斜する樹木は位置、枝張等を考慮し、支柱の設置、枝おろし、植え直し、移設又は撤去を行う。

庭園の主体となっているモミジは、本質的価値の保存のため、以下の箇所を剪定するなど整枝を行う。

- ・成長しすぎて借景の眺望を阻害している箇所（例：客間南）
- ・成長しすぎて枝同士が絡まっている箇所（例：客間南）
- ・部分的に枯れている箇所（例：客間南）
- ・害虫（テッポウムシ）による被害がみられる箇所
- ・建造物の保存・管理を阻害している箇所（例：待合跡の基壇部分）

モミジ以外の樹木についても、過大に成長し、眺望を阻害している箇所の枝を剪定・整理する。

●低木類

本質的価値の保存及び活用に配慮し、以下の箇所の樹木を剪定する。

- ・過大に成長したことにより石組の眺望を阻害している箇所（例：屏中門～石階段下部分のツツジ）
- ・通り道を塞いでいる箇所
(例:客間南のシャクナゲ（ただし、シャクナゲは一度に伐りすぎると衰弱するため注意を要する))
- ・蹲踞の眺望を阻害している箇所（例：客間西のクマザサ）
- ・建造物の保存管理を阻害している箇所（例：茶室西井戸のツツジ）

建造物、石造物等の毀損原因になっている箇所では状況に応じて植え直しを行う。（例：便所蹲踞のサカキ、参考：図 3-1-11）

●その他

実生木など、整備目標とする庭園の旧状には本来存在していなかった木については、現在の庭園景観とも合わせ、伐採、切り下げなど、その取扱いについて慎重に検討する。

6) 主屋の修理・整備

●修理

・客間棟・佛間棟・居間棟

軸部、土壁、床板、天井などに老朽化、損傷がみられるため、修理を行っていく。畳や建具については比較的良好な保存状態であることから、経過観察を行いながら、老朽、損傷箇所について部分的に補修、取替等を行っていく。特に、草葺屋根の谷部分や外壁腰壁の杉皮仕上部分については定期的な補修・更新を行い、健全な状態を維持する。

耐震診断の結果により、耐震性能の不足が確認されていることから、倒壊リスクの軽減を図るため、屋根の葺き替えに合わせた軽量化を検討するとともに、軸部の健全性の回復等を行い、本質的価値に配慮した補修を実施する。

・炊事場棟

全体として腐朽や損傷が著しいため、優先的に修理を行っていく。特に床組の腐朽が顕著であることから、土中水分の上昇を遮断するため床下に土間コンクリート打設する等、湿気対策を行う。床面、壁面、天井については、老朽箇所の修繕あるいは取替を行う。屋根は草葺と瓦葺の取り合い部分に雨漏りが見られるため、屋根葺材の補修や葺替、雨水対策を行う。

・便所棟

草葺屋根、壁面、軸部などの腐朽・老朽箇所について補修、取替等を行うとともに雨水・排水対策を実施する。

●耐震補強

・基本的な考え方

耐震補強にあたっては、庭園からの眺めや建物各室からの庭園の眺めを可能な限り継承し、文化財的価値や意匠性に配慮した補強要素を採用する。新設する補強要素は既存土壁の変更等によって軸組を保全するとともに極力目立たない箇所に配置するなど、内外の仕様や仕上げについて、現状の継承につとめる。

構造計算については、重要文化財（建造物）耐震診断指針・耐震基礎診断実施要領に準拠し、数寄屋造の特性を踏まえて建物の剛性、耐力、変形能力、振動性状を考慮した等価線形化法による方法（限界耐力計算）を採用する。

以上を踏まえ、耐震補強の方針を以下のとおり設定する。

九年庵が有する文化財的価値を最大限に生かした補強計画とする

・補強検討上の区分

耐震補強を検討するにあたって、構造形式や屋根葺材の違いによる荷重などを考慮して、客間棟、客間棟以外、便所棟の3つに区分を行った。

客間棟では想定荷重に合わせて補強を検討し、客間棟以外では最大荷重に合わせて補強を検討した。便所棟については現状保存を優先し、耐震補強を行わず、使用制限等により対応する。

・耐震補強（案）

客間棟と客間棟以外の部分について、耐震補強（案）の検討を行った。

・客間棟

以下の3つの案について検討を行った。

①鉄骨補強

鉄骨の柱や梁を配置することで、地震力と風圧力に対応する計画である。畳や天井を鉄骨柱が貫通し、建物内部に鉄骨柱が露出するもので、建物内部空間への影響が大きい。

②乾式土壁パネル+鉄骨フレーム

既存壁面の乾式土壁パネル（耐震性・防火性を備えた土壁下地。以下、同様）への変更、または乾式土壁パネルを一部新設することで地震力に対応するとともに、客間北側外部に鉄骨フレームを設けることで、強風の吹上が否定できない南側からの風圧力に対応する計画である。乾式土壁パネルへの変更を行う箇所以外については、既存土壁の補修を行い耐震要素として維持する。あわせて、垂壁、腰壁部分は、柱と構造的に切り離すことで、柱折損のリスク軽減を図る。客間北側の庭園に基礎及び鉄骨フレームが露出するため、庭園の景観への影響が大きい。

③乾式土壁パネル+木はしごフレーム

既存壁面の乾式土壁パネルへの変更と乾式土壁パネルの一部新設とともに、天井裏及び床下に木製のはしごフレームを設けることで地震力に対応する計画である。乾式土壁パネルの採用箇所以外は、既存土壁の補修を行い、耐震要素として維持することで、建築内外の意匠への影響を抑えることができる。あわせて、垂壁、腰壁部分は、柱と構造的に切り離すことで、柱折損のリスク軽減を図る。風圧力については、強風等が予想される場合に利用制限を行うなど、運用規則等での対応をあわせて行う。

以上の検討より、耐震補強の方針を踏まえ、庭園や建物の価値への影響及び毀損や現状変更が少なく、将来的に可逆性を最も確保できることから、耐震補強案③の方向をもって、整備の検討を進める。



図6-1-1 鉄骨補強（旧小澤家住宅）

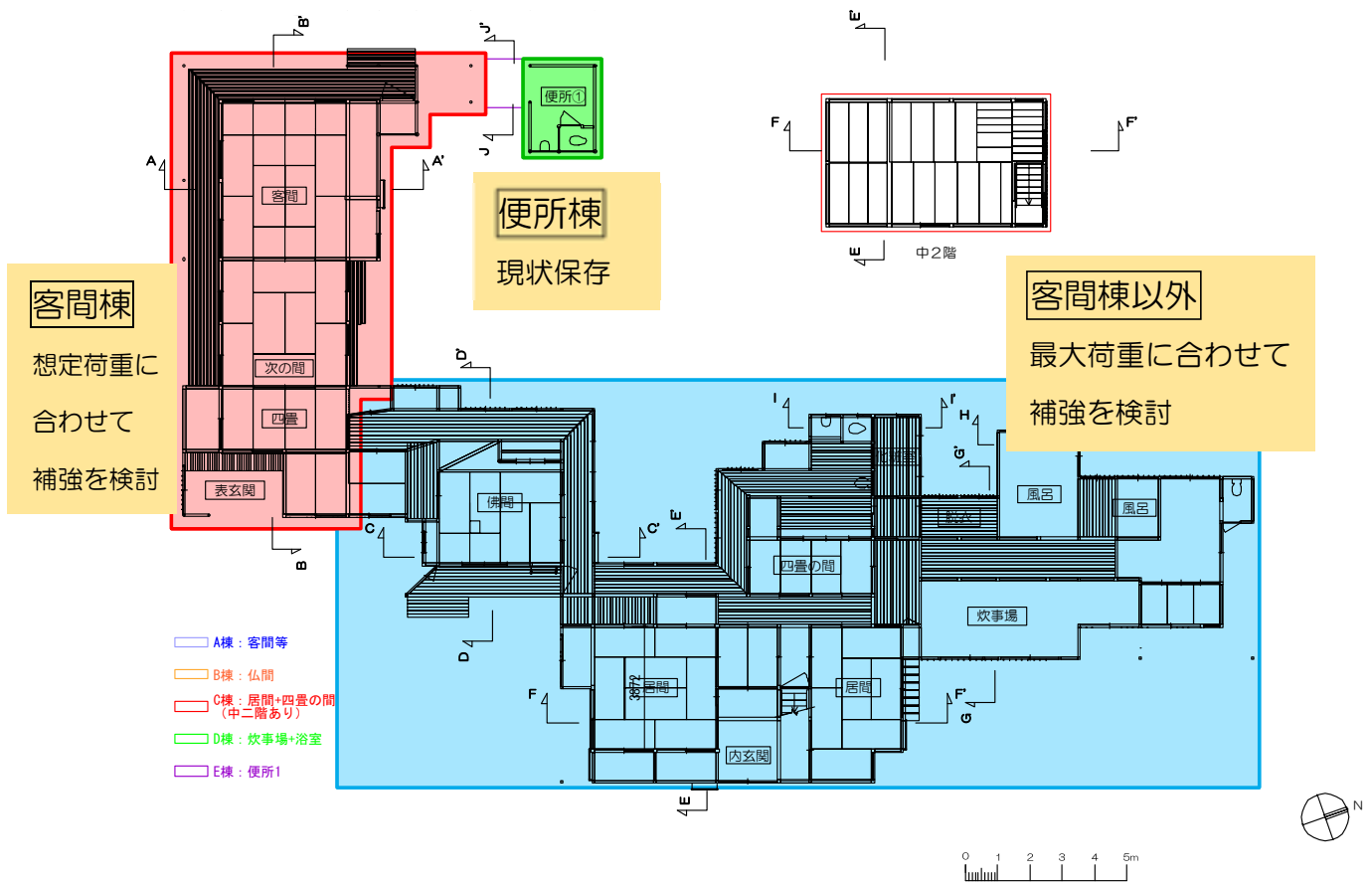


図6-1-2 補強検討上の分類

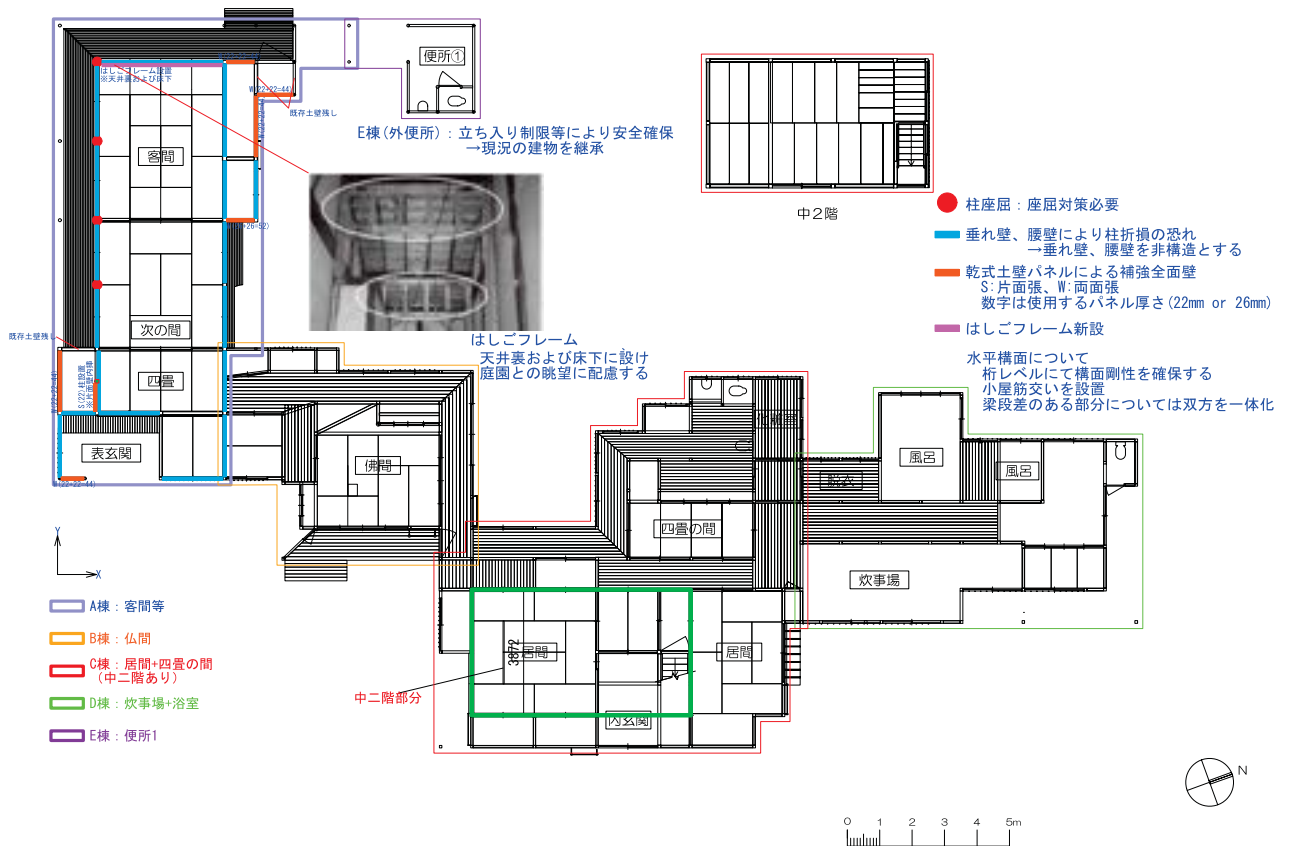


図6-1-3 改修・耐震補強(案)(客間棟)

・客間棟以外

既存壁面の乾式土壁パネルへの変更、または乾式土壁パネルを一部新設することで補強を行う計画とする。乾式土壁パネルに変更を行う箇所以外については、既存土壁の補修を行い耐震要素として維持する。あわせて、垂壁、腰壁部分は、柱と構造的に切り離すことで、柱折損のリスク軽減を図る。

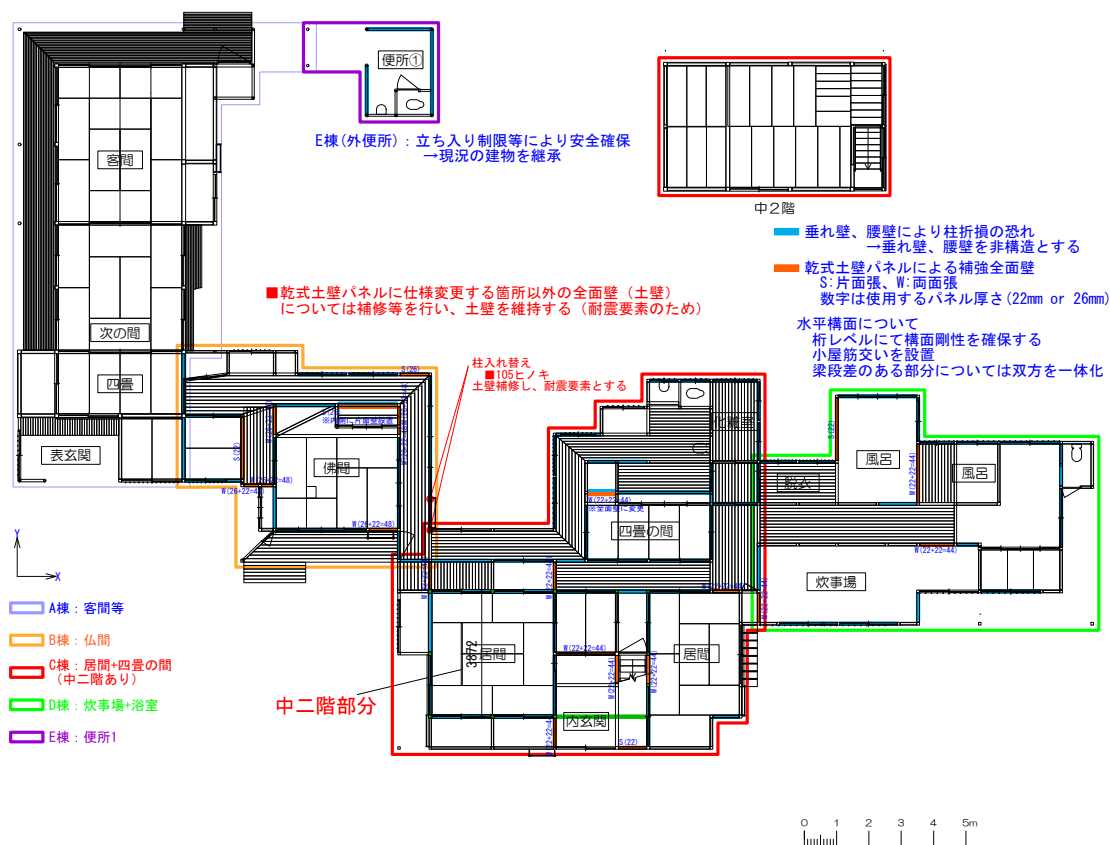


図6-1-4 改修・耐震補強（案）（客間棟以外）

7) 物置の修理・整備

物置は、古写真より東側下屋部の減築や間取りの改変、屋根葺材の変更などが行われていることがわかる。伊丹氏時代の様子を伝える名勝の構成要素として、今後も調査を行い、外観の修理に取り組む。内部については今後の活用に応じて柔軟に検討する。

8) 茶室・待合跡の調査・復元

後の植栽であるモミジが干渉して基壇の損傷が生じていることから、基壇の健全性の回復を図る。

物置に保管している茶室部材は劣化・損傷の悪化を極力防止するために適切な保管場所の検討を行う。

茶室・待合の当初の建物の姿が明確でないことから、茶室跡・待合跡及び保管部材等を調査の上、建物の復元と茶庭空間の回復について検討を行う。

9) 屏中門の修理・整備

屏中門の劣化や破損箇所について補修や更新を行う。整備にあたっては、旧状及び周囲の景観に十分配慮する。

旧状に関する継続した調査考察の上、当初の姿が明らかとなった場合には、必要に応じて調査結果に基づき、復元も含めた整備の検討を行う。

10) 東屋跡の調査・整備

旧状を調査の上、基壇の破損箇所については、補修や復元の検討を行う。

11) ベンチ・手すりの修理

ベンチ及び山林散策路沿いの手すりは、本質的価値を構成する要素であることから、苔や雑草を除去し、本来の姿の顕在化を図るため、清掃に取り組む。

ベンチは、劣化状況を調査の上、破損箇所は極力現状に配慮して補修を行う。

手すりの劣化箇所は、来訪者の安全性に配慮してやり替えを行う。また、現在手すりが設置されていない箇所、活用上必要な箇所には新たな手すりの整備に取り組む。新設する手すりのデザインは、名勝の景観との調和を第一に、シンプルな形態意匠とするとともに、既設の手すりとの連続性に配慮し、高さ、支柱間隔等を検討する。

2. 活用整備に関する整備計画

1) 公開活用の進展

①公開活用の方法

九年庵の本質的価値を適切に保存し、将来にわたり活用していけるような公開活用の進展に取り組む。検討にあたっては、公共施設であることを踏まえ、以下の視点に十分配慮する。

- ・公開活用の方法が名勝の本質的価値の保存にとって望ましい公開活用であること
- ・来訪者の満足度を維持できる公開活用であること
- ・来訪者が特別に不公平を感じない公開活用であること
- ・来訪者にとって安全な公開活用であること
- ・施設運営に経済的な負担がかからない公開活用であること

以上を踏まえ、想定される公開活用の方法案を以下に示す。なお、公開活用の具体的な方法は、今後、事業者ヒアリング等を踏まえて検討を進める。

<本質的価値に触れてもらう活用方法>

●一般公開の範囲・期間の拡大

- ・広く九年庵の価値の周知を図り、公平な見学機会を提供できるよう、一般公開を基本とする。
- ・必要に応じて事前予約制や料金設定などによる庭園及び建築の保存に影響を及ぼさない収容人数の抑制を検討する。
- ・養生や整備が必要な箇所、時期、天候などにより山林、庭園及び建築の立入を部分的に制限することも検討する。
- ・有事の際、適切な避難誘導を可能とするため、公開時間中は管理者の配置を基本とする。



図6-2-1 秋の一般公開（九年庵）

<見る以外の新たな価値を提供する活用方法>

●飲食の提供

- ・九年庵が人々をもてなす場として利用されてきたストーリー性を活かし、来訪者が庭園を眺めながら九年庵の歴史を体験することができるよう、飲食の提供を可能とすることを検討する。
- ・建築の損傷に注意し、飲食エリアを設定し、適切な配膳ルートを確保する。
- ・防災に配慮し、火気の使用を行わず提供できるものを基本とする。



図6-2-2 飲食提供（無鄰菴庭園）

●宿泊

- ・別荘として建築され、多くの人々をもてなしてきた歴史を活かし、これまで九年庵に関心を寄せることのなかった人々にも目を向けてもらえるよう、宿泊可能な施設とすることを検討する。
- ・建築の価値を保存しつつ、利用者の安全を確保するため、耐震性を確保した室を客室とする。
- ・価値の保存及び利用者の安全のため、宿泊中は夜間も管理者の配置を基本とする。

●イベントの実施・貸室

- ・庭園や建築の魅力を活かし、もてなし空間としてケータリングや弁当など現場調理を必要としない方法でのレセプション、食事会やウエディング（フォトウエディング、前撮り等）、屋内外でのコンサート、動画鑑賞会のほか、茶会、生け花、アロマ、写経、ヨガといった体験イベント等の期間限定での実施を検討する。
- ・利用者の希望に応じて簡易的なイベント等での場所貸しも検討する。
- ・イベント、貸室利用時は価値の保存及び利用者の安全のため、管理者の配置を基本とする。
- ・イベント、貸室利用時においても、適切な収容人数での利用を基本とする。
- ・学校教育現場と連携した取組の実施も検討する。



図6-2-3 結婚写真前撮り
(名勝立花氏庭園)



図6-2-4 茶道体験
(イメージ)



図6-2-5 生け花体験イベント
(名勝旧齋藤氏別邸庭園)

以上より、通常時の公開活用としては、一般公開、飲食の提供、宿泊といった方法が考えられる。しかし、宿泊の場合、収容人数や近隣の類似機能施設の計画など、事業性の観点において課題があることから、一般公開と飲食の提供を組み合わせた活用手法を第一の方向性案として、今後、検討を進めることとする。

②主屋の公開活用に向けた整備

公開活用は、名勝の本質的価値の保存を前提に、九年庵が人々をもてなす場として利用されてきたことを踏まえ、来訪者が庭園や建築を眺めながら現代では再現が難しい貴重な建築意匠の魅力や歴史を体感してもらえるような手法を選定することとし、ここでは、飲食を楽しみながら、庭園や上質な建築空間を堪能することができるサービスの提供を可能とする施設整備の一案を示す。

主屋においては、各棟各室の特性に応じ、変更や負荷の少ない公開活用を行うことを基本的な考え方として、整備を行う。公開活用の具体的な方法は、今後、事業者ヒアリング等も踏まえながら検討を行う。

●客室

(客間・次の間)は、池庭や平庭を望む開放的な視点場であり、客人をもてなすための主座敷である。四方柱の母の柱や面皮付の檜の長押、佐賀錦を模した割竹の網代天井など、造作や意匠に力が注がれている。大隈重信や高円宮をもてなした歴史のある上質な接客空間であり、比較的大人数の収容も可能なことから、レセプションも含めた食事提供のできる客室利用を想定する。

(佛間)は、付書院や三角の板床、円窓付の床脇を備える座敷であるが、天井や内法を低く抑え、掛込天井や蒲葦天井を用いて畳には炉を切り茶室の設えも有している。縁側には前庭、蹲踞や水琴窟が並ぶ。濡縁南端から南東側へ伸びる斜壁は庭を取り込む視界に配慮されている。数々の商談が成立したと伝わるこだわりの茶空間であり、客間とは異なる設えを活かし、茶会等での広間としての使用も含めたお茶、食事提供ができる客室利用を想定する。佛間の南側に位置する(北二畳)は待合として、(南二畳)は客間・次の間利用者の待合やクローク等としての利用を想定する。

(居間)は、内玄関のある内向きの空間である。建具の網代など、随所で数寄屋造の意匠が施されている。細部までこだわられた落ち着いた落ち着きある居間空間であり、(客間・次の間)、(佛間)よりは幾分かカジュアルで自由度の高い利用に対応した喫茶の客室利用を想定する。

●エントランス・受付・観光拠点

主要なエントランスは東門と考える。(北居間)部分のかつての土間・三畳を活かして、受付・管理人室とする。各棟へは受付後、主屋外部へ出て、各棟ごとの入口からアプローチすることを基本とする。なお、バリアフリー対応については炊事場棟北側の管理者出入口を併用し、廊下を介して各棟へのアプローチを確保する。

飲食利用者以外も観光情報を入手したり、九年庵への理解を深めたりできるよう、受付に隣接して情報案内を配置する。

●トイレ・厨房

水廻りは現状の配置を踏襲し、トイレ・厨房などの設備機器は更新する。

バリアフリーに配慮し、現状の(風呂2)を多目的トイレに更新する。土間に仮設のスロープを設置するなど、建築の保存と両立した多目的トイレへの動線を確保する。

主屋内はこの他、男女兼用(または男性用)、女性用、スタッフ用のトイレを各1基配置する。その他、庭園や山林の見学者も含めた適正器具数は、現在のボイラー室を活用し、指定地外のトイレを含め、施設全体として確保する。

(便所1)は客間棟と繋がり、意匠的にも数寄屋造建築として統一されているため、機能回復等の整備は行わず、名勝の構成要素としての保存を優先する。

●管理スペース

厨房北側の(三畳)は、スタッフ控室とし、(居間2階)は、倉庫と想定する。(四畳の間)は、配膳室など活用に応じたスペースとしての利用を想定する。

現在の物置は、倉庫や管理事務所といった活用を支える機能としての利用を想定する。

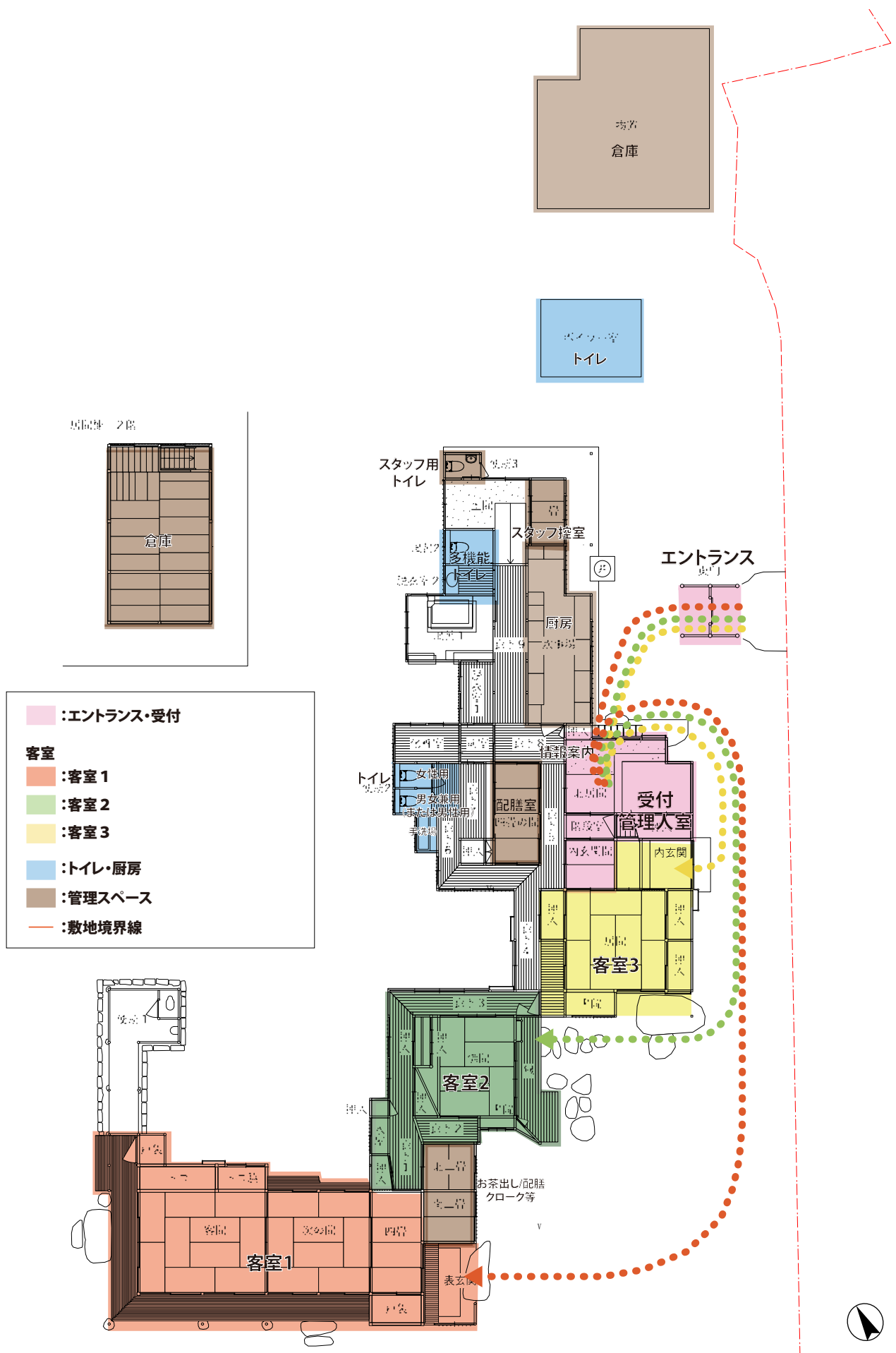


図6-2-6 飲食提供を想定した場合の主屋活用平面計画(案)



図6-2-7 活用平面計画(案)(航空写真、図6-2-6に対応)

2) 案内・解説・展示に必要な施設整備

①園路沿いの侵入防止柵の整備

来訪者の動線に沿って、必要な箇所に入侵入防止柵を設置する。侵入防止柵は、名勝の景観との調和に配慮し、極力高さを抑え、目立たない形態意匠の採用に心がける。また、すぐに劣化することのないよう、設置方法や材質にも配慮する。



図6-2-8
園路沿いの侵入防止柵（無鄰菴庭園）



図6-2-9 非公開箇所への侵入防止柵
（旧齋藤氏別邸庭園）

②案内・解説板の整備

案内・解説板として、来訪者に位置や順路を示すための案内板と九年庵の紹介を目的とした解説板を設置する。既存の案内板のうち老朽化したものは必要に応じて撤去・更新する。

案内・解説板のデザインは、名勝の景観との調和に十分配慮し、全体として統一感のある形態意匠、色彩等の採用を心がける。必要に応じて、周辺の文化遺産との連携を検討する。

【案内板】

案内板は、主要な出入口となる門の前や園路の分岐点となる箇所など効率的かつ効果的な配置に努め、必要最小限の設置数を心がける。デザインは視認性と景観との調和に配慮し、シンプルなものとする。

案内用に図記号を用いる場合は、ユニバーサルデザインに配慮し、JIS規格のピクトグラムの採用を図る。

【解説板】

解説板は、来訪者の写真撮影等に配慮し、目立たない形態意匠や写りこまない位置とすることを心がける。

解説内容は、古写真や古地図等を有効に活用し、九年庵の変遷や関係する人物、意匠的な特徴等がわかるように心がける。解説板に収まらない情報提供（多言語化への対応、動画配信等）にあたっては、QRコード等を有効に活用する。



図6-2-10 門周りに設置された解説板
（無鄰菴庭園）

③情報発信の充実

幅広く多くの人々に興味関心を持ってもらう情報発信に取り組む。冊子、WEB サイト、SNS など多様な媒体を活用し、モミジだけでなく、歴史や変遷、関わってきた人物など様々な角度から九年庵を紹介する。情報発信にあたっては、多言語化やアクセシビリティへの対応にも配慮する。

④展示物の充実

茶室「九年庵」の扁額や「不動院」の扁額、古写真や史資料等を有効活用し、史資料展示コーナーを設けたり、廊下や建物各室の設えとして配置したりして、九年庵の変遷や関わった人物、建築の意匠的特徴などをわかりやすく伝えるようつとめる。

扁額等の実物を活用して展示する場合は、カビや虫、動物等により損傷しないよう保存環境に十分配慮する。古写真や史資料を活用してパネル等を作成し、展示する場合は、取り付けによって部材等を損傷しないよう十分配慮する。

3) 便益管理施設の整備

① トイレ整備

衛生器具の適正個数算定法により、主屋での飲食提供を想定した場合のトイレの必要器具数を算定すると表6-2-1の通りとなる。

山林及び庭園の保護と建物への負荷の少ない整備とすることを第一とし、加えて、建物内の利用者と山林及び庭園の利用者双方にとっての利便性を考慮してトイレを配置する。これを踏まえ、主屋内のトイレの機能を更新するとともに、ボイラー室をトイレへ更新する。また、県有地北側の公衆トイレ（既設）も一体的に利用することで、サービスレベル1以上のトイレ器具数を確保する。また、バリアフリー及びサービス性に配慮し、主屋内には多機能トイレ及びスタッフ用トイレも配置する。

指定地内までの給水は、標高が高く、指定地内の高低差も大きいことから、県有地北側に受水槽を新設し、公衆トイレまで接続している給水管を延長して接続する方向で検討する。

排水は、指定地内に合併浄化槽を新設し、既設の水路を活用して放出する方向で検討する。合併浄化槽を設置する場合は庭園保護の観点から極力設置面積を抑えるものとし、活用方法に応じた適切な人槽規模を検討する。

表6-2-1 トイレ器具数（衛生器具の適正個数算定法に基づき算定）

サービスレベル	男性用			女性用	
	大便器	小便器	洗面器	便器	洗面器
レベル1：待つことが少ない良好なサービスレベル	2	2	2	3	2
レベル2：標準的なサービスレベル	2	2	2	2	2
レベル3：最低限のレベル	2	2	2	2	2

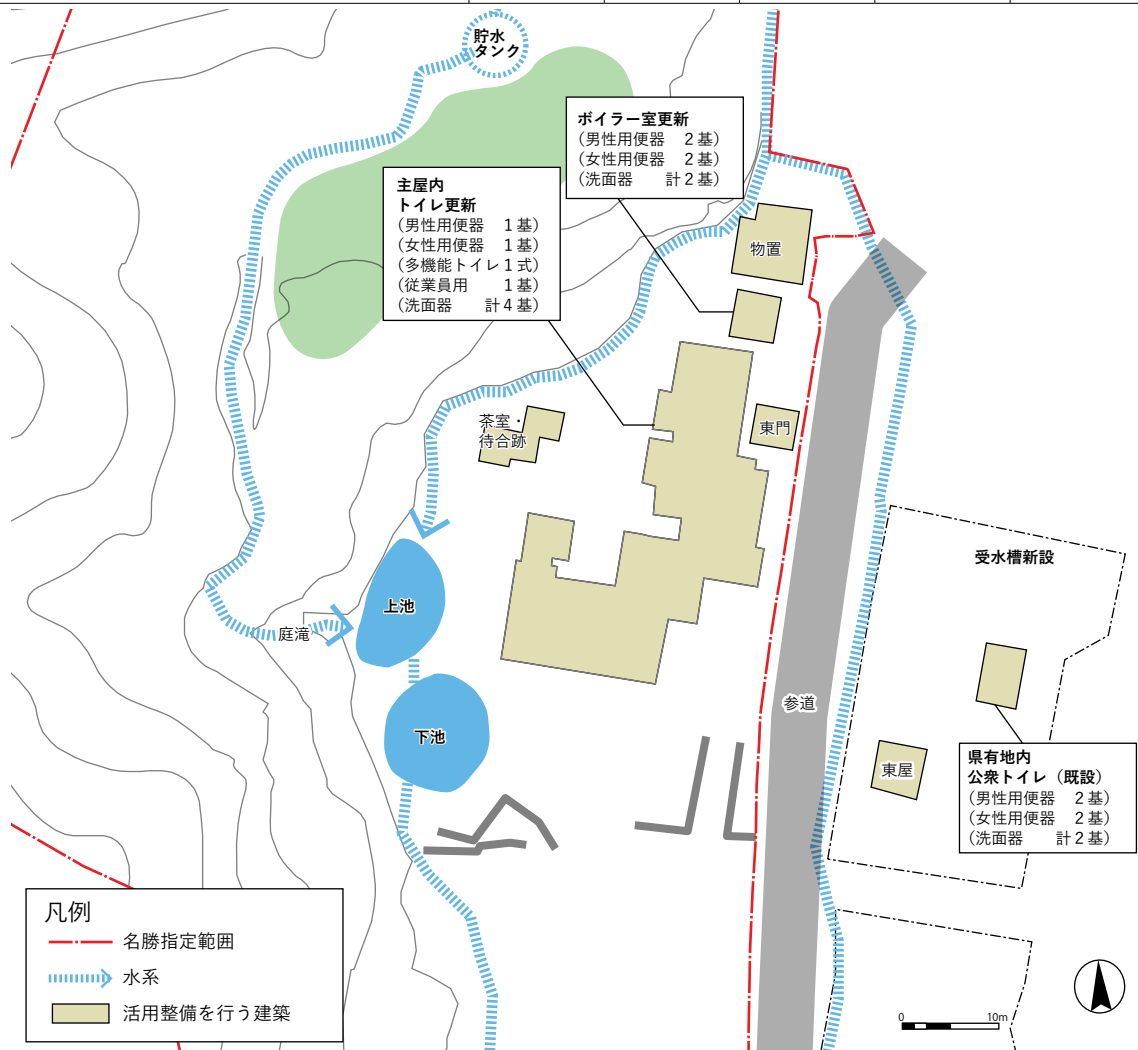


図6-2-11 トイレ及び給排水計画（案）

表6-2-2 上下水道に係る整備の検討事項

整備項目		手法	課題
上水道	(給水)	<ul style="list-style-type: none"> 既に県有地内の公衆トイレまでは上水道が整備されているものの、利活用に活かすためには水圧が不足するため、受水槽の設置が必要。 受水槽の設置場所としては、九年庵内または県有地公衆トイレ付近があるが、価値の保存の観点から、公衆トイレ付近への設置が望ましい。 	
	(受水槽)	・県有地内公衆トイレ付近に設置	・受水槽から九年庵内までの給水管を整備する必要があるが、私道であるため協議が必要である。
		・九年庵内に設置	・景観への配慮や庭園の保存との調整が必要である。
下水道	(排水)	・神崎市が進める屏中門付近までの下水道整備の計画が実現する場合、屏中門付近から指定地内へ下水道管を新設することが可能となる。	<ul style="list-style-type: none"> 地盤が岩盤であることから掘削ができない場合や、屏中門付近から建物付近までの標高差が高いことから、施工が困難となる可能性がある。 庭園内に下水道管を埋設することとなるため、庭園の保存との調整が必要である。
	(合併浄化槽)	<ul style="list-style-type: none"> 九年庵内においても、県所有となつてから一度更新しているボイラー室付近など、価値への影響が少ない場所への配置が考えられる。 排水は既存水路を活用する。 50人槽以下であれば、神崎市の浄化槽市町村整備推進事業にて対応可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 庭園の保存との調整が必要である。 浄化槽の設置位置、浄化槽設置に必要な広さの確保、浄化槽からの排水先の確保、浄化槽設置に伴う工事車両や資材の搬入路確保等の検討が必要である。

②管理・倉庫スペースの整備

物置については、老朽化による劣化損傷が著しいため、庭園の維持管理に必要な道具等を保管する管理・倉庫スペースとしての修理・整備を行う。

整備にあたっては、現状と同規模程度とし、名勝の景観に十分配慮した形態意匠を検討する。

③防火・防犯設備の整備

【防火に関する計画】

現存する建物はすべて木造で、外部内部ともに木材による仕上げであり、燃焼性は高い。特に主屋客間棟、佛間棟、居間棟、便所棟及び東門については草葺屋根であることから特に燃焼性が高く、延焼にも注意が必要である。

対応として、下記ア～エに示す防災設備の整備を検討する。各種設備は、消防法に基づく法定点検を実施するとともに、防災設備の機能を保持するため、防災設備の位置や不良事項等を適宜把握するなど、自主点検にも努めることとする。

この他、活用方法に応じて、消防法に規定される防火対象物の種類に応じた防災設備の整備を検討する。

ア 火災予防設備

雷保護システム（LPS）及び雷サージから電気・電子設備を保護するための雷保護システム（SPM）の整備を検討する。

イ 火災報知設備

建物内部は、火災を早期に感知できる煙感知器(アナログ式感知器)等の火災放置設備を整備する。また、煙や熱の変化を連続して感知して火災場所の特定を容易とし、火災の初期段階で注意情報を発信可能なR型受信機を整備する。整備にあたっては保存部分に負荷のかからない位置への設置を検討する。副受信機の設置、電線、ケーブルの整備もあわせて検討する。

建物外部については、火災の覚知・通報を強化するため、炎感知器や放火監視センサー等の設置を検討する。

ウ 火災通報装置

火災通報装置の設置等、消防機関に自動通報する設備の整備を検討する。

エ 消火設備

初期消火を確実に実施できるように、一人でも操作可能な易操作性消火栓設備や放水銃の整備を検討する。必要に応じて耐震性貯水槽の整備の検討もあわせて行う。

上記整備の他、予防措置として、指定地及び県有地内では原則火気の使用禁止や、指定地内における喫煙の禁止等、火元の発生源となるものを敷地内に持ち込まないよう徹底する。また、電気設備による漏洩火災が起きないように、今後の公開活用に向けて電気設備及び配線の取替工事を実施する。

【防犯に関する計画】

今後の公開活用によっては不特定多数の人が出入りすることが想定されるため、敷地内外に防犯カメラ、赤外線侵入監視装置、炎センサー、夜間照明を設置し、防犯体制を整えていく。また、犯罪を防止するため、指定地内の目の付きやすい場所には不用意に可燃物を置かないよう整理整頓を徹底する。警備会社や近隣住民と協力し非公開時における初期消火体制についても整えていく。

石造物や扁額等については、調査、記録作成を行い、管理カルテを整備するとともに、定期的な見回りにより盗難の早期発見体制を整える。また、必要に応じてレプリカの作製を検討する。

【獣害対応に関する計画】

獣害対応として、イノシシ防護柵等の隙間が生じている箇所を閉塞するため、劣化箇所の更新、不足箇所への追加整備に取り組む。必要に応じて侵入経路の調査を行い、侵入防止対策を講じる。

④ 駐車スペースの整備

駐車スペースは指定地外の県有地の使用を基本として検討する。

利用者の安全及びサービスの向上を図るため、舗装のやり替え及び駐車マスの明確化に取り組む。舗装材は、名勝の景観との調和に十分配慮して選定する。

駐車マスは、バリアフリーにも配慮し、幅の広い車椅子使用者用駐車スペースも確保する。

今後、活用の進展に応じて、県有地内での駐車台数が不足する場合は、本計画の対象範囲外も含めた検討を進める。

⑤ 管理用動線の整備

整備工事や維持管理において、重機等の搬入のための動線確保が必要である。九年庵の指定地前の道は仁比山神社の参道であり、階段や鳥居もあることから、車両の乗り入れは困難である。維持管理や工事においては作業車両の寄り付きは必要であり、参道の一部の使用を地権者と協議を進める。

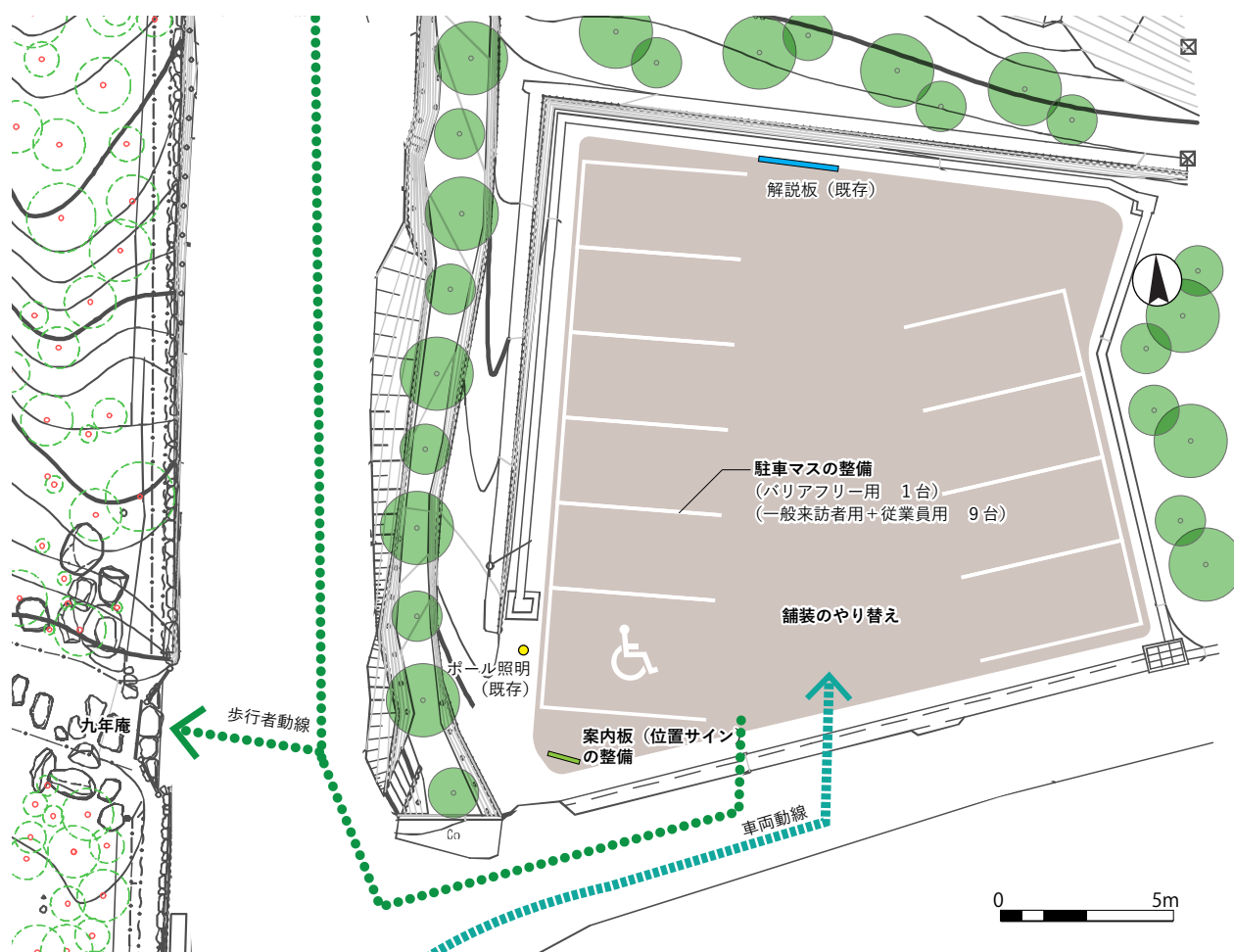


図6-2-12 駐車スペース整備計画(案)

3. 管理運営に関する整備計画

九年庵の保存、活用、整備の推進にあたって、求められる運営管理体制の方法について方向性を示す。

1) 運営主体

日常管理については官民連携も見据え、指定管理者制度の導入を検討する。

ボランティア団体と協働し、地域や九年庵の歴史や価値にかかわるガイド人材の養成に取り組む。

また、運営に関わる各主体での情報共有を円滑にするため、公開に係る実施要項について、今後の活用方法に応じて更新を行う。

2) 専門家・有識者等・関係機関との連携

九年庵の適切な保存、活用、整備の推進のため、専門家・有識者で構成する（仮称）名勝九年庵庭園保存活用委員会を設置し、各種事業の進捗確認や意見聴取を行う。

建築、造園等の技術的対応が求められる場合は、各分野の専門技術者、アドバイザーに相談し、助言を得る。

また、適宜、文化庁への相談、指導・助言を得る。

3) 地域・各種団体との連携・協力

神崎市、神崎市観光協会をはじめ、地域や各種団体と連携協力して取り組む。

九年庵に関心のある市民や市民団体、中学校、高校、大学、専門学校等が九年庵の維持・継承に参画できる仕組みの構築に取り組む。

また、防犯体制の強化に向けて、見回りや防災訓練の実施等に地元住民と連携して取り組む。

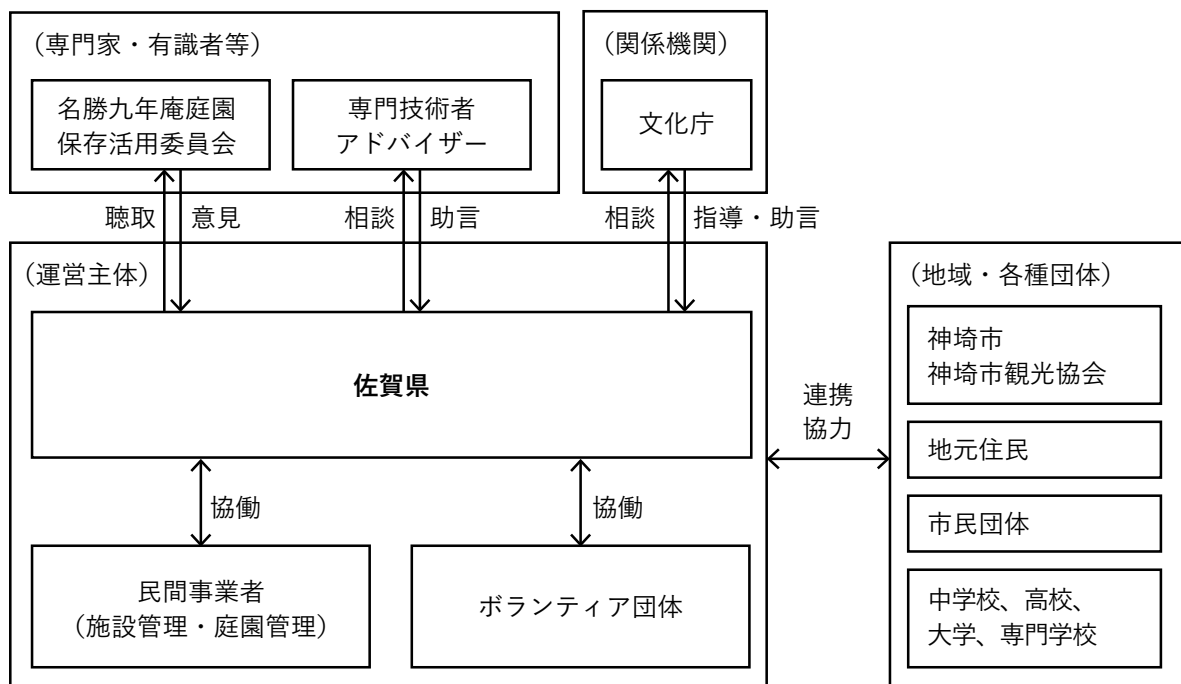


図6-3-1 管理運営体制

以上、1～3について、整備の優先度を設定したものを表6-3-1に示す。

優先度の設定の考え方は以下の通りである。

a 一般公開の価値向上、安全性確保に必要な整備	・一般公開の継続や発展に向けて対応が必要な整備 ・公開活用にあたり安全性を確保するために必要な整備
b 発展的な公開活用に必要な整備	・これまで非公開であった山林や建物の公開活用に必要な整備
c 時間をかけた対応が必要な整備	・丁寧な調査・検討・調整が必要であり、時間を要する場合

表6-3-1 要素ごとの具体的方策

※ A：本質的価値を構成する要素、B：Aと密接に関わる要素、

C：A、Bを支える要素、D：価値に密接に関わる周辺の要素、E：その他の周辺の要素

整備項目	要素の分類※	課題	具体的方策	優先度	
1. 保存整備					
1) 山林平場の調査・復元	① A	地形・地割	・園路に土砂が堆積	・堆積土砂の除去を行う。	a
	② A	飛石	・飛石の配置等が不明瞭	・旧状を調査の上、必要に応じて地盤調整、修景整備を行う。	b
2) 飛石、石垣、石階段の補修	① A	飛石、敷石	・庭園飛石への苔の付着、踏圧、樹木の根上がり、地盤面の上昇などによる不揃いや埋没	・旧状に関する調査を行う。 ・不陸が著しい箇所は補修・調整を行う。 ・園路の全体整備方針に沿って、必要な場合は新材による更新を検討する。	b
	② A	その他（散策路）	・石段の傾斜、土砂堆積		a
	③ A	構造物（石橋）	・石橋の浮き、傾き		b
	④ A	地形・地割（石垣）	・石垣のはらみ、苔の付着		a
3) 石造物等の調査・補修	① A	石組、石造物	・灯笼の破損、倒壊	・破損箇所を修復し、現地に据え直す。 ・欠損が大きく当初の姿が不明な灯笼は地震、強風等での倒壊リスク軽減を前提に現状維持を基本として修復する。	a
	②		・灯笼、沓脱石、流れ手水等への苔の付着	・清掃、苔の除去を行う。	a
	③		・井戸の機能不全	・調査の上、機能回復を検討する。	c
	④		・手水鉢・水琴窟の消失	・調査の上、機能回復を検討する。	c
4) 水系の回復	① A	水系（水路）	・水路への土砂等の堆積、護岸の破損	・雑草、堆積土砂の除去及び倒木の撤去を行い、水の流れを回復する。 ・水路の底面、護岸石積の崩れや石が抜けた箇所の修復を行う。	a
	②		・雑草が水路（流れ）の景観を阻害	・除草を行う。	a
	③ A	水系（池）	・池への土砂等の堆積	・雑草、堆積土砂の除去及び倒木の撤去を行い、水の流れを回復する。	a
	④		・池の漏水、滝の喪失	・池の底面、護岸石積の崩れや石が抜けた箇所の修復を行う。	a
	⑤		・池護岸の石組が不明瞭	・石組の調査を行う。	c
	⑥ A	水系（滝）	・滝石組が不明瞭	・石組の調査を行う。	c
	⑦ B	設置物（貯水タンク）	・貯水タンクの機能喪失	・修復又は撤去・更新による機能回復。	b
5) 植栽による景観の回復	① A	植栽（高木類、低木類）	・衰退している樹木 ・腐朽による倒木危険木 ・園路上に傾斜する樹木	・衰退樹木の治療又は伐採・植替を行う。 ・倒木及び倒木危険木の撤去を行う。 ・傾斜する樹木は位置、枝張等を考慮し、支柱の設置、枝おろし、植え直し、移設又は撤去を行う。	a
	②		・樹木による眺望の阻害	・主要視点場からの眺望を考慮し、阻害している箇所の枝の剪定・整理を行う。 ・現在の庭園景観を考慮し、伐採、切り下げ等の取扱いについて検討する。	a
	③ A	植栽（高木類）	・高木の太木化による周囲への影響	・周囲に影響を及ぼす枝の剪定・整理。	a
	④ A	植栽（低木類）	・低木が過大に成長	・通り道を塞いでいる低木の剪定を行う。 ・建造物の保存管理を阻害する低木の剪定、伐根、植え直しを行う。	a

第6章 整備計画

整備項目	要素の分類※	部位	課題	具体的方策	優先度	
6) 主屋の 修理・整備	A	客間棟	① 基礎	・石場建であり湿気・雨水侵入・虫害が影響	・雨水・排水、防蟻対策を行う	a
			② 床面	・樽縁の丸竹の損傷	・補修または取替	a
			③ 床面	・畳の腐朽	・表替えまたは取替	a
			④ 壁面	・土壁の損傷・雨漏りによる染み	・染み抜きまたは補修	a
			⑤ 壁面	・杉皮腰壁の腐朽・損傷	・補修または取替	a
			⑥ 建具	・障子戸腰板の腐朽	・補修または取替	a
			⑦ 建具	・建具の欠損・改変	・復原	a
			⑧ 天井	・雨漏りによる網代天井の腐朽	・補修	a
			⑨ 天井	・蓆天井の老朽化	・補修または取替	a
			⑩ 天井	・棹縁天井の老朽化	・補修または取替	a
			⑪ 屋根	・草葺の老朽化・損傷	・差茅および葺替え ・葺替え時に軽量化の検討	a
			⑫ 屋根	・軒廻り部材の損傷	・補修または取替	a
			⑬ 軸部	・客間南側柱の座屈	・縁側繋ぎ梁の復原 ・調査を実施した上、補修または取替	a
			⑭ 軸部	・柱頭・柱脚の腐朽	・補修または取替	a
			⑮ 耐震	・地震力・風圧力に対する耐震性能の不足	・耐震診断をもとに本質的価値を考慮した構造補強の実施 (現状柱を残し木材または鋼材で補強、意匠継承を優先し使用制限等の対応策を検討)	a
			⑯ その他	・防災設備が未整備	・整備	b
			⑰ その他	・電気設備の老朽化	・更新	b
A	佛間棟	① 基礎	・石場建であり湿気・雨水侵入・虫害が影響	・雨水・排水対策、湿気上昇の防止措置(土間コンクリート打設等)、防蟻対策の実施	a	
		② 床面	・床板の腐朽・損傷	・補修または取替	a	
		③ 床面	・畳の腐朽	・表替えまたは取替	a	
		④ 壁面	・土壁の損傷・雨漏れによる染み	・補修	a	
		⑤ 壁面	・割竹腰壁・杉皮腰壁の腐朽 ・獣害による外壁の損傷	・補修または取替	a	
		⑥ 建具	・障子戸の損傷	・障子紙の貼替	a	
		⑦ 建具	・網代張りの損傷	・補修	a	
		⑧ 天井	・雨漏りによる腐朽	・染み抜きまたは取替	a	
		⑨ 屋根	・草葺の老朽化・損傷	・差茅および葺替え ・葺替え時に軽量化の検討	a	
		⑩ 屋根	・軒廻り部材の損傷	・補修または取替	a	
		⑪ 軸部	・柱脚の損傷	・補修または根継ぎ	a	
		⑫ 軸部	・床組の腐朽	・取替	a	
		⑬ 耐震	・地震力に対する耐震性能の不足	・耐震診断をもとに本質的価値を考慮した構造補強の実施	a	
		⑭ その他	・水屋の給排水機能が未整備	・整備	b	
		⑮ その他	・防災設備が未整備	・整備	b	
		⑯ その他	・電気設備の老朽化	・更新	b	
A	居間棟	① 基礎	・石場建であり湿気・雨水侵入・虫害が大きく影響	・雨水・排水対策、湿気上昇の防止措置(土間コンクリート打設等)、防蟻対策の実施	a	
		② 床面	・床板の腐朽・損傷	・補修または取替	a	
		③ 床面	・畳の腐朽	・表替えまたは取替	a	
		④ 壁面	・土壁の損傷・雨漏れによる染み	・染み抜きまたは補修	a	
		⑤ 壁面	・割竹腰壁・杉皮腰壁の腐朽	・補修または取替	a	
		⑥ 建具	・木部の腐朽・損傷	・補修	a	
		⑦ 建具	・障子紙の改変	・障子紙の復原または整備	a	
		⑧ 天井	・雨漏りによる腐朽	・染み抜きまたは取替	a	

整備項目	要素の分類※	部位	課題	具体的方策	優先度	
6) 主屋の 修理・整備	A	居間棟	⑨ 屋根	・草葺の老朽化・損傷 ・瓦葺部分の雨水処理	・差茅および葺替え ・葺替え時に軽量化の検討 ・雨樋等の整備	a
			⑩ 軸部	・柱脚の損傷	・補修または根継ぎ	a
			⑪ 軸部	・床組の腐朽	・補修または取替	a
			⑫ 耐震	・地震力に対する耐震性能の不足	・耐震診断をもとに本質的価値を考慮した構造補強の実施	a
			⑬ その他	・トイレ・洗面の老朽化・機能不全	・整備および機能更新	b
			⑭ 防災設備が未整備	・整備	b	
	⑮ 電気設備の老朽化	・更新	b			
	A	炊事場棟	① 基礎	・石場建であり湿気・雨水侵入・蟻害が大きく影響 ・雨水が土間に侵入	・雨水・排水対策、湿気上昇の防止措置（土間コンクリート打設等）、防蟻対策の実施	a
			② 床面	・床板の腐朽	・取替または補修	a
			③ 床面	・畳の腐朽	・補修または取替	a
			④ 壁面	・土壁の損傷・雨漏れによる染み	・表替えまたは取替	a
			⑤ 壁面	・杉皮腰壁の腐朽・損傷	・補修または取替	a
			⑥ 建具	・障子戸腰板の腐朽	・補修または取替	a
			⑦ 建具	・建具の欠損・改変	・復原または整備	a
			⑧ 天井	・雨漏りによる腐朽	・補修	a
⑨ 屋根			・草葺と瓦葺取合部の雨漏り ・瓦葺部分の雨水処理	・差茅および葺替え ・調査の上、葺替・雨水対策の実施 ・雨樋等の整備	a	
⑩ 軸部			・柱脚の腐朽	・補修または根継ぎ	a	
⑪ 耐震			・地震力に対する耐震性能の不足	・耐震診断をもとに文化財の価値を考慮した構造補強の実施	a	
⑫ その他			・炊事場・風呂・トイレの機能不全	・整備	b	
⑬ 防災設備が未整備	・整備	b				
⑭ 電気設備の老朽化	・更新	b				
A	便所棟	① 壁面	・土壁の損傷	・補修	a	
		② 壁面	・杉皮腰壁の腐朽	・補修または取替	a	
		③ 天井	・雨漏れ等による腐朽	・補修	a	
		④ 屋根	・草葺の老朽化・損傷	・差茅および葺替え ・葺替え時に軽量化の検討	a	
		⑤ 軸部	・柱脚の腐朽	・補修または根継ぎ	a	
		⑥ 耐震	・地震力に対する耐震性能の不足	・使用制限等によるソフト対策の実施	a	
7) 物置の 修理・整備	① A	建造物（物置）	・物置全体の腐朽	・修理及び整備	a	
8) 茶室・ 待合跡の調 査・復元	A	建造物（茶室跡、待合跡）	①	・茶室、待合の当初の姿が不明瞭	・資料、保管部材の調査及び復元の検討	c
			②	・茶室部材の保管	・適切な保管場所の検討	a
			③	・樹木が待合跡に干渉	・樹木（モミジ）を抜根し、基壇を修理	a
9) 屏中門 の修理・整備	B	建造物（屏中門）	①	・門全体の老朽化 ・看板題字の色あせ	・調査結果に基づく復元または整備の検討を行う。 ・破損箇所の補修または取替を行う。	a
			②	・屏中門の建築当初の調査	・調査を行う。	b
10) 東屋跡 の調査・整備	① A	建造物（東屋）	・東屋上部構造の消失 ・現存する基壇が不明瞭 ・当初の姿が不明瞭	・資料や事例等により旧状に関する調査を行う。 ・調査結果に基づく復元または眺望点としての場の整備を検討する。	c	
11) ベン チ・手すりの 修理	① A	構造物（ベンチ、手すり）	・ベンチ・手すりの劣化	・苔等の付着物を除去し、清掃を行う。 ・ベンチの劣化箇所は補修する。 ・手すりの劣化箇所はやり替えを行う。 また、不足箇所は新設する。	a	

第6章 整備計画

整備項目		要素の分類※	課題	具体的方策	優先度	
2. 活用整備						
1) 公開活用の進展	①	—	—	・庭園とともに建築内や山林の活用促進	・九年庵の本質的価値を適切に保存し、将来にわたり活用していけるような公開活用の進展に取り組む。	b
		—	—	・来訪者のピークシフトを図る対策		
		—	—	・バリアフリーへの対応		
②	A	建造物(主屋)	・主屋内部の公開活用の推進	・各棟各室の特性に応じ、変更や負荷の少ない公開活用を行うことを基本的な考え方として、整備を行う。	b	
2) 案内・解説・展示に必要な施設整備	①	C	設置物(侵入防止柵)	・園路の侵入防止柵の損傷	・来訪者の動線に沿って、必要な箇所に侵入防止柵を設置する。	c
		C	設置物(看板)	・案内・解説板の不足	・案内板の整備、更新に取り組む。 ・解説板の整備に取り組む。	a
		—	—	・情報発信の不足	・様々な媒体での情報発信に取り組む。	a
		B	設置物(不動院扁額)	・史資料の公開展示	・古写真や史資料を活用した展示物の作成に取り組む。	a
3) 便益管理施設の整備	①	A	建造物(主屋)	・トイレ機能の強化	・主屋内でのトイレ設備の更新を行う。 ・ボイラー室をトイレ棟として更新する。 ・受水槽の新設を検討する。 ・下水道または合併浄化槽の整備を検討する。	b
		B	建造物(ボイラー室)			
		E	建造物(便所)			
	②	A	建造物(物置)	・管理、倉庫スペースの確保	・物置の更新を行う。	b
	③	C	設置物(イノシシ防護柵)	・防火・防犯・獣害対策	・防火設備の整備に取り組む。 ・防犯設備の整備に取り組む。 ・イノシシ防護柵の更新、新設に取り組む。	a
	④	E	駐車場	・駐車スペースの強化	・舗装のやり替え、駐車マスの整備に取り組む。 ・不足する場合は計画対象地外も含めて検討する。	b
⑤	—	—	・施工性の確保	・動線確保に向けた多角的な検討を行う。	a	
3. 管理運営						
1) 運営主体	①	—	—	・運営	・指定管理者制度の導入を検討する。 ・ガイド人材の育成に取り組む。 ・公開に係る要項の更新を行う。	b
2) 専門家・有識者等、関係機関との連携	①	—	—	・専門的な知識、技術	・委員会の設置、意見聴取を行う。 ・専門技術者、アドバイザーとの連携体制を整える。	a
3) 地域・各種団体との連携・協力	①	—	—	・地域、各種団体	・神崎市、神崎市観光協会との連携を進める。 ・市民、市民団体、学校等が参画できる仕組みを整える。 ・地元住民と連携した防犯体制を構築する。	b

第7章 事業計画

1. 年次計画

(1) 基本的な考え方

九年庵の整備は多岐にわたるため、長期に及ぶことが想定されるが、整備のために九年庵を一般公開せず閉園することは、来訪者の見学の機会減少につながることから、九年庵の完全な閉園は可能な限り避けることとする。一方、整備の様子の公開は、来訪者に普段見ることのできない場所や姿を見せることができる貴重な機会を提供することにもつながることから、積極的な公開を検討する。

整備範囲や内容を踏まえつつ、公開の企画や工夫を行いながら、保存整備や活用整備を推進する。

(2) 年次計画

(1) を踏まえ、年次計画を立案する。

保存活用計画との連携を考慮し、前期を令和6年(2024)から令和8年(2026)の3年間、中期を令和9年(2027)から、後期を令和15年(2033)からとする。

なお、複数年にわたる整備であるため、適宜、予算の調整が必要である。また、今後、基本設計、実施設計を行うにあたり、これらの設計及び設計に伴う調査等の進展により新たな発見があり、その内容によっては整備内容の見直しが必要になる可能性もある。今後の設計や工事の進捗等を踏まえつつ、文化庁や有識者等の指導助言のもと必要に応じて見直しを行う。

1) 早急に進めるべき整備(前期)

現状、劣化や損傷、機能不全等がみられ、一般公開の価値の向上や安全性の確保にあたり必要な整備(I a、II a)や、劣化や損傷、機能不全が著しく、発展的な公開活用にあたり必要な整備(I b)について、早急に取り組むべき整備と位置づけ、前期に実施する。

2) 活用を見据えながら進めるべき整備(中期)

現状、頻繁に損傷等の課題が生じているものの、早急に進めるべき整備の実施後に取り組むべき整備(I c、II c)や、現状、劣化や損傷、機能不全が深刻ではないが、発展的な公開活用を図るために必要な整備(II b)、または、現状では課題は生じていないものの、今後、発展的な公開活用を推進する段階で更新が必要となる整備(III a、III b)について、活用を見据えながら進めるべき整備と位置づけ、中期に実施する。

3) 将来を見据えて進めるべき整備(後期)

本質的価値を構成する要素について、名勝指定時を基準として大きな変化は見られないが、名勝指定時にすでに当初の姿が失われていたものに対して、時間をかけて旧状を調査し、将来的な復元も視野に入れて検討が必要な整備(III c)について、将来を見据えて進めるべき整備と位置づけ、後期に実施する。

		整備の優先度		
		a 一般公開の価値向上、 安全性確保に必要な整備	b 発展的な公開活用に 必要な整備	c 時間をかけた 対応が必要な整備
課題の緊急度（劣化・損傷の程度）	I 短期的 課題	山林平場の調査・復元1)① 飛石、石垣、石階段の補修2)②④ 石造物等の調査・補修3)① 水系の回復4)①③④ 植栽の回復5)①③④ 主屋の修理・整備6) 客間棟2～5,8～15、 佛間棟2～5,8～13 居間棟2～5,8～12、 炊事場棟1～11、便所棟6 物置の修理・整備7)① 茶室・待合跡の調査・復元8)②③ 案内・解説・展示に必要な施設整備2)②③ 便益管理施設の整備3)⑤ 専門家・有識者等、関係機関との連携2)①	飛石、石垣、石階段の補修2)① 主屋の修理・整備6) 客間棟16～17、 佛間棟14～16 居間棟13～15、 炊事場棟12～14	案内・解説・展示に必要な施設整備2)①
	II 中期的 課題	石造物等の調査・補修3)② 水系の回復4)② 植栽の回復5)② 主屋の修理・整備6) 客間棟1,6～7、 佛間棟1,6～7 居間棟1,6～7、 便所棟1～5 屏中門の修理・整備9)① ベンチ・手すりの修理11)① 案内・解説・展示に必要な施設整備2)④ 便益管理施設の整備3)③	山林平場の調査・復元1)② 飛石、石垣、石階段の補修2)③ 水系の回復4)⑦ 屏中門の修理・整備9)② 公開活用の進展1)①② 便益管理施設の整備3)①②④ 地域・各種団体との連携・協力3)①	石造物等の調査・補修3)③ 水系の回復4)⑤⑥
	III 長期的 課題		運営主体1)①	石造物等の調査・補修3)④ 茶室・待合跡の調査・復元8)① 東屋跡の調査・整備10)①

 早急に進めるべき整備
 活用を見据えながら進めるべき整備
 将来を見据えて進めるべき整備

青字：保存整備
 橙字：活用整備
 緑字：管理運営

図7-1-1 優先度を踏まえた整備の位置づけ
(図中番号は表6-3-1に対応)

表7-1-1 年次計画

整備項目	前期（3年間）			中期	後期
	1年	2年	3年	4年～	10年～
	R6	R7	R8	R9～	R15～
(1) 保存整備					
1) 山林平場の調査・復元	■	■	■	■	
2) 飛石、石階段の補修	■	■	■	■	
3) 石造物等の調査・補修		■	■	■	■
4) 水系の回復	■	■	■	■	
5) 植栽による景観の回復	■	■	■	▨	
6) 主屋の修理・整備		■	■	▨	
7) 物置の修理・整備		■	■	▨	
8) 茶室・待合跡の調査・復元			■		■
9) 屏中門の修理・整備			■	■	
10) 東屋跡の調査・整備					■
11) ベンチ・手すりの修理	■	■	■		
(2) 活用整備					
1) 公開活用の進展	■	■	■	■	▨
2) 案内・解説・展示に必要な施設整備	■	■	■	■	
3) 便益管理施設の整備	■	■	■	■	▨
(3) 管理運営					
1) 運営主体				■	▨
2) 専門家・有識者等、関係機関との連携	■	■	■	▨	▨
3) 地域・各種団体との連携・協力				■	▨
次期に向けて					
保存活用計画の見直し				■	■
次期整備基本計画の検討				■	■

■ 早急に進めるべき整備（前期）
■ 活用を見据えながら進めるべき整備（中期）
■ 将来を見据えて進めるべき整備（後期）
 ※破線は継続するもの

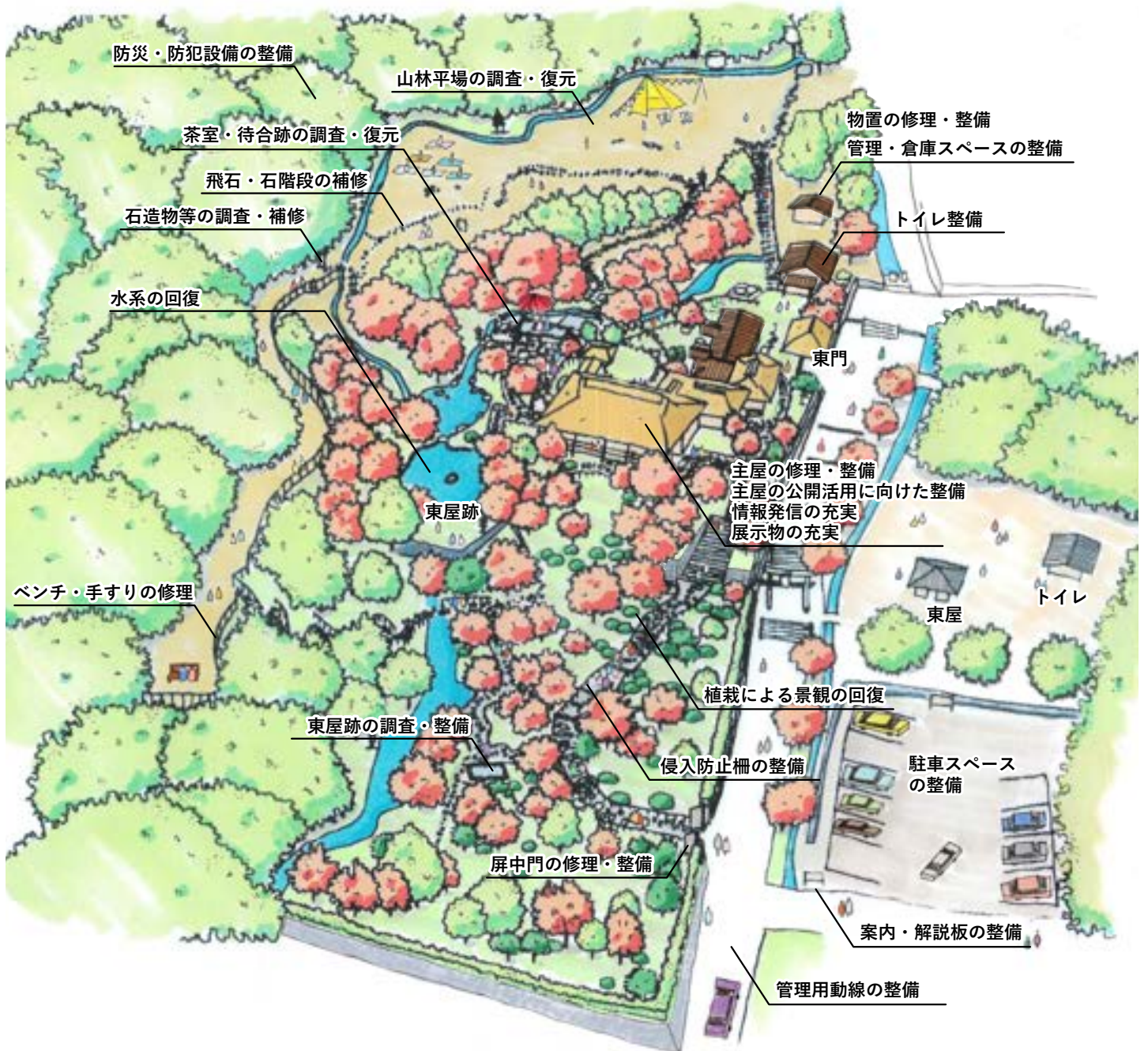


図7-1-2 完成予想イメージ

2. 整備に係る手続きについて

整備にあたり必要と想定される手続きを以下に整理する。ただし、活用方法に応じて、必要な手続きが異なるため、詳細については、今後具体的な検討に伴い確認することとする。

(1) 現状変更の許可申請（文化財保護法第125条、文化財保護法施行令、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則）

名勝指定地内において、現状を変更またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官の許可を受けなければならない。

ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

また、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」において、都道府県又は市の教育委員会に許可権限が委譲される行為が記載されている。

表7-2-1 現状変更申請が必要な行為（保存活用計画より転載）

内容	区分	部分	想定される行為の例
現状を変更する場合 (文化財保護法施行令第5条の規定に基づく現状を変更する行為を除く)	庭園	植物	○樹木・草本・地被等の新たな植栽・移植 ○修復や景観復元のために行う主景木の枝おろし・枝抜き等大規模剪定、生垣の大規模な刈込、根上り樹木の根切り ○植生基盤調査や地質調査等
		水系	○水系設備の更新・新設 ○水質・給排水機能の改善
		地表面・園路	○名勝指定地内での掘削・切り土・盛り土等土地の形状の変更 ○土砂の流亡や掘削、堆積がみられる箇所（築山・枯流れ、造成平坦面等）の地形・地割の復旧 ○地形・地割に係る造成地盤等を構成する石積・石垣の修理 ○石組・景石・飛石・延段の据え直し、砂利敷の拡大・追加 ○人造伽藍石の補修、復元 ○石造物の修理
	建造物	○老朽化・毀損等に伴う修理・耐震補強 ○扁額・天井の修理 ○主屋の屋内改修 ○建造物への重量物の搬入 ○失われた建物の復元	
	保存活用施設	○保存施設（名勝等標識、文化財説明版）の設置・改修・移設 ○案内・解説等サイン類の設置・改修・除却 ○防災施設（自動火災報知器、消火栓、防犯カメラ、放送設備等非常警報設備）の設置、改修 ○地下埋設物の設置・改修・撤去等 ○景観を阻害する工作物等の撤去 ○名勝の保存活用に際するプレハブ倉庫等の設置（設置期間が2年を超えるもの） ○便益施設等（特別公開時の視点場、園路灯、手摺、人止め柵、休憩所、くずかご、ベンチ等）の新設 ○照明灯の新設	
	調査	○発掘調査等各種調査における掘削、樹木の伐採・伐根 ○ボーリング等による地質及び地下水挙動等に関する調査 ○その他必要とされる調査	

(2) 建築確認申請・計画通知（建築基準法第6条、第18条、第87条）

本計画の対象範囲は都市計画区域内にあるため、建築物を建築する場合、建築基準法第6条に基づき、建築主事への確認申請が必要である。ただし、増築、改築又は移転の場合で、当該部分の床面積の合計が10㎡以内の場合はこの限りではない。

また、整備後の建築物の用途が飲食店に該当するなど、建築基準法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物に該当する場合で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える場合、建築物の建築のほか、大規模な修繕又は大規模な模様替えをしようとする場合も確認申請が必要である。

建築行為を伴わない場合であっても、建築物の用途を変更して、建築基準法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物とする場合で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える場合は、同法第87条の規定により、用途変更を行う前に確認申請が必要である。

ただし、本計画対象地は県有地であり、建築主が県の場合は確認申請ではなく、建築主事への計画通知が必要である。

(3) 防火対象物の使用開始の届出（佐賀中部広域連合火災予防条例第43条）

整備後の用途が、佐賀県中部広域連合火災予防条例施行令別表第1に掲げる防火対象物（同表（19）及び（20）を除く）に該当する場合、使用開始日の7日前までに、消防長又は消防署長に、使用開始の届出が必要である。

(4) 催事開催の届出（佐賀中部広域連合火災予防条例第42条の7）

不特定多数の人が参加する催物を本来の用途とは異なる建造物で実施する場合には、佐賀県中部広域連合火災予防条例第42条の7の規定により、消防署長に対し、開催日の14日前までに催事開催の届出が必要である。

(5) 営業許可の申請（食品衛生法）

食品を調理、加工、販売する場合、保健所に対し、営業開始日の2週間程前までに営業許可の申請が必要である。ただし、活用内容により手続きが異なるため、今後の具体的な検討に応じて内容の確認、協議が必要である。

(6) 保安林における制限（森林法第34条）

本計画の対象範囲には保安林が含まれるため、立木の伐採、立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉もしくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更を行うにあたって、県知事の許可が必要である。